

324
548

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18
50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



35.9.10

10.10.10

10.10.10

324-548



佛敎美術概論

大正
11.14
内交

序

予、往年佛教美術の研究に従事し、其の最初に當りて尤も困難を感じたるは、此の種の研究に參考すべき適當の著書無き事にして、之が爲に予は數年の間、恰も五里霧中に、或は經律儀軌の説を耽讀し、或は遺物の眞像を對檢し、或は彼我先輩諸賢の論稿を披閱せしなりき。其の間部分的研究に於ては、多少獲る所無きに非らざりしと雖も、而も未だ斷片的知識のみにして、斯學全般に關するものとしては、頗る茫洋の

嘆なき能はず。之に依て予は此の佛教美術全般に涉り、其の大猷を叙述すべき一部の編著を企圖し、爾來大藏中の經軌等を閲覽する毎に、得るに従て、該研究問題の参考に資すべき典據名目を注記し、以て自己の廢忘に備へ置きたり。蓋し佛教美術に關する研究は、我か學術界には未だ先蹤なき所にして、事全く草創に屬し、且つかゝる先蹤なき所の學術に對し、特に大膽にも全體に涉りての說述を試みたる事とて、茲に閣筆し了りて、翻て自ら之を顧るに、組織の不

完全なる、説明の繁簡宜しきを得ざる、且つ誤脱の多き、之を世に公にするの頗る赧顏の至りに堪へざるを覺えざるに非ず。而も或は又私に一部同好諸氏の爲に、幾分の裨益あらんことを思ふもの、此の書小著なれども、實に數年苦心の述作なればなり。例へば塔上の相輪は即ち露盤に外ならずとの斷案の如き、言僅に數語に過ぎずと雖も、予としては、數閱年從來の誤說に囚はれて、其の疑難の解決に非常の懊惱をなしたるなり。片片たる一語二語の説明の爲め

に慘憺たる苦心を爲せるもの、其の例實に二三にして止まず。讀者幸に此の書の粗笨杜撰なるを咎むること勿れ、後日必ず増訂完補の期あるを誓ふ。予別に「佛教之美術及歴史」の著あり、亦近く「佛像の研究」を公にすべし。庶幾はくは本書と併せ讀みて、批閱示教の勞を垂れ給はんことを

甲州岩崎の寓居に於て

小野 玄 妙 識

大正六年十月十七日

例 言

一、本書は始めて佛教美術を研究せんと欲するものの爲めに、一般的知識を了解せしむる目的を以て、研究上必要なる諸般の論目を擧げて、其の概要を叙述したるものにして、研究の範圍の極めて廣漠なると俱に、説明は一に簡約を主とせり。

一、本書の叙述方法は、専ら佛教美術全般に關する大綱を講明するに意を用ひたりと雖も、而も其の間斯學常用の典語に對し、比較的正確なる解義を意得せしめん爲めに、暇めて須要なる名辭を擧出し、私に之が講解に力を竭したり。

一、本書に援引の典據は、經、律、儀軌、疏釋、音義等、其の他可成信賴するに足る可きものに依り、直に本文を抄出して、自の説明に代へたり。是れ達意的叙述は動もすれば獨斷に陥りて、讀者の誤解を招かんことを恐れたるが故なり。

一、本書の引文は其の括弧に入れるものは、概ね本文の儘抄録すと雖も、而も

漢文のものは一般讀者の閱讀に便せんため全部之を普通文に改め、尙ほ往往前後省略せるものあるを以て、讀者にして、不審の點あらば、具に引く所の經律等の本文に就き、對讀檢案せらるべきなり。

一、本書の解説は、重大なる問題に非ざる限り、異說異解の説明に及ばず。其の援用の典據の如きも、多くは代表的と思はるゝもの一二を摘記し、他を省略せり。從て多少とも考證研究を要する事項も、問題の岐路繁雜に涉ることを恐れ、割愛せるもの頗る多し。

一、本書の挿畫は、本書の姉妹篇として、追て近く公にすべき「佛像の研究」に附載することとし、一切之が挿入を見合せたり。蓋し佛教美術の研究としては、佛像の研究が、主なる問題なるが、讀者若し本書を一讀し、他日更に此の「佛像の研究」をも、併せ閱覽せられれば、希くは本書の缺脱を補正するを得ん。

目次

第一章 緒論

- 第一節 佛教美術研究の過去及び現在 一
- 一 佛教美術の名義及び研究問題 一
- 二 泰西學者の佛教美術研究 四
- 三 現在日本に於ける佛教美術の研究 一
- 第二節 研究の方法並に分科 一四
- 一 佛教美術の研究如何 一四
- 二 予が研究方法と三種の要件 一七
- 三 研究の範圍及び其の分科 二一

第二章 寺塔

- 第一節 寺塔建造に就きての研究問題 二六

一 寺と塔……………二六

二 寺……………二七

三 塔……………二八

第二節 寺の建物……………三一

一 寺の原名……………三一

毘訶羅…三〇 僧伽藍…三三〇 阿練若…三〇 招提…三三

二 古代印度に於ける造寺の一例……………三四

三 建物の用材の相違……………三八

草房…三六〇 磚室…三六〇 瓦屋…三六〇 石室…三六〇

四 寺内諸建物の種類……………三九

五 主要なる建物の略解……………四四

佛殿…四四〇 講堂…四四〇 食堂…四四〇 布薩堂…四四〇 禪房…四四〇 廚房…四四〇 浴室…四四〇

哭〇圓屋…四四〇 門…四四〇 僧房…四四〇 方丈…四四〇 鐘樓…四四〇 鼓樓…四四〇 經藏…四四〇

哭〇灌頂院…四四〇 戒壇院…四四〇 唐院…四四〇 影堂…四四〇 護摩堂…四四〇 阿彌陀堂、藥

師堂、釋迦堂、觀音堂、文殊堂、愛染堂、不動堂、五大堂、羅漢堂…四四〇 常行堂、法華堂、三昧堂…
…五〇

第三節 塔……………五〇

一 塔の原名……………五〇

窣堵波…五〇 制底…五二〇 刹柱…五三

二 古制の造塔法……………五四

三 造塔用材の種類……………六〇

磚造…六二〇 木造…六二〇 石造…六二〇 銅製…六二〇 泥土…六二〇 金塔、銀塔、鐵塔、水精塔…六二

四 塔形の變遷及び種類……………六二

覆鉢塔…六二〇 露塔…六二〇 屋塔…六二〇 無壁塔…六二〇 龜塔…六二〇 柱塔…六二〇 十三重塔

…六二〇 九重塔…六二〇 七重塔…六二〇 五重塔…六二〇 三重塔…六二〇 多寶塔…六二〇 五輪

塔…六二〇 寶篋印塔…六二〇 相輪檼…六二〇 無縫塔…六二

五 塔の構造……………六九

基礎…六九〇 覆鉢…六九〇 方龕…六九〇 盤蓋…六九〇 寶瓶…七〇〇 寶珠…七〇〇 水燭…七〇〇 鐵

鎖……三〇鈴鐸……七三〇空輪風輪火輪水輪地輪……七四

六 塔中の安置物

舍利……七〇髮爪……七〇齒……七〇髑髏……七〇法華經……七〇金光明最勝王經……七〇寶篋印經……七〇無垢淨光陀羅尼……七〇尊勝陀羅尼……七〇

七 塔の付屬建造物

門……七〇欄楯……七〇柱……七〇

第三章 彫 塑

第一節 造像の起原に就きて

- 一 諸經典の傳説……………七九
- 二 遺物に見ゆる佛像……………八二
- 三 本尊像製作の起原に就きて……………八四

第二節 佛像の種類

- 一 佛像と佛畫……………八六

二 其の物質上の相違……………八九

材質……八九〇圖相……八九〇形體……七〇

三 諸尊像の類別

佛像……七〇〇佛頂像……七〇〇佛母像……七〇〇菩薩像……七〇〇明王像……七〇〇諸天鬼神像……七〇〇
〇變相及び曼荼羅……七〇

第三節 形像略説

一 佛像觀察に就きての諸種の問題……………九二

二 像 容……………九三

佛形……七〇〇菩薩形……七〇〇聲聞形……七〇〇童子形……七〇〇天女形……七〇〇忿怒形……七〇〇神王形……七〇〇鬼形……七〇〇畜形……七〇

三 身 色……………九八

金色……九〇〇黄金色……九〇〇白金色……九〇〇赤金色……九〇〇黄色……九〇〇淺黄色……九〇〇深黄色……九〇〇白黄色……九〇〇肉色……一〇〇〇白肉色……一〇〇〇赤肉色……一〇〇〇赤白色……一〇〇〇白色……一〇〇〇黒色……一〇〇〇黒肉色……一〇一〇黒青色……一〇一〇赤黒色……一〇一〇青色……一〇一〇青白色……一〇一〇青黒色……一〇一〇大青色……一〇一

四 衣 相……………101

袈裟…100 天衣…101 羯磨衣…101 甲冑…101 獸皮…101

五 印 契……………103

手印…102 契印…103

六 身莊嚴……………104

髮冠…104 瓔珞…104 環釧…105 臺座…105 後光…105 頭光…105 身光…105

第四節 造像法……………106

一 經軌の所説……………109

二 造像の作法……………109

御衣木加持…109 鑄尊容作法…111

三 形 相……………113

立像…113 坐像…114 倚像…116 臥像…116

四 丈 量……………117

丈六像…117 半丈六像…117 等身像…118 一搩手半像…118 大佛…118

五 材體の種別……………123

木像…123 石像…124 黄金像…124 銀像…124 金銅像…125 玉像…125 鑽石像…125 塑像…125 紙泥像…126 挾紵像…126 槌板像…127 蠟像…127 琉璃像、玻璃像、衆寶像…128

第四章 繪 畫……………129

第一節 佛畫の起原に就きて……………129

一 經軌の所説……………129

二 遺物との關係……………133

第二節 佛畫の種別……………135

一 用 途……………135

莊嚴用…135 本尊用…135 法具用…135

二 畫 相……………137

諸尊像…137 變相…137 曼荼羅…137

第三節 畫像法……………一三九

一 經軌の所説……………一三九

二 畫像の作法……………一四三

佛絹加持の作法……………一四〇印佛作法……………一四四

第四節 繡像及び織絨佛像等に就きて……………一四五

繡像……………一四〇織成像……………一四〇結珠像……………一四〇織珠像……………一四〇錦像……………一四〇

第五章 器物……………一四九

第一節 佛教關係の古器物概説……………一四九

佛物……………一四九法器……………一四九僧具……………一五〇

第二節 佛物……………一五一

一 嚴身具……………一五一

イ寶冠……………一五〇五佛冠……………一五〇觀世音菩薩の寶冠……………一五〇勢至菩薩の寶冠……………一五〇彌勒菩薩の寶冠……………一五〇虚空藏菩薩の寶冠……………一五〇師子冠……………一五〇口後光……………一五〇頭光……………一五〇

○身光……………一五〇ハ臺座……………一五〇金剛座……………一五〇師子座……………一五〇蓮華座……………一五〇磐石座……………一五〇
○荷葉座……………一五〇宜臺座……………一五〇獸鳥座……………一五〇師子座……………一五〇象座……………一五〇馬座……………一五〇
○孔雀座……………一五〇迦樓羅座……………一五〇牛座……………一五〇龜座……………一五〇盤座……………一五〇鴉座……………一五〇
猪座……………一五〇鬼座……………一五〇須彌座……………一五〇

二 持物……………一六七

イ花果等類……………一六〇蓮華……………一六〇白蓮花……………一六〇青蓮華……………一六〇紅蓮華……………一七〇紫蓮華……………一七〇
…一七〇未敷蓮華……………一七〇半開蓮華……………一七〇開敷蓮華……………一七〇蓮臺……………一七〇曼珠沙花……………一七〇
…一七〇楊柳……………一七〇蒲桃……………一七〇蘿蔔……………一七〇吉祥果……………一七〇俱緣果……………一七〇微若布羅迦果……………一七〇
…一七〇甘蔗……………一七〇口武器等類……………一七〇金剛杵……………一七〇獨鈷杵……………一七〇三鈷杵……………一七〇
…一七〇五鈷杵……………一七〇羯磨杵……………一七〇十字一鈷……………一七〇劍……………一七〇戰茶劍……………一七〇鈹……………一七〇
…一七〇斧……………一七〇鈹斧……………一七〇鈹斧鈎……………一七〇鈹鋒鈎……………一七〇戟……………一七〇三鈷戟……………一七〇
…一七〇刀……………一七〇鉞……………一七〇金剛鋒……………一七〇三鈷鉞……………一七〇鋒鏃……………一七〇鈹鏃……………一七〇鉞鈎……………一七〇
…一七〇棒……………一七〇如意棒……………一七〇鈎……………一七〇鐵鈎……………一七〇三鈷鈎……………一七〇金剛鈎……………一七〇
…一七〇索……………一七〇鎖……………一七〇弓……………一七〇箭……………一七〇榜排……………一七〇甲冑……………一七〇ハ道具等類……………一七〇
…一七〇梵篋……………一七〇寶篋……………一七〇輪……………一七〇四角金輪……………一七〇瓶……………一七〇胡瓶……………一七〇寶瓶……………一七〇
…一七〇寶珠……………一七〇如意寶……………一七〇青寶……………一七〇赤寶……………一七〇白珠……………一七〇鈸……………一七〇數

- 珠……一八三〇幢……一八三〇杖幡……一八四〇風天幢……一八四〇風幢上に伏苑形……一八四〇
- 摩竭幢……一八四〇檀拏幢……一八四〇花幢……一八四〇玉幡……一八四〇錫杖……一八四〇仙杖……一八四〇楊柳
- 杖……一八五〇天扇……一八五〇白拂……一八五〇如意……一八五〇孔雀尾……一八五〇傘蓋……一八五〇幡蓋……
- 一八五〇強蓋……一八五〇寶冠……一八五〇華蓋……一八六〇劍……一八六〇鏡……一八六〇塗香器……一八六〇香爐……
- 一八六〇燒爐……一八六〇水囊……一八七〇寶印……一八七〇琉璃壺……一八七〇金盤……一八七〇盤……一八七〇器
- 盤……一八七〇酒器……一八七〇二羯磨鎮壇……一八七〇鳴物類……一八七〇鈴……一八七〇鐸……一八八〇商估……
- 一八八〇笛……一八八〇鼓……一八八〇金鼓……一八八〇腰鼓……一八八〇鼓……一八八〇擊鼓……一八九〇鏡……一八九〇
- 銅鈸子……一八九〇琵琶……一八九〇篋篋……一八九〇鳳頭篋篋……一八九〇箏……一八九〇琴……一八九〇笙……
- 一八九〇鈺……一八九〇水雜……一八九〇日輪……一八九〇月輪……一八九〇半月形……一八九〇光形……一八九〇火炎
- ……一八九〇五色雲……一八九〇光明山……一八九〇宮殿……一八九〇塔……一八九〇佛頂……一八九〇毫相……一八九〇
- 〇如來眉形……一八九〇如來眼……一八九〇如來耳……一八九〇如來鼻……一八九〇佛口……一八九〇如來舌
- ……一八九〇舌唇……一八九〇牙……一八九〇如來臍……一八九〇馬陰藏……一八九〇化佛……一八九〇彌伽……一八九〇
- 〇寶師子……一八九〇

第三節 法器

一 莊嚴具

- 塚……一九三〇石塚、土……一九三〇木造の塚……一九三〇須彌壇……一九三〇寶閣……一九四〇厨子……一九五

- 〇佛龕……一六〇御斗帳……一七〇天蓋……一八〇三昧耶戒壇天蓋……一九〇金剛界大壇上の天
- 蓋……一九〇胎藏法大壇上の天蓋……二〇〇庭蓋……二〇〇赤蓋……二〇〇白蓋……二〇〇傘蓋……
- 二〇〇寶頂……二〇〇灌頂幡……二〇〇幡……二〇〇玉幡……二〇〇庭幡……二〇〇糸幡……二〇〇幢幡
- ……二〇五〇寶幢……二〇五〇華蓋……二〇五〇鏡……二〇六〇前卓……二〇七〇高座……二〇七〇禮盤……二〇八〇前
- 机……二〇九〇脇机……二〇九〇大壇……二〇九〇護摩壇……二〇九〇經机……二〇九〇香案……二一〇

二 供器

- 鉢、多羅、鏡匙箸……二二〇香爐……二二〇柄香爐……二二〇火爐……二二〇薄山火爐……二二〇火舍
- ……二三〇水瓶……二三〇華瓶……二四〇華瓶壺……二四〇燈爐……二四〇燭臺……二五〇燈臺……二五
- 〇閻伽器……二五〇茶湯器……二五〇塗香器……二六〇華蓋器……二六〇飯食器……二六〇供物器……
- ……二六〇酒水器……二六〇散杖……二六〇華籠……二六

三 道具

- 鐘……二七〇鍵稚……二七〇磬……二八〇華原磬……二八〇磬……二九〇引磬……二九〇雲版……二九〇
- 金鼓……二九〇鈺鼓……三〇〇鈞口……三〇〇鏡……三〇〇鈸……三〇〇木魚……三〇〇版……三〇〇鼓……
- ……三二〇大鼓……三三〇團扇大鼓……三三〇錫杖……三三〇禪杖……三三〇柱杖……三三〇如意……三三
- 〇五師子如意……三四〇拂子……三四〇笏……三五〇塵尾……三五〇數珠……三七〇金剛杵……三三〇
- 五鈷杵……三三〇三鈷杵……三三〇獨鈷杵……三三〇寶杵……三三〇羯磨杵……三三〇五鈷羯磨杵

- 三三〇三鈎羯磨杵……三三〇一鈎羯磨杵……三三〇二鈎杵……三三〇四鈎杵……三三〇九鈎杵
- 三三〇蓮華塔杵……三三〇鬼面杵……三三〇忿怒杵……三三〇人形杵……三三〇金剛鈴……三三〇獨
- 鈎金剛鈴……三三〇三鈎金剛鈴……三三〇五鈎金剛鈴……三三〇寶鈴……三三〇塔鈴……三三〇金
- 剛盤……三三〇寶輪……三三〇香象……三三〇白拂……三三〇金鐺……三三〇商估……三三〇扇……三
- 〇明鏡、金剛線、商木、華鬘、廿一結修多羅、蓮臺、白繪、寶冠、臂釧、腕釧、指環、覆面、茅環、草座、腰線
- ……三三〇山水屏風、十二天屏風……三三〇道具箱……三三

第四節 僧具

一 袈裟

- 三衣……三三〇僧伽梨衣……三三〇九品的大衣……三三〇九條衣……三三〇十三條……三三〇二十
- 五條……三三〇舊多羅僧衣……三三〇七條衣……三三〇安陀會衣……三三〇五條衣……三三〇大五
- 條、小五條、疊五條、折五條、大師五條、輪袈裟、鈴懸、種子袈裟、掛絛、威儀細……三三〇綬衣……三三〇衲
- 衣……三三〇衲袈裟……三三〇遠山袈裟……三三〇黃掃衣……三三〇金襴衣……三三〇平袈裟……三
- 八〇甲袈裟……三三〇如法衣……三三〇白袈裟……三三〇素袈裟……三三〇毘陀穀子袈裟……三三

二 三衣以外の衣服

- 五衣……三三〇十三資具衣……三三〇坐具……三三〇裙……三三〇副裙……三三〇厭蘇羅迦……三三〇

- 掩腋衣……三三〇副掩腋衣……三三〇拭身巾……三三〇拭面巾……三三〇剃髮衣……三三〇遮羞疥
- 衣……三三〇藥資具衣……三三〇舍勒……三三〇偏衫……三三〇直縷……三三〇道具衣……三三〇緋衣
- ……三三〇紫衣……三三〇香衣……三三〇木蘭衣……三三〇黑衣……三三〇半縷、燕尾、偏縷……三三〇袍
- 服、純色、裘代、素絹裳、袒單表袴、中袴、下袴、大口袴、刺貫……三三

三 日常用具

- 六物……三三〇十八物……三三〇鉢……三三〇鐵鉢……三三〇瓦鉢……三三〇石鉢……三三〇木鉢……三
- 三〇楊枝……三三〇漉水囊……三三〇刀子……三三〇火爐……三三〇鑊子……三三〇深豆……三三〇繩
- 床……三三

第壹章 緒論

第一節 佛教美術研究の過去及び現在

一 佛教美術の名義及び研究問題 世に美術なる語あり。審美的價值ある一切の人工を加へたる作物を總稱す。即ち繪畫、彫刻及び建築等は是れなり。今佛教美術と稱するは、蓋し佛教に關する繪畫、彫刻及び建築に名づくるなり。

抑佛教は過去二千四五百年間、東洋の文明を支配せしものにして、從て東洋の美術と云へば、其の十中六七迄は佛教美術なり。然れども佛教に關する繪畫、彫刻、建築等は等の佛教美術に對して、審美的研究を試むるに至れるは、極めて最近の事實に屬し、而も其は泰西學者に依りて、始めて着手されたる新學問にして、吾が佛教學界に未だ全く先蹤なき所なり。是れ他なし、其の研究の問題たるべき佛像、佛畫、殿堂等總じて是れ神聖なる信仰の對象にして、苟も佛教徒たるものの、其の作柄の巧拙等をば云爲すべきものに非ざればなり。予等亦佛教徒の一員として、佛像、變相

等を一種の骨董視して、之が神聖を汚さんと欲するものに非ずと雖も、既に諸般の學問が、分科的専門的に着着研究の歩を進められつつある今日に於て、佛教關係の作物に限る、特殊の取扱を受くると云ふが如きは、到底不可能なることにして、設令予等が研究せざるまでも、世の各専門學者は遠慮なく其の研究及び批評を進捗すべし。是に於てか、佛像等を絶對的に神聖なる信仰の對象として禮拜供養することとは、之を人工に依て作製されたる一種の美術上の作物として討究することとは、自から其の意義を異にすることとなり、隨て宗教上には吾等が崇拜の客體には相違なきも、普通の學術上には、單なる一物件として取扱はれざる可からざるに至るは、止むを得ざる必然的の結果なり。佛教美術の研究は、其の後に屬するが故に、之を論究するには、資料の如何を案じ、製作の年代を考へ、技術の巧拙を辨じ、様式の變遷を考ふる等、凡て之を一般美術の研究方法と其の軌を同ふせざる可からざるなり。但し佛教美術には佛教美術としての特長あり、若し單に盲目的に筆の味と整の香とを賞するに止まらば、遂に何の詮なからんも、茲に多少とも眞個に佛教美術としての美を鑑賞せむとならば、それに相應する適當なる説明を加へざる可からず。

例せば、趺坐し給へる一佛像あり、轉法輪の印を結ぶ、是れ即ち釋迦佛轉法輪の形像なりとせむ。或は一變相あり、中央に彌陀三尊佛在す、是れ即ち極樂淨土の有様なりとせむ。或は一建物あり、層々相疊む、是れ即ち佛舍利を安置せる窣堵波なりとせむ。凡そ是の如き等の物、是の如く了知するに於て、始めて俱に佛教美術を談ずべし。唯其は像なり繪なり建物なりと云ふのみにして、其已上に何等の説明を加ふること能はずとせば、其の研究や遂に無意義に終らざる可からず。方今世の一般美術家又は美術學者にして、或は佛教美術の説明を試みんとする者、尠ならずと雖も、恨らくは、之が準備研究たる佛教其ものに關する知識十分ならざるの故を以て、世俗に所謂虎を畫いて猫に類する底の説明、其の例之れ多し。殊に泰西の諸碩學の説明に其の弊尤も甚しきものあり。予等の頗る遺憾に堪へざる所なり。

思ふに目下佛教美術として研究すべき問題は、其の種類多數あるべし。建築にもあれ、彫塑にもあれ、將た繪畫にもあれ、算へ來らば幾多の問題は速座に提起さるべしと雖も、而も其の焦眉の急務は、部分的の特殊の研究よりも、寧ろ全體的總括的

解説を施し、以て佛教美術に關する一般的知識を普及するに在るが如し。是れ予等不肖而も自ら揣らず、妄に此の一篇を起草し、及ぶ丈所有問題に對して、諸種の方面より愚推を下し、一往の卑見を陳ぶるに至りし次第なりとす。

二 泰西學者の佛教美術研究 佛教美術の研究は、近く七八十年前より以來、印度古學の勃興に伴ひて、カンニングハム、フェルガソン等諸氏の努力に依りて、其の基を開きし新學科にして、右研究の試みられて以來、未だ日尙ほ淺く、其の研究範圍も印度西域及び南洋等の一部に限られて、支那及び我が日本に及ばず。從て内容も整はず、攻證も杜撰の譏を免れざる可きは止むことを得ざる所なり。但是れ等諸氏の努力に依りて、佛教の母國たる印度並に西域等の古美術を紹介せられ、予等として佛教美術の源泉の存する所を窺ふことを得せしめられたるは、予等の深く感謝に堪えざる所なり。蓋し過去數十年間に於ける佛教美術の研究は、要するに唯泰西學者に依りて企てられたる印度を中心とせる部分的基礎的研究に過ぎざりしなり。而して此に關係せる著述にして、予等の見聞に觸れし所のもの著作者並に其の書名を列記せば左の如し。

バードウッド氏著作

印度美術 G. Birdwood.—Indian Arts. 1880.

アラバスター氏著作

法論 H. Alabaster.—The Wheel of the Law. 1871.

パージェス氏著作

西部印度古物學 J. Burgess.—Archaeological Survey Western of India. 1848-78.

アマラーワチー及びビジャッガヤペーの佛塔記 J. Burgess.—The Buddhist Stūpas of Amāravati and Jaggayapeta. 1887.

カンニングハム氏著作

ビルサの諸佛塔 A. Cunningham.—The Bhilsa Topes. 1879.

ブルフートの塔 A. Cunningham.—The Stūpa of Bharhut. 1879.

印度刻文集(阿育王の刻文) A. Cunningham.—Corpus Inscriptionum Indicarum. (Inscriptions of Asoka) 1879.

大菩提寺 A. Cunningham.—Mahābodhi, or The Great Buddhist Temple at Buddhagaya. 1892.

フェルガソン氏著作

- 印度の石窟諸寺の解説 J. Fergusson.—Illustration of the Rockcut Temples of India. 1845.
 印度古代建築 J. Fergusson.—Ancient architecture in Hindostan. 1847.
 古建築學史 J. Fergusson.—A History of Architecture. 1865-67.
 アマラロープチ・塔誌 J. Fergusson.—Description of the Amaravati Tope. 1867.
 樹木及び龍陀崇拜 J. Fergusson.—Tree and Serpent Worship. 1873.
 印度の諸窟寺 J. Fergusson.—Cave Temples of India. 1880.
 印度及び東方建築史 J. Fergusson.—History of Indian and Eastern Architectures. 1899.
 フーシェー氏著作

- 健駄邏の希臘佛教美術 A. Foucher.—L'art gréco-bouddhique du Gandhāra. 1905.
 印度佛像研究 A. Foucher.—Étude sur l'Iconographie bouddhique de l'Inde d'après des documents nouveaux. 1900.

グリッフィス氏著作

- アジャンターの佛教窟寺に於ける繪畫 J. Griffiths.—The Painting in the Buddhist Cave

Temples of Ajanta. 1896-7.

グリッグス著作

- 印度紀念物の保存 W. Griggs.—Preservation of National Monuments in India. 1895.
 印度古代の殿堂及び雕刻 W. Griggs.—The Ancient Monuments, Temples, and Sculptures of India. 1897.

グリュンウエーデル氏著作

- 印度佛教美術 A. Grünwedel.—Buddhistische Kunst in Indien. 1893.

- 同 Buddhist Art in India. (Translated by J. Burgess.) 1901.

ハーヴェル氏著作

- 印度雕刻及び繪畫 E. B. Havell.—Indian Sculpture and Paintings. 1908.

インドラーヂ氏著作

- ソロバロー及びパダナに於ける古代の遺物 BhagvānlatIndrāji.—Antiquarian remains at Sopāra and Padana, being an account of the Buddhist Stūpa and Aśoka Edicts recently discovered. 1882.

- ミトラ氏著作
 佛陀伽耶 R. Mitra.—Buddhagaya, The Heritage of Sakyamuni. 1878.
 メーセー氏著作
 サンチー及び其の遺物 E. C. Maisey.—Sanchi and its Remains. 1892.
 ベッペー氏著作
 ビブラーヴ塔誌 W. C. Peppé.—The Biprahwa Stupa, containing Relics of Buddha. 1898.
 プライテ氏著作
 ボロブドリア寺雕刻佛傳 C. Pleyte.—Die Buddha-Legende in den Sculpturen des Temples von Böro-Budur. 1902.
 リスデビッツ氏著作
 佛教時代の印度 F. W. Rhys Davids.—Buddhist India. 1902.
 シュラギントワイト氏著作
 西藏佛數 E. Schlagintweit.—Buddhism in Tibet. 1863.
 西藏佛像形體論 E. Schlagintweit.—On the Bodily proportion of Buddhist Idols in Tibet.

1863.

スタイン氏著作

古于闐 M. A. Stein.—Ancient Khotan, or Details Report of Archaeological Exploration on Chinese Turkestan. 1907.

ワッデル氏著作

西藏佛教 L. A. Waddell.—The Buddhism of Tibet. 1895.

ワッレン氏著作

ブールフォート塔の二浮彫 S. J. Warren.—Two Bas Reliefs on the Stupa of Bharhut. 1890.

已上の諸著中に於て、其の若干卷は、予も嘗て一見せるものにして、未だ固より精究を経たるに非ずと雖も、總じて之を考ふるに、泰西諸碩學の研究は、印度西域に於ける佛教美術を、諸種の方面より遺憾なく世界の學壇に紹介せられたり。然れども佛教に對し、専門家ならざる諸氏が、零細なる一部の知識を以て之が解説を試みられたるものなるを以て、其の推定の誤れる記述頗る尠なからず。予等をして忌憚なく批評せしむれば、カンニングハム、フェルガッソン、バージエス、グリッフィス、グリュンウエ

イデル等諸碩學の解説、其の或物は正解を得と雖も尙ほ説明の足らざるもの多く、或物は全然見當違の誤説を述べたるもの尠なからざるなり。之を例せば、佛傳圖、本生圖に於て、此は某佛傳圖なり、某本生圖なりとまで解説を附し乍ら、其の圖中の人物形像の説明をなすに當りて、具に經證を辿りて對讀者查せざりし結果として十全の圖説を加ふるに至らず、漫然たる一往の説明を施されたる比比皆然り。かの佛傳圖の如き、降誕圖、成道圖、轉法輪圖、涅槃圖の類は、何人も一目して其の圖相を識別し得べしと雖も、一の成道圖の中に、魔女の誘惑、諸魔の襲來、さては堅牢地神出現の次第をも雜然と畫出せる如き例に至りては、之が正確なる説明は、經證との對檢を爲すに非ざれば能はざる所なり。印度其の他の彫刻繪畫に顯はれたる畫圖中には、連續して時間を異にせる説話を雜然一圖中に示せるを普通とするが故に、圖を檢せんものは、先づ此の點に注意するを要す。然るに泰西學者の研究は、未だ斯る具體的の説明に入らざるが故に、不完全の説明と共に、時に或は思はざる誤説を下せるもの、其の數甚だ多きを致せるなり。又佛教を知らざるが故に、途方もなき見當違の觀察を記せるもの、是れ亦甚だ多し。即ち彼の執金剛神の如きグリーン

ウエーデル氏が、之を密迹力士と解することを知らずして、提婆達多又は天帝釋と見て、永々と自家の誤解を詳記せる如き、凡そ是の如き類の誤謬は、隨處に檢舉し得べきなり。

要するに泰西學者が、印度並に其の附近の佛教美術を世界に紹介せられたるは、予等の感謝せざる能はざる所、且つ又兎も角も或程度迄の解説を施されたる其の間の努力は、是れ亦大に驚歎に堪へざる所なりと雖も、而も其の研究の未だ頗る不充分にして、諸般の事項に亘りて、研究再考の餘地あるは事實なりとせざる可からず。況んや支那、日本の佛教美術に至ては、泰西學者の未だ殆ど手を下さざる所にして、是れ予等が新に研究を開始するを要する學界の新乾坤なりと云ふ可きなり。

三 現在日本に於ける佛教美術の研究 翻て現在我國に於ける佛教美術研究の有様は如何と云ふに、其は單に一部美術家有志家の間に、極めて消極的に研究されるに過ぎずして、特に記述すべき程のものも之れ無きが如し。之を著書に見るに、僅に

文學博士前田慧雲氏編 佛教美術

第一章 緒論 第一節 佛教美術研究の過去及び現在

文學士堀謙徳氏著 美術上の釋迦

等あり。前著は、グリンウェーデル氏の印度佛教美術の翻譯にして、固より名著たるには相違なきも、根本的に修正を要す可き原著者の過失も間之れ無きに非ず。後者はポロブドリア寺院彫刻及びフィシー氏の健駄選佛敎美術等に就き、釋尊の傳記に關するもの數十點に就きて、一往の説明を加へられたるものにして、佛敎美術の研究上、頗る參考すべき好著なりと雖も、惜らくは其の取材に於ても、説明に於ても、此の上に尙ほ補充し又は訂正すべき事項相當に之れ有る可きが如し。又

津田敬武氏著 釋迦像の研究

あり。是れ主として釋尊の佛像を研究せるが、其の前篇に於て、印度の釋迦像を論ぜらる。其の中遺物崇拜等の事にも言及さると雖も、未だ其の意を竭さざる所あるが如し。而して此の三著の外には、純粹なる佛敎美術關係の著書として特筆すべきもの之れなき次第なり。顧みれば東洋唯一の大乗佛敎國たる我學界として聊か寂寞の感なき能はざるなり。唯一般東洋美術の研究、否日本美術の研究として、其に附屬して多少の研究を試みられたるものは、幾分之れ有り。即ち

博物館藏版 稿本日本美術略史

文學博士高山林次郎氏著 美學及美術史

大村西崖氏著 東洋美術小史

同 支那美術史彫塑篇

古社寺保存會編 國寶帖

審美書院發行 東洋美術大觀

同 審美大觀

國華社發行 月刊雜誌國華

等の類是れなり。然れども未だ纏りたる研究は之れ有らざるなり。去歲畏友故平子尙氏の佛敎藝術の研究の刊行あり。同氏生前の論稿を蒐集せるものにして、其の中有益なる攷證尠なからざるも、是れ亦極めて一局部の研究に止まれり。之を要するに佛敎美術の研究は、過去に於ても現在に於ても其の研究盛なりと云ふを得ず。又泰西學者の研究も、我學界の先輩諸氏の研究も、俱に未だ半途に在るものにして、即ち今後に於て更に益研究の必要あるものなり。

第二節 研究の方法並に分科

一 佛教美術の研究方法如何 神聖なる信仰上の客體たる佛像、佛畫も、茲に學術上の見地よりして、單に人工に依て作られたる一物件として研究さるる場合、即ち佛教美術上の一作物として考察せらるる時に於て、其の研究の方法が、普通一般美術の研究法と、其の軌を一にすべきは勿論なりと雖も、苟も佛教美術を佛教美術として正確なる解説を下さんと欲せば、其に相應する適當の用意なかる可からず。然るに現今の藝術史家等にして、佛教美術を談ずるものは、作物其の物の作柄等を鑑賞するに就きて、各専門の知識に依りて殆ど遺憾なきを期せられつつありと雖も、之が佛教美術としての解説は、佛教に關する知識の缺如せる爲に、講説の足らざるもの、或は誤られあるもの尠なからず。予等居常我が國に於ける美術専門の雜誌某某等に公にせられたる諸家の論說中、其の佛像佛畫の解説に關するものを見るに、多くは杜撰膚淺にして、管に其の説明の内容の貧弱なるのみならず、誤説亦尠なからざるは、予等の頗る遺憾に堪えざる處なり。思ふに佛教關係の學術は、一般

世間の學術とは大に懸隔あるを以て、佛教家ならざる諸士に向て、兎角の批判を加ふるは、是れ難を人に責むるものにして、予等本より其の理不盡を知る。去り乍ら孰にしても現時の我が學界に於ける佛教美術の研究は、未だ甚だ幼稚にして、且つ不完全なるものなりと云はざるを得ず。或は世の藝術史家の或あるものは、唯一篇の説明と、自家の美術上の鑑識を述べば、それにて充分なりと云ふものあらむ。是れ普通の藝術史家の立場として無理ならざる次第なるも、斯くては遂に佛教美術を佛教美術として正解を得るの期ある可からず。是れ蓋し世の一般藝術家にありては、未だ佛教美術の研究に於て、佛教に關する知識に乏しきが爲に、所謂之に相應する適當なる用意を闕くが故なり。從て其の解説上種々の誤解を生ずる中、其の細微なるものに至つては、縷縷説述に遑まらずと雖も、甚だしきに至ては、殆ど根本的なる大なる過謬も亦之れ有り。例せば、奈良時代と平安時代との造像史の時期を劃するに前者を顯教像、即ち密教儀軌渡來以前の像とし、後者を密教像、即ち秘密儀軌渡來以後の像なりと區別せんとする如き是れなり。思ふに極めて初步の佛教史的觀察に於ては、奈良朝の佛教は顯教にして、平安朝の佛教は密教なり

と稱するを得ん。而も事實は決して然るにあらず。善無畏、金剛智の密教は、夙に天平の初期に於て、開元大藏經中に收められて將來せられたるは動かす可からざる事實にして、其の所謂密教佛像と稱せらるるものの如きも、早くより造像の史實あり。養老神龜の交に於ける長谷寺十一面觀音造顯の傳説を始めとし、東大寺其の他の諸寺造建の際、十一面、不空罽索、並に千手觀音像の如きも、盛に造顯せられたるは、史乘に顯著なる所なり。其等佛像の藍本の將來者に就きては、聊か詳かならずと雖も、玄昉僧正を始め、當時唐朝と往來の都度傳來されたるものなるべく、鑑真大和上の如きも、亦千手像等を將來せり。されば奈良朝に於ては、若干の祕密經典と、之に對する若干の密教佛像を傳へ居たるものにして、其の密軌も佛像も、平安朝以後の將來にかかるものと差したる相違あるにあらず。換言すれば、密教必ずしも弘法大師等に依りて始めて傳へられたるにあらず。唯々奈良朝時代に於ては、所傳の密軌尠なく、且つ未だ眞言の一宗別立せざりし爲に、經像既に傳はり乍ら其の名の未だ顯はれざりしを、平安朝に入りて、入唐諸家の大規模の眞言經軌及び圖像の請來に依りて、茲に一新時期を劃せしに過ぎざるのみ。是を以て奈良朝の佛

像、必ずしも顯教像ならず、平安朝の佛像悉く所傳の祕密佛像とは稱す可からざるなり。然るを妄りに奈良朝の佛像を悉く密軌渡來以前の顯教像なりと判ずるが如きは、速斷妄説も亦甚だしきに非ずや。其の餘、經軌經證の本説を釋ねざる爲に、其の説明の不充分又は誤解をなせるもの如き、一一茲に縷説するに遑まあらず。要するに世の藝術家の佛教美術に對する觀察は、佛教の經軌並に歴史等に精ならざるが故に、其の研究自から不備にして、常に多少の謬見を伴ふことを免れざるも、蓋し止むを得ざる次第ならむ。さらば如何にして佛教美術を研究すべきか、其の方法は如何と云ふに、予等亦別して特殊の新案あるにあらず。唯佛教上の作物なるが故に、佛教上の知識を以て、比較的過誤なき觀察を下し、之が説明を加へんことを思ふのみ。

二予が研究方法と三種の要件 予、佛教美術の研究に従事してより十有餘年、其の間、或は印度、或は日本、或は顯教、或は密教等諸種の方面に向て種種の攻究を試みたるが、中に就きて、今佛教美術の研究上、其等の作物に對して之を檢案するに當り、凡そ三種の用意を要するを知れり。即ち第一には、作物其の物に對しては、一

般美術の研究に同じく、先づ其の材質の如何を辨じ、手法の巧拙を檢へ、作風の様式等を案じ、第二には、製作の年代、由序、動機等を考察し、第三には、其の圖を畫き、其の像を顯すに至れる經軌の證文を檢出することは是れなり。第一は即ち事物其の物の研究なり、第二は歴史的事實の研究なり、第三は教證の研究なり。予等は、佛教美術の研究に於ては、必ず以上三種の要件を具備せざる可からずと信ずるものなり。

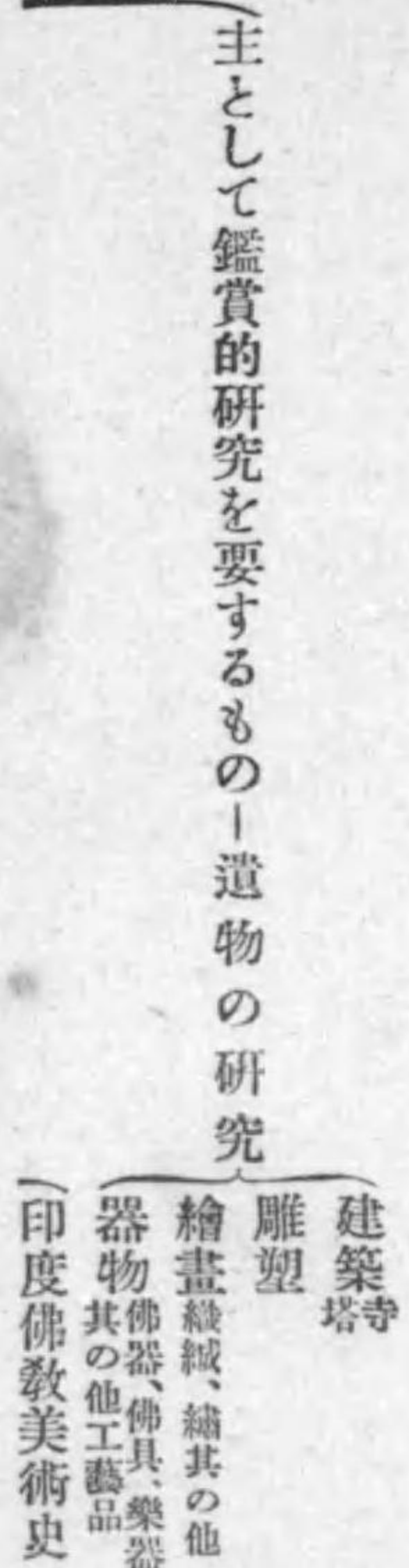
蓋し一般美術の研究法としては、作物其の物に對する鑑賞的研究と、及び其の製作の年代等を攷證すること、即ち三種の要件の中、第一第二のみを以て、略其の事由を竭すべきも、獨り佛教美術の研究に於ては然らず。必ず第三の教證の研究を要するなり。何となれば、普通の美術上の作物に於ては、大抵其の製作の當初より、作者自身の意樂に依りて作られ、圖樣其の他に對し、何等の軌範無く、又之が證明をなすべき文證の存するものなけれども、佛教關係の作物に於ては、一一皆其の製作に就きて依據すべき經律儀軌の所説を有し、之に依て造顯せらるるが故なり。例せば、同じ佛塔を作るに於ても、部執の如何に隨て、其の趣を異にす、即ち十誦律の説と、摩訶僧祇律の説とは同じからず、又佛の塔と、辟支佛の塔とは、其の造様を異にすべ

きが如し。其の他本生圖、佛傳圖等、亦皆或一定の傳記の説に依準す。佛像、曼荼羅の製作に至ては、一一嚴密なる經典儀軌等の本説を有すること、茲に述ぶる迄もなし。されば佛教美術の研究に於ては、其の作物の由て來る所の經證の本説を討尋することは、尤も重用なることにして、之に依りて始めて佛教美術の眞趣を正解し得らるべきなり。カンニングム、フェルガッソン、グリニンウェーデル等の堂堂たる泰西諸碩學の研究の不備も、多く此の點にあり。又我が國の藝術史家の誤解も、大抵此の邊に存するなり。總じて佛教美術上の遺品は、儀軌に依て製作されし密教佛像のみならず、顯教の諸尊像、並に諸變相等、亦各各聖經の本據あり。佛傳圖、本生圖に至るまで、亦悉く經典中の本説あるものなり。予嘗て印度ブルハット古佛塔の欄楯の雕刻中に見ゆる諸本生圖を尋檢し、其の若干數が、吳の康僧會三藏の譯出にかかる六度集經の記文と秋毫も差異なきを發見し、爾來此の種の研究に於て、私に自から得る所あり。即ち本生圖、佛傳圖等の考證に際しては、廣く經典中に本説を求めて之を檢するに、大抵之が正確なる圖説を得て、略完全なる説明を下すことを得るを覺るに至れり。佛教美術の研究に於て、教證研究の必要缺く可からざるこ

と右の如し。要するに佛教美術は第一作物其の物に對する鑑査と、第二歴史的考察とに加ふるに、第三教證の研究を以てし、始めて略完全なる解説を得るものなり。予之を佛教美術研究上の三種の要件となす。而して右の三種要件は、唯佛像、佛傳圖等に對してのみ用ゆべきに非ずして、弘く凡ての作物に對して、一一皆相具して考察するを要す。例せば、金光明四天王護國之寺と題せる東大寺の勅額の如き、單に東大寺創建當時造られたる作柄優秀の古額なりと云ふのみにては、未だ完全なる説明と考ふる能はず、進で其の縁に取り付けられたる梵天、帝釋、四天王の像容を檢すべく、又其が金光明最勝王經に依り、鎮護國家の爲に造立されたる所謂金光明四天王護國之寺の額なりと説くに及んで、稍々首肯す可し。又彼の大佛蓮瓣の刻畫の如きも、單に釋迦佛說法の圖なりと云ふのみにては、何等の興趣なきも、而も其の蓮瓣が、千葉蓮臺の一葉なるを思ひ、且つ其の葉中に大千世界萬億須彌の相を圖するを案じ、之を梵網經等の經說に宛て、當時の東大寺大佛の造立は、此の土を以て直に華藏世界と觀じ、中京に盧舍那の大像、諸國に丈六の釋迦を安置せるものなるを思ひ、更に東大寺要錄第一に「十世界海の盧舍那佛は、臺上に跏趺して、而も青蓮

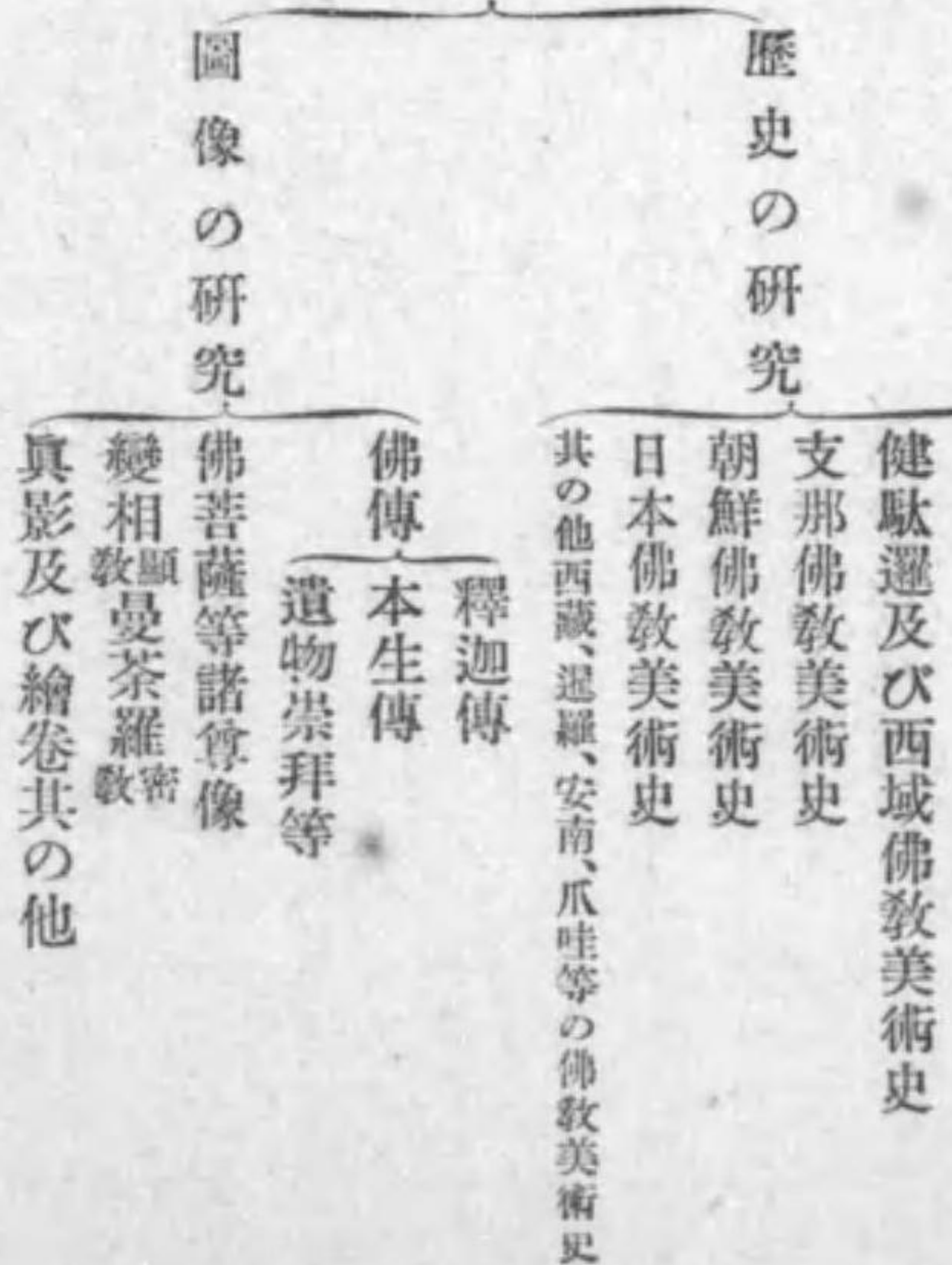
險を開き、千百億國の釋迦文佛は、葉中に端座して、而も丹葉唇を點す」と云へる文を照合するに、製作の由序、圖相の説明、共に的確明瞭なるを見る可し。孰にしても、予は佛教美術の研究に於て、常に上記三種の要件を具することを期するものなり。

三 研究の範圍及其の分科 佛教美術といへば、唯佛教關係の建築、雕塑、繪畫等を指すに過ぎざるが故に、其の研究事項の如きも、差して多からざる如く感ぜらる可きも、實際に就きて之を檢するに、何にせよ、佛教開宗以來二千四五百年の長き歴史を有し、印度、西域、支那、朝鮮、南洋並に我が國に及び、殆ど亞細亞大陸の全土に教蹟を印せることなれば、研究範圍も極めて廣汎にして、若し部分的に類に従て之を研究するも、各各一科の大研究を要するを見る。今試に其の種目を列擧すれば、即ち左の如し。



佛教美術

主として考證的研究を要するもの



已上圖示する所未だ頗る不備なるを免れざる可しと雖も、若し部分的に科を分つとせば、略右の如きを其の主要なるものと考ふるなり。佛教美術研究の完全を期せんとせば、本來是等の諸研究が、全體的に綜合せられざる可からざる次第なれども、其は到底一箇人の力に成就し得べきものに非ず。是に於て部分的専門的研究の必要を生ず。就中先づ其の遺物の研究に於て、即ち佛寺の建築の如き、其の建

造物は、亞細亞の東半其の到る所に存す。之を研究するは實に一代の事業たり。試に印度古代の佛塔は、磚造の覆鉢塔を普通とせるに、何時より木造の層級浮圖を造建するに至れるや。又印度の古刹は、塔を以て佛寺の主要建造物とするが故に金堂等の設けなし。然らば本尊像を安置する金堂なるものは、何時何地に於て起れりや等の一二問を擧げて、之を討究するも、其の解決や容易ならざるべし。況や各地各時代に亘る寺塔の攻究を爲すに於てをや。彫塑の研究に於て、石彫、木刻、泥塑、夾紵、金鑄等、其の遺物の存するもの枚擧に遑まらず。是れ等造像の起原沿革を調査し、其の様式の變遷を案ぜんには、是れ亦優に十年精研を要する一學科たり。繪畫の如きも、既に上古印度に於て行はれ、現にアジャンター窟寺の如き優秀なる彩畫を存するのみならず、西域、支那の遺品も稀に存し、本朝の製作にかゝるものに至ては、其の數頗る多し。古代に於て、繪畫と相並んで繡像、織絨像等の類も行れたり。此等繪畫の研究、交數年の努力を要すべし。佛教古器物の研究、是れ亦決して容易の業に非ず。佛器、佛具、僧具、樂器等の類、遺物を蒐め、一一精細なる研究を行はんに、其の遺物の種類も頗る多く、亦一代の心血を注ぐべき難研究ならむ。又歴史的

研究に於て、單に日本佛教美術史の研究のみにて、五年や七年に完成し得べきに非ず、況や印度、支那等の各國に及ばんをや、是れ亦一一特殊の研究を要するや勿論なり。次に圖像の教證研究に於て、佛傳圖の研究のみにて、其の業甚だ困難なるものあり。予亦數年此の方面の研究に力を注げるも、其の業未だ半途に達せず。唯本生圖の研究のみにて、實に容易の業に非ざるなり。其の他顯密の佛菩薩諸尊の研究も、亦多年の日子と畢生の努力を要する大事業たり。是れ單に經軌の檢閲のみにて、二年三年の短日月に成し遂げ得べきに非らざればなり。變相及び諸曼荼羅の研究に於ても亦然り。但し眞影並に行狀繪畫の類の如きは、比較的簡單の業なりと雖も、是れ亦其の精緻を得んとせば、相當の日子を要すべきなり。

佛教美術を部分的に研究する場合に於て、建築、雕塑を始め、乃至佛傳、佛菩薩諸尊像等が、各各一科の専門研究として、相當の努力と日子を要すべきこと、略右に述ぶるが如し。就中實際の事物に就きて研究するものは、其の研究方法は、主として鑑賞的なるを要し、又歴史の研究、圖像、教證の研究とは、常に鼎足の如き關係を以て、佛教美術研究の要諦を成すものなりとす。

美術は、佛教美術として正しき説明を得る能はざる次第なるを以て、所謂遺物、其の物の研究と、歴史の研究と、圖像、教證の研究とは、常に鼎足の如き關係を以て、佛教美術研究の要諦を成すものなりとす。

第二章 寺 塔

第一節 寺塔建造に就きての研究問題

一、寺と塔 佛教美術の研究、特に實際現存する遺物を取扱ふ場合に於て、先づ第一に手を下さざる可からざるものは、寺塔建造の次第なる可し。何となれば、彫塑、繪畫、器物等、凡ての美術上の作品は、皆此等寺塔の建造物に附屬し、又は其の建造物の内に安置保存して傳ふる所のものなればなり。例せば印度に於けるナンチー大塔の門、佛陀伽耶、ブルフート及びアマラーヴィチー塔の欄楯の如きは、熟れも塔に附屬せる建物の一種なり。又幾多無数の彫刻、繪畫、器物等が、天下到る處の寺院中に安置され保存されあること、云ふ迄も無き事實なり。されば予等は、彫塑、繪畫等の研究に入るに先ちて、必然的に寺塔建造の次第を説明するの要あるものなり。

寺と塔の性質上の區別に就きて、現今の伽藍建築に於ては、塔は恰も伽藍中の一附屬建造物の觀あるも、其の原初に遡れば、伽藍は僧の住所、塔は佛舍利を安置し、或

は特殊の聖跡に、禮拜供養の爲に建てられたる神聖なる建物として、大に其の意義を異にするものあり。従て後代日本に於ける伽藍建築の研究に於ては、殊更に此の二者を引き離して説明するの必要なきも、而も印度の初期の遺物を解説するに際しては、二者各別に叙述する方、當然にして且つ便宜なるを以て、予は茲に便宜上別箇に之を講解することとなせり。

二、寺 は釋尊在世より盛に建立されたるものにして、大智度論第三に依るに、「已に多く王舍城と舍婆提とに住したまふ因縁を知る。此の二城に於て、何を以て多く王舍城に住したまふや、中畧復た次に坐禪精舍多きを以ての故に、餘處には有ること無し。竹園、鞞婆羅跋恕、薩多般那求呵、因陀世羅求呵、薩跋恕魂直迦鉢婆羅の如き五の精舍あり。竹園は平地に在り。餘國には此の多くの精舍無し。舍婆提に一處あり、祇洹精舍なり。更に一處あり、摩伽羅母堂なり。更に第三處無し。婆羅奈國に一處あり、鹿林中の精舍を梨師槃陀那と名づく。毘耶離に二處あり、一を摩呵槃と名づけ、二をば彌猴池岸精舍と名づく。鳩旻彌に一處あり、劬師羅園と名づく。是の如き諸國は、或は一處に精舍あり、或は空樹林あり。王舍城は精舍多くし

て坐禪人の宜しき所、其の處安穩なるを以ての故に、多く此に住すと云へり。此の文は、釋尊が遊化し給へる主要なる寺名を列記せるものなるが、今予等が寺の建物を研究するに就きて、諸種の問題あり。第一に寺なる名義に就きて、伽藍も、練若も、精舎も、唯雜然として寺なる名義の下に解釋し、差支なきものと思ふ人多しと雖も、僧伽藍、阿練若、毗訶羅、及び招提等、其の原語の相違と俱に、多少とも其の性質を異にせるものなるべきは、勿論なり。支那、日本の寺院の説明としては、此の種の別を見ざる可きも、印度初期の寺に對しては、此等の相違を認め置くの要ある可し。次に建物の用材の別に就きては、日本等にては、殆ど全部木造なれども、印度等に於ては、草屋、瓦屋、乃至石屋、洞窟あり。又建物の種類に於ても、時代に依り、土地に従ひて其の建物の有無、建築の形式、及び其の名稱等も、相同じからざれども、所謂金堂、講堂、食堂、僧房、浴室、淨厨等の種別あり。所謂寺に就きての研究問題も、必ずしも單純ならざるなり。

三塔 は、釋尊已前に、吉利王が、迦葉佛の爲に寶塔を建てたりとの傳説あり。又佛在世中に、須達長者が髮爪塔を建てたりと云ひ傳へらるるも、未だ詳かならず。

正しく釋尊の舍利を安ぜる佛塔の建立を見るは、釋尊入滅已後にして、彼の八國分舍利建塔の事蹟こそ、其の濫觴なる可きなり。佛般泥洹經卷下に云はく、邊境に八國あり。佛滅度したまひて、舍利は鳩夷國の中に在りと聞きて、皆兵を發して來り、舍利を分たんことを索む。鳩夷國王の曰はく、佛吾が國に在して、今は滅度したまへり、吾れ當に供養したてまつるべし。遠く苦ろに枉顧せらるるも、舍利は得べからずと。八王は答へて曰はく、吾等又手して舍利を分たんことを索む。了に我に與へずば、必ず當に命を以て抵して之を取るべき耳と。天帝は、八王が共に諍ふて舍利を得て國に還りて供養したてまつらんと欲するを見て、化して梵志となり、自から屯屈と名づく。又手して前んで八國王を曉して曰はく、吾が一言を聽けよ、惟れ佛在しし時に、諸王は尊教を奉じて、常に慈惠ありき。夫れ民の主となりては、宜しく諍ふこと有ることなかれ、當に四等を行ずべし。佛の舍利を分ちて、諸の國土をして皆宗廟あらしめ、民の盲冥を開きて、佛あることを知らしめ、以て宗緒となし、景福を得せしめよと。天神、鬼龍、諸王、黎民、僉曰はく、善哉、屯屈よ、普く衆生に福田を施するなりと。共に屯屈に平に八分と作さんことを請ふ。屯屈自から天上の金

甕を以て中に石蜜を以て裏に塗り、舍利を盛り量り、各各一甕を興ふ。諸王之を得て悲喜交集り、皆香華を以て、繒雜綵を懸け、香を焼き燈を燃し、朝夕作樂す。屯屈は長跪して甕中に餘れる蜜に著せる舍利をもて、吾れ廟を立てんと欲すと乞ふ。諸王之を惠む。遂に甕に入る。道士あり名を桓達と曰ふ。王に従ひて舍利を索む。王の曰はく、已に分ちて復た得べからず。唯焦炭のみあり、便ち自から往て取れと。道士、炭を取りて香華もて供養す。復た遮迦竭の人あり、來りて舍利を索む。曰はく、已に分ちて唯餘灰のみあり、自から往て取るべしと。即ち復た灰を取りて奉ずること九十日なり、中略、佛泥曰の後、八の宗廟を作る、第九に瓶塔、第十に炭塔、第十一に灰塔ありと。是れ即ち釋尊の舍利を安置せる窣堵波造建の始原なり。次で後に至りて、生處、成道處、其の他に、制底の建立を見るに至れるものなるが如し。而して此の塔を研究するに就きても、亦諸種の問題あり。第一に塔なる名稱の下に、何れも彼も總じて之を名づくとも、雖も窣堵波と制底とは、名義共に相同じからざるものなり。即ち窣堵波は、佛の遺身舍利を安置せるもの、制底は即ち單に成道處、轉法輪處等を記念する爲に建てられたるものにして、其の中には必ずしも舍利等無之ものなり。又同じ窣堵波中に於て、或は眞身の舍利を安置せるものあり。骨髮、爪、牙灰等即ち其の類なり。又法舍利と名づけて、後世經文を安置せるものあり。法華經、寶篋印經、無垢淨光陀羅尼等なり。次に其の用材に就きては、木あり、石あり、磚あり、鐵あり。其の他、金、銀、瑠璃、水精、銅、鐵等を用ひて作られたるものあり。又其の塔の造らるる形狀に就きても、單層のものあり、重層のものあり。單層の中、覆鉢塔、卵塔等あり。重層の中、三重、五重、七重、九重、十三重塔、五輪塔等あり。又變態のものとして、單に相輪のみを安せる相輪槿なるものあり。其の研究を要する問題亦頗る多種多様なりとす。

第二節 寺の建物

一、寺の原名 古代印度に於ける僧衆の住所として、茲に云ふ寺なる語に充つべきもの、凡そ三種あり。毘訶羅、僧伽藍、阿練若是れなり。此の中
 毘訶羅 *Vihara*。又鼻訶羅、尾賀羅に作る。遊、遊行處、又は住處と譯す。玄應音義第十七に「大寺、梵に鼻訶羅と云ふ。此に遊と言ふ。諸僧遊履の處なり。舊本は寺を

以て之に代ふ。寺とは司なり、公舎なり、法度あるなり。釋名に云はく、寺は嗣なり、事を治むる者、相嗣きて其の内に續くなり」と云ひ、大日經疏第十一に「寺とは毘訶羅、此方に譯して住處と爲す」と云へる是れなり。

僧伽藍 *Sanghārāma*。又僧伽羅磨、僧伽羅摩に作る。略して伽藍といふ。衆園又は衆院と譯す。舊譯に或は村と翻せり。慧苑音義卷上に依るに「僧伽藍、具に僧伽藍摩と云ふ。言はく僧とは衆なり、伽藍摩とは園なり。或は衆の樂ふて住する所を云ふなり」と云ひ、玄應音義第一には「僧伽藍、舊譯に村と云ふは此は應に訛なるべし。正しくは僧伽羅磨と言ふ、此に衆園と云ふなり」と云へり。

阿練若 *Aranya*。又阿蘭若、阿蘭那、阿爛拏等に作る。略して練若とも云ふ。空寂閑寂、閑靜、無諍、無喧雜、無諍聲、無聲處等の譯あり。玄應音義第二十四には「阿練若、阿は此に無と云ふ。練若には兩義あり。一に聲と曰ふ。人聲無く、又鼓譟等の聲無きを云ふ。二に斫と曰ふ。斫伐等の諠丙無きを謂ふ。衆落を去ること一俱盧舎なるを阿練若處と爲すと雖も、亦須らく斫伐の處を離るべきなり」と云ひ、又慧苑音義卷上には「阿蘭若とは、或は阿蘭那と曰ひ、正しくは阿蘭壞と云ふ。此に翻して無

諍聲と爲す。然るに三類あり。一を達摩阿蘭若と名づく、即ち此に明す所の者なり。諸法本來堪寂にして起作の義無しと説く。因て其の處を名づけて、法の阿蘭若處と爲すを謂ふ。此の中に處とは、即ち菩提場の中是れなり。二を摩登伽阿蘭若と名づく、塚間の處を謂ふ。要ず村落を去ること一俱盧舎にして、大牛の吼聲の及ばざる處の者なり。三を檀陀迦阿蘭若と名づく、謂はく沙磧の處なり」とあり。蓋し三者俱に僧衆の住處に名づけたるものなりと雖も、其の第一は遊行處なり。第二は正しく僧院なり。第三は閑寂にして修道の處なり。其の名の異なるに、各各其の所在地を異にし、四圍の境界を異にし、且又所住の目的をも異にせるものなるが如く、恐らくは三者全く各別の僧住處に名づくるものならん。

又別に招提と稱する梵語あり。慧琳音義第四十一には「制底、古に支提と云ひ、又招提と云ふ」とありて、之を制底 *Caitya* と同語となせるも、玄應音義第十七には「招提、譯して四方と云ふなり。招は此に四と云ひ、提は此に方と云ふ。四方の僧を謂ふなり。一に招提と云ふは訛なり。正しくは招闌提奢なり。譯する人、闌を去り奢を去れるなり。拓を經に誤りて招に作る、拓と招と相似たるを以て、遂に斯の誤あ

るなり」と云ひ慧琳音義第二十六には「招提僧坊古音客僧を供給するの處を云ふなり。即ち招引提携の義を以ての故なり。親しく曾て淨三藏に問ふ招提と云ふは是れ楚語なり此に四方僧房と云ふなり」と云ひ又續高僧傳第二達摩笈多の下には笈多三藏の止住せし提婆鼻何羅に注して「提婆鼻何羅此に天遊と云ふなり。天は國王を謂ひ遊は僧處を謂ふ。其は王の立つる所なるが故に天遊と名づく。舊に寺を以て之に代ふ。寺は乃ち此の土の公院の名所謂司なり廷なり。又招提と云ふは亦訛略なり。世に字に依りて解し招を招引と謂ひ提を提携と謂ふは並に浪語なり。此は乃ち西言のみ。正音には招闕提奢と云ふ。此に四方と云ふ。處所の四方衆僧の爲に依住する所となるを謂ふなり」とあり。之を以て四方衆僧の依住すべき客舎の意に解せり。是れ亦寺として明すべきもの歟不か聊か疑を存する所なり。

二古代印度に於ける造寺の一例 經律中に祇園竹園等其の他諸寺造建の次第を記すもの多し。就中尤も有名なるは祇園精舎建立の事蹟にして須達長者が黄金を地に布きて祇園太子所有の園林を購得して其の處に寺院を建立せることは

今日文獻已上の史料たる佛陀伽耶及びプルファートの古彫刻に其の事實を顯はせる畫圖を存せり。

蓋し案ずるに祇園精舎は佛在世時代より最大最勝の寺院にして今日其の確なることは不明なれども唐の西明寺は此の祇園精舎を規模として造立せられ而して我が大安寺は更に西明寺に模して建立せりとの傳説あり。佛教建築史上頗る重要な事なればここに右精舎建立の事蹟を記せる經律の説に就き多少とも特に房舎建立のとに及べるもの三五を抄出せん。即ち大般涅槃經第二十九に依るに「祇園念じて言はく如來法王は眞實無上にして所説の妙法は清淨無染なり。故に斯の人をして寶を輕すること乃ち爾らしむと。即ち須達に語ぐ餘の未だ遍ねからざる者は復た金を須ひず請ふ以て與へられよ。我れ自から佛の爲に門樓を造立し常に如來をして經由出入せしめんと。祇園長者自から門樓を造る。須達長者は七日の中に大房を成立す三百口に足る。禪房靜所六十三所冬室夏堂各各別異に厨坊浴室洗脚の處大小圓厠備足せざるなし」と云ひ分別功德論第二には「祇園はく吾れ樹分を取らん卿は便ち地を取れよ二人會して共に精舎を立つ可しと。

七十二の講堂、千二百五十の房舎あり。其の中平正にして果木豊茂し、流泉浴地あり。寒温調適し、四望清顯にして冬夏改めすと云ひ、十二遊經には、六年、須達は太子祇陀と共に佛の爲めに精舎を作る。十二佛圖寺、七十二講堂、三千六百間屋、五百樓閣を作れりと云ひ、五分律第二十五には、祇復た言はく、若し我れ更に園を作り、名づけて祇園精舎と爲すことを聽さば、當に以て相與ふべしと。須達の言はく、善しと。即ち人をして金錢を出して地に布かしめ、樹の處所を量りて、皆補ふて満たさしむ。舍利弗、然る後に繩を以て量度し、經行處、講堂、温室、食堂、食厨、浴屋、及び諸房舎を作り、皆宜しきを得せしむと云ひ、十誦律第三十四には、汝等知るや否や、今佛出世し給まふ、我當に佛の爲めに、此に於て是の如き講堂、温室、食堂、食厨、洗浴處、門屋、禪坊、大小便處を作らんと。爾時に給孤獨氏、半由旬を限りて僧坊を起す(中略)、王子は中に於て、門屋を起立して佛と衆僧に施す。爾時に居士は舍利弗を以て師と爲し、此の園中に於て、十六の大重閣を起し、六十の窟屋を作れりと云ひ、衆許摩訶帝經第十二には、舍利弗又繩の一端を持ち、長者をして還た一端を執り、中に於て十六の殿堂、六十の小堂を分擘す。佛僧の住所各各已に定まると云へり。其の園中建物の數量に就きて

は、諸經律の説必ずしも一致せずと雖も、五分律及び四分律等の説蓋し稍其の要を得たるものならむか。其の園林の廣さは、李經抄、分別功德論、賢愚經、衆許摩訶帝經等の説に、皆八十頃と云へり。一頃は田百畝なれば、其の地蓋し數十萬坪ありしならむ。然るに法顯傳に依るに、城の南門を出でて千二百步道の西に、長者須達精舎を起す。精舎は東向に門を開き、門戸の兩邊には、二の石柱あり。左の柱上には輪形を作り、右の柱上には牛形を作す。精舎の左右は、池流清淨にして樹林尙ほ茂り、衆華色を異にし、蔚然として觀る可し。即ち所謂祇洹精舎なり(中略)。祇洹精舎は、本と七層あり。諸國王人民、競ふて供養を興し、繒幡蓋を懸け、華を散じ、香を燒き、燈を燃し、明を續ぎて、日々絶えず。鼠、燈炷を含んで幡蓋を燒き、遂に精舎に及ぼし、七重都て盡く。諸國王人民、皆大に悲惱し、栴檀像已に燒くと謂ふ。却後四五日、東邊の小精舎の戸を開くに、忽ち本像を見る。皆大に歡喜し、共に精舎を治して、兩重を作すことを得、還た像を本處に移せり(中略)。祇洹精舎大院には各二門あり、一門は東に向き、一門は北に向へり。此の園は、即ち須達長者、金錢を布きて地を買へる處なり」と云ひ、大唐西域記第六には、玄奘西遊の時には、精舎全く既に荒廢して唯故基の

みを存せしことを記せり。

三、建物の用材の相違 寺の諸建物の用材としては、木造を以て主とせるは言ふまでもなきことなりと雖も、其の中稀に草、磚、瓦を用ゆるあり。或は山岩を掘鑿して、石窟の寺を形成せるものもあり。

草房とは梵名 *Tṛṇakūṭi* 又草屋、葉屋とも云ふ。中阿含經第八に「大弟子等亦王舍城に遊び、並に皆佛の葉屋の邊に近く住す」と云ひ、善見律毘婆沙第八に「山の邊に於て諸の草屋を作るとは、悉く草を用ひ、入りて夏座す。五百の比丘あり、各各自から草屋を作る。多羅葉を初と爲す」とあり。蓋し善見律の説は、比丘夏安居に際して多羅葉等を以て房舎を作れることを記せるなり。

磚室とは、磚を以て造れる建物に名づく。かの佛塔の基趾、覆鉢等が、孰れも磚を以て造立されしことは、諸律に記する所なるが、房舎亦往往磚を以て作られたるが如し。大唐西域記第六に「祇園精舎の廢跡を記して、室宇傾圮し、唯故基のみを餘せり、獨り一甌室あり、巋然として獨り在り、中に佛像あり」と云へる其の例なり。

瓦屋とは陶製の房舎なり。諸律の中に、元と陶師なりし長老達膩伽比丘が、瓦屋

を作れることを記す。即ち摩訶僧祇律第一に「便ち仙人窟の邊なる黒石の上に於て、瓦屋を焼作完成す。種々の刻畫あり。戸牖を安施す。唯戸扇、戸輪、衣架のみを除き、餘は一時に焼成す。其の色純赤にして優曇鉢華の如し」とあり。善見律毘婆沙第八等にも亦此の説を載す。但し此の瓦屋は、其の作時に於て衆生を焚燒傷殺すると、寒時は大に寒く、熱時は大に熱く、人の眼を害し、且つ人をして多病ならしむる等の患あるを以て、佛、命じて之を破壊せしめ、一切此の種の房屋を作れることを制禁せり。

石室とは梵名勢羅窠訶 *Saṅgaha* 窟、又窟屋と云ふ、石窟の住院に名づく、彼の有名なる因陀羅勢羅窠訶 *Indrasaṅgaha* (帝釋窟)を始めとし、釋尊の在世時代より有之しものにして、其は石を疊み建造せるものにはあらで、寧ろ自然の崖石を開掘して、其の儘莊嚴なる精舎を建立せるもの多かりき。之を現存のものに徴するも、ウダヤギリ *Udayagiri*、カンダギリ *Kandagiri*、アジヤンター *Ajanta* の諸窟寺を始め、龜茲の千佛洞、靈巖、龍門の窟寺等、其の例之れ多し。

四、寺内諸建物の種類 寺内の諸建物の種類に就きては、印度支那、日本等、土地を

異にし、時代を経るに従ひて、種種の異同變革あるは、言ふまでもなきことにして、其の間に又複雑なる研究問題は存在するなり。單に寺内の諸建物の種類に就きても、彼に在りて此に無きものあり、此に在りて彼に無きものあり。又同一の建物も、土地と時代の相違に依りて、名稱を異にする者あり。宗派の異同につれて、本尊並に堂内の莊嚴を異にし、同時に又建築の様式に多大の變化を來せるあり。一一の實物に對する研究は、一科の専門研究として、斯道専門家の攻究に委す可きものなるが、今茲には單に建物の種類のみに就きて一言せんに、凡そ印度に於て建造されたる寺中の建物としては、諸經律に記する所を尋檢するに、講堂、食堂、溫室、經行堂、布薩堂、論議堂、禪房、食厨、浴室、僧房、門屋、薪屋、井屋、庫藏等の名目の散見するを見る。即ち前に引用せし祇園精舍に關する五分律及び十誦律の文を始めとし、四分律第三十五に「或は耆闍崛山に在りて相待ち、或は大堂、食堂、經行堂、河邊の樹下の輦草を生ずる處に在りて相待つ」と云ひ、摩訶僧祇律第二十七に「應に檀越に語て牀褥房舍を浣治し、禪坊、講堂、溫室、厠屋を治し、門屋、井屋を治せよ」と云へる如き則ち其の證なり。此の中講堂、食堂、浴室、僧房等の目は、現に今日まで用ひらるる所なり。然るにここ

に尤も注目すべきことは、かかる印度古代の寺の建物中に、支那、日本等に於て、其の寺の建物中の主腦となりし本尊安置の道場たる佛殿、即ち金堂の目を出すこと稀れなること是れなり。是れ蓋し佛形像を本尊として安置し、之を信仰の對象とすることは、釋尊在世當時に有らざるは勿論、滅後と雖も、其の或る時代までは、佛塔を恭敬崇敬しつつ、而も佛形像を作りて、之を堂内に安置し、禮拜するに至れるは、多少の時代を経過せる後の事蹟なるべきに依るか。孰にしても印度初期の寺院の建築には、或る時代までは、佛本尊を安置する所の佛殿は、恐らく缺如せしならん。支那、朝鮮及び我が國に於ける諸寺の建造物の目は、今一一其の名を擧ぐる煩に堪えず。今其の代表として、大安寺の主要伽藍を擧げん。蓋し大安寺は、道慈律師が傳へたる唐の西明寺の伽藍圖に依りて建立せし者にして、其の建築の配置等は、南都古大寺の規範となれる者なり。即ち大安寺緣起に依るに「中天竺舍衛國の祇園精舍は、兜率の天宮を以て規模と爲し、大唐の西明寺は、彼の祇園精舍を以て規模と爲し、本朝の大安寺は、彼の西明寺を以て規模と爲せり。寺は大和國の添上郡に在り。其の寶塔、花龕、佛殿、僧房、經藏、鐘樓、食堂、浴室、内外の重構、具に記するに違あら

ず」とあり。而して此の説の中、少しく疑ふべきは、果して西明寺が祇園精舎に模して造られたりや否やの問題なり。但し是れ多少疑を狭む可き事實なりとは云へ、初唐に王玄策が大規模の印度聖蹟の探検を行ひて歸還し、一百卷の西域志を撰述せる次第なれば、當時詳に祇園精舎の基礎を實測せる者ありしを、之を模して西明寺建立の事ありしやも計られざれば、一該に否定的の斷案を附し難し。唯孰にしても、西明寺、大安寺、俱に彼我當代の模範の大寺なれば、之を標準として、中古以後に於ける寺の建物の種類を観察するは、無理なる説述には非ざる可きなり。何となれば、後世の諸寺に於ては、各地俱に宗派等の關係よりして、其の堂宇の稱呼も亦頗る區區にして、研究上頗る繁雜に亘ればなり。大安寺は、夙に殆ど衰退の非運に在りて、今は見る蔭なしと雖も、幸に其の伽藍の規模を示せる古傳の見取圖、高野山に傳はりて、懷英法印の撰せる高野春秋編年輯錄第二卷中に採録せられあり。予等は之に依りて、晉に大安寺の規模を了察し得るのみならず、奈良時代に於ける、東大、興福、其の他の諸大寺が孰れも此を規模として造建せられしものなることを察知し得るなり。今其の圖を検するに、圖中南大門、中門を過ぎて、伽藍の中央に當り

て、金堂あり、金堂の前に金燈籠あり。金燈籠の右脇に鼓樓、左脇に鐘樓あり。金堂の後に講堂あり。而して是等の建物を廻して廻廊あり、廻廊の外講堂の後に北室あり、同其の右方に西室あり、左方に東室あり、是れ所謂三面僧房なり。西室の右(西)に西金堂あり。西金堂の前に聖德太子堂あり、西金堂の後少しく隔てて食堂あり。食堂の東に護摩堂あり。護摩堂の東西室の北に當りて文殊堂あり。又東室の左(東)に東金堂あり。東金堂の前方に推古天皇御廟あり。東金堂の後少しく隔てて浴室あり。浴室の東北室の後、文殊堂と相對して千手堂あり。又東室の東脇に龍王堂並に石清水あり。門は、南大門の外、西方に一處、西北維、西向に一處、少し隔てて北向に一處、東方に一處、東北維、東向に一處、合して六門あり。又西門の外、少しく隔てて藥師堂、彌勒堂、寶塔並に外圍及び門一處あり。又東方城外、少しく隔てて、南方より次第に北に向て外鳥居、大師堂、神寶藏、御靈、中鳥居、門、拔殿、樓門、內門、八幡宮あり。拔殿の西南脇に寶藏あり、神寶藏の東少しく隔てて西塔あり、西塔の北少しく隔てて東塔あり。已上即ち大安寺古圖に見ゆる諸建物の名目なり。此の中、金堂、東金堂、西金堂、講堂、食堂、浴室、塔等を尤も其の主要なるものとす。

而して是等堂塔の名稱は、後世宗派に依りて少しづつ相違を來せるが、近代俗に七堂伽藍と稱し其の主要建物を列擧するものあり、若し安齋隨筆後編第十四に出す所に依らば、禪家の七堂は、佛殿、法堂、僧堂、庫裏、三門、西淨浴室。眞言の七堂は、金堂講堂、五重塔、大門、經藏鼓樓、中門、鐘樓。七堂伽藍とは庫裏、總堂、西淨、山門、八塔、佛殿、湯屋。唐様の七堂は、東方丈、西方丈、鐘樓、鼓樓、方塔、佛殿、山門なりと云ひ、又本阿彌行狀記に記す所に依れば、禪家は佛殿、法堂、禪堂、食堂、寢室、山門、厠。法相宗は金堂講堂、山門、塔、左堂、右堂、浴室。天台宗は中堂講堂、戒壇堂、文殊樓、法華堂、常行堂、雙輪檜。眞言宗は金堂講堂、灌頂堂、大師堂、經堂、大塔、五重塔。華嚴宗は、中堂、食堂、講堂、左堂、右堂、後堂、五重塔を以て、七堂伽藍と稱する由を傳ふれども、予等は、かかる名數の語を、何人が唱出せしものなるかを詳にせざるなり。但し是等の諸堂塔が各宗各寺の伽藍建造物中、孰れも主要なる建物たるは事實なりとす。

五、主要なる建物の略解 今寺中の諸建物の中、其の尤も主要なるものに就き、極めて簡略なる一往の説明を附せん。

佛殿 是れ本尊佛を安置する殿堂にして、古來之を金堂と稱す。天台宗にて中

堂と云ひ、普通俗に本堂と稱するもの亦是に當る。但し古翻の律中に見ゆる佛寺堂舎の列名中には、大抵此の佛殿の目を缺けるを以て、印度の初期の寺院建築には、未だ佛殿の造立無かりしを推定せしむと雖も、而も善見律毘婆沙第八には、唯佛殿及び菩提樹を置く」と云ひ、根本說一切有部毘奈耶雜事第十には、苾芻の寺を造るに、僧房は應に五層に作すべし、佛殿は應に七層に作り、門樓も七層なるべし」と云ひ、又一字頂輪王經第一にも、其の像を置く處は、佛堂殿に於てし、或は山間仙人窟處に於てすと云へり。されば印度に於ても、或時代以後は、此の佛殿の設けありしを知る可きなり。

講堂 教法を講ずる堂にして、釋尊在世當時より、其の建造あり。其の名諸經律到る所に見ゆ。毘舍離の大林重閣講堂、普會講堂、舍衛國の東園鹿母講堂等、即ち其の例なり。而も其の建築は、最初は大概重閣 *Multistoried* なりしが如し。近世禪家に法堂と稱するもの、亦是に當れり。

食堂 衆僧の食を行ふ堂にして、是れ亦佛在世時代より之れ有りし所なり。摩訶僧祇律第二十七に、大衆多ければ、若しは一落二葉、應に一切集りて一處に在るべ

し。若しは講堂、若しは食堂、若しは浴室に自恣を受けよ」と云へる其の例なり。

布薩堂 又説戒堂と云ふ。是れ半月半月に衆僧が布薩を行する堂舎なり。日本の寺の建物には其の名なきも、律の中に屢其の記事を見る。四分律第三十五に「迦蘭陀竹園に於て説戒堂を立つ」と云ひ、摩訶僧祇律第二十七に「爾時に阿闍賈王は、耆闍崛山に布薩堂を作る。種種殿飾し、金蓮葉鏤を作す」と云へる其の例なり。

禪房 又禪堂と云ふ。衆僧坐禪の室にして、禪家の禪堂に當る。是れ亦佛在世時代より其の設ありて、諸律中に其の目を見る。摩訶僧祇律第三十五に「爾時に諸比丘、禪坊の中に坐禪し、低仰して而も睡る。諸比丘、此の因縁を以て、往て世尊に白す。佛の言はく、今より已後は、應に禪杖を行ふべし」と云へる是れなり。

厨房 梵名 *Dandaachadana*、又淨厨、厨屋とも云ふ。即ち食を作る所なり。摩訶僧祇律第十六に「若し新に僧伽藍を作らば、淨厨の裏に種種の物あり」とあり。後世、庫裏、庫院等と稱するものは、蓋し之に當れり。

浴室 又湯屋と稱す、衆僧の浴室なり。摩訶僧祇律第三十五には「浴室は、應に是の如く作るべし。浴法は、應に是の如く作すべし。室は應に方に作り、若しは圓に

作るべし。當に戸を安し向を作るべし。向の法は、内は寛くし、外は小にせよ。若しは一若しは二向を開く物を安じて、烟を通す道とせよ。屋内は應に磚石を以て底を砌り、竈を作れ、底は廣く上は狭からしめよ、地を去ること半肘、烟を通ずる道の邊に火札を安ぜよ。若し竈が右邊に在らば、左邊に戸扇を安じ、若し左邊に有らば、右邊に戸扇を安ぜよ、短く戸扇を作り、開閉し易からしめよ」とあり。和漢の諸大寺に皆亦浴室の設あること、咸人の知る所なり。

厠屋 所謂大小便處なり。是れ亦摩訶僧祇律第三十五に「應に厠屋を作るべし、厠屋は東に在り北にあるを得ず、應に南に在り西にあるべし」と云へる是なり。

門 梵名 *Dvāra*、經由出入の道に在る建物に名づく。其の建造の様式並に所在の位置等の相違に従て、或は門屋、門樓、樓門、三門、又山門に作る、總門、大門、中門、二王門、二天門、勅使門の稱あり。

僧房 僧の居住する房舎を云ふ。薩婆多毘尼毘婆沙第三に「三衆僧房中種々の殿筋あり」と云ひ、又摩訶僧祇律第六には「若し比丘、自ら乞ふて房舎を作らば、無末を身と爲し、當に量の如く作るべし。應に長さ十二修伽陀、探手、内廣さ七探手なるべし。

し」と云へり。僧房の事は、隨處に記載あり、今列記するに違あらず。奈良時代の三

面僧房、禪家の僧堂等、即ち亦其の類なり。

己上略して尤も重要なるものに就きて一言せり。此の他支那及び我國の伽藍に建造されたるものにして、稍特殊なるものに猶ほ數種あり。

方丈 其の寺の住持の居處に名づく。方丈の稱は、元と維摩居士の居屋か、方一丈ありしより起れるものなるが如し。法苑珠林第二十九に、大唐の顯慶年中に於て、勅使衛長史王玄策、印度に向ふに因て、淨名の宅を過ぎ、笏を以て基を量るに、止だ

十笏のみあり、故に方丈の室と號するなり」と云へる其の證なり。

鐘樓 洪鐘を安ずる所。

鼓樓 巨鼓を安ずる所。

經藏 聖教を安ずる所。

灌頂院 兩部灌頂を行ふ所、東寺等の如き密宗の本寺にのみ在りて、餘處には之れ無し。

戒壇院 授戒を行ふ所。東大寺延曆寺等に之れあり。所謂授戒を行ひ得る大

寺にのみ存する所なり。

唐院 大唐の請來物を安ず。東大寺、延曆寺、園城寺等にあり。

影堂 又祖師堂等と稱す。祖師の影像を安置する所、

護摩堂 護摩法を修する所、密宗寺院に限りてあり。

此の他、安置の本尊の相違に違ひて、或は其等諸尊の名を冠して堂舎の名とするものあり。所謂

阿彌陀堂

藥師堂

釋迦堂

觀音堂

文殊堂

愛染堂

不動堂

五大堂 五大尊を安ず。

羅漢堂

等の如き是れなり。又所修の行法に依りて、

常行堂

法華堂

三昧堂

等と稱するものあり。其の餘例して知る可し。又近時朝鮮支那等の寺院の堂舎には、大雄殿、毘盧殿、普賢殿、彌勒殿、天王殿等、其の他種種の目あり。一一枚舉に違あらず。

第三節 塔

一塔の原名 塔は梵語の塔婆又は窣堵波の略稱なれども、之に亦二種の別あり。所謂窣堵波と制底是れなり。此の中

窣堵波 Stūpa 又窣覩婆、蘇斗婆、蘇偷婆、兜婆、偷婆、塔婆に作る。大聚又は聚相の義、塚、方賁高顯、歸宗墳、陵と譯し、石土等を高く累ねたるに名づく。玄應音義第七に「賈

塔、他蓋切、諸經論の中、或は蘇斗波に作り、或は塔婆に作り、或は兜婆と云ひ、或は偷婆と言ひ、或は蘇偷婆と言ひ、或は脂帝浮都と言ひ、亦支提浮圖とも言ふ。皆訛略なり。正しくは窣覩波と言ふ。此を譯して廟と云ひ、或は方墳と云ふ。此は義翻なり。或は大聚と云ひ、或は聚相と云ふ。石等を累ねて高くしたるを以て相と爲すなり。案ずるに、塔の字は、諸書に無き所にして、唯葛洪の字苑に、塔は佛堂なりと云へり」と云ひ、戒壇圖經に「原ねるに夫れ、塔の字は、此の方の字書にては、乃ち是れ物聲なり、西土の號には非らず。若し梵本に依らば、佛骨を瘞むる所を、名づけて塔婆と云ふ。此には下の婆を略して、單に上の塔を呼べり。故に經中に、或は偷婆、窣堵波等と名づく。如し唐の言に依らば、方墳塚なり。古は墓あれとも、而も墳あらず。墳とは土を其の上に加ふるを謂ふなり。律の中に、如來が地下に迦葉佛の舍利あるを知りたまひて、土を以て之を増したまへる如き、斯は即ち塔婆の相狀なり」と云へる是れなり。

制底 *Chaitiya* 又制多、制怛里、支提、脂帝浮圖、支帝、支微、只底柯に作る。聚相又は積集の義、是れ亦高く寶及び石等を累ねたる相に名づけ、廟、方墳、淨處、福聚、生淨信處、可供

養處とも譯す。玄應音義第四に「支提、或は脂帝浮都と言ふ、此に聚相と云ふ、謂はく寶及び石等を累ねて高くしたるを以て相となすなり」と云ひ、慧苑音義卷下に「支提とは、具に制底耶と云ふ。佛を閣維せる處に於て墳を置くを謂ひ及び佛の所説の經を安する臺閣の名なり。此に翻して積集と爲す、是れ人天が無量の福善を積集するの所を謂ふなり。又或は翻じて生淨信處と爲す」と云ひ、大日經疏第五には「制底翻じて福聚と爲す、諸佛一切の功德聚りて其中に在るを謂ふ」とある是れなり。窣堵波及び制底の名義是の如し、然らば此の二者の間には、果して如何なる相違ありやと云ふに、摩訶僧祇律第三十三には「舍利ある者は塔と名づけ、舍利無き者は枝提と名づく」と云へり。若し此の文に依らば、舍利あるを窣堵波と云ひ、舍利なきものを制底と稱す。即ち佛の滅後に於て、佛の舍利を安ぜる摩揭陀、毗舍離等の八國の塔の如きは、正しく之を窣堵波と云ふ可く、佛陀伽耶の成道處塔、鹿野苑の轉法輪處塔の如きは、須らく之を制底と稱す可きなり。されど中古以來、此の二者概ね通用して塔又は支提と稱せしが如し。後代及び現今に於ては、總じて之を塔と稱するなり。

刹柱 とは、刹は梵語刹多羅 *Kṣetra* の略、又掣多羅、訖差怛羅刹摩に作る、土田又は國土と譯す。即ち柱を立てて佛所居の處たることを表するなり。之を刹柱となす。玄應音義第一に「刹、又擦に依る。音は察に同じ。梵に差多羅と言ふ。此に譯して土田と云ふ。經の中に、或は國と言ひ、或は土と云ふは、同じく其の義なり。或は刹度に作るは、二音を存するなり。即ち刹帝利を守田主者と名づくるも亦た是なり。案ずるに、刹は書に此の字無し、即ち刹字の略なり。刹は音初一の切、浮圖を刹と名づくるは訛なり。應に刺瑟胝と言ふべし。刺は音力割の切、此に譯して竿と云ふ。人柱を以て之に代へ、名づけて刹柱と爲し、以て佛骨を安ず。義は土田に同じ、故に刹と名づくるなり。彼の西國にては塔の竿頭に舍利を安ずるを以ての故なり」と云ひ、慧苑音義卷上には「佛刹、刹は具に正しくは訖差怛羅と云ふ。此には土田と曰ふなり」と云ひ、又止觀輔行二之一に「佛刹と言ふは、具に存せば應に刹摩と云ふべし、此には田と云ふなり。即ち一佛所王の土なり。或は表刹と云ふは、柱を以て刹を表す。所居の處を表すが故なり」とあり。私に思ふに、無垢淨光大陀羅經及び菩提場莊嚴陀羅尼等に相輪樑等と云ひ、或は十誦律に柱塔と稱するもの、蓋

し之に當らむか。

二古制の造塔法 佛塔造建の方法に就きては諸律に明す所、或は聊か相同じからざるものあり。今其の主要なるもの一二を抄記せんに、即ち摩訶僧祇律第三十三に依れば「塔法とは佛、拘薩羅國に住し遊行したまふ(中略)」。時に波斯匿王は、世尊が迦葉佛の塔を造りたまふを聞き、即ち勅して七百の車に磚を載せ、佛の所に來詣し、頭面にて足を禮し、佛に白して言はく、我れ此の塔を作らんと欲す、得るとせんや不や、佛言はく得。佛、大王に告く、過去世の時、迦葉佛般泥洹の時、吉利と名づくる王あり、七寶の塔を作らんと欲す。時に臣あり、王に白して言はく、未來の世に當に非法人の出づることあり、當に此の塔を破して重罪を得べし、唯だ願はくば、王よ當に磚を以て作り、金銀にて上を覆ふべし。若し金銀を取らば、塔は故のごとくに在りて全きを得んと。王は即ち臣の言のごとく、磚を以て作り、金薄にて上を覆へり。高さ一由延面の廣は半由延あり。銅にて欄楯を作り、七年七月七日を経て乃ち成る。成り已りて香華もて供養し、比丘僧に及べりと。波斯匿王は、佛に白して言はく、彼の王は福德あり、多く珍寶ありき。我れ今作るに當りては、彼の王には及ばず

と。即便ち作るに七月七日を経て乃ち成る。成り已りて、佛及び比丘僧を供養しぬ。塔を作る法は、下基の四方に欄楯を周匝し、圓く起すこと二重、方牙四出、上に盤蓋を施し、長く輪相を表するなり」と云へり。今ブルフット、サンチ等の印度最古代の佛塔に就て檢するに、其の塔は、地上に圓形の基礎あり、基礎の上に覆鉢勢を築けり、律の文に圓起二重とあるは、蓋し之を云へるなるべし。而して其の覆鉢の頂に石の方形の龕あり。律文に方牙四出と云へるもの之に當るが如し。其の龕の上に盤蓋を安す。但し其の盤蓋の數は、必ずしも一箇ならずして、數箇相重ぬるを見る。其の作例は、ブルフット、サンチ等の古彫刻圖に於て、之を見ることを得べし。是れ蓋し後世の所謂相輪の起源なりとす。同摩訶僧祇律に又云はく「塔事とは、僧伽藍を起す時は、先づ豫め好地を度りて塔處と作す。塔は南に在るを得ず、西に在るを得ず。應に東に在るべく、應に北に在るべし。僧地は佛地を侵すことを得ざれ、佛地は僧地を侵すことを得ざれ。若し塔が死尸林に近からば、若しは狗ありて食殘を持し來りて地を汚さん。應に垣牆を作るべし。應に西若しは南に在りて僧坊を作るべし。僧地の水をして、佛地に流入せしむることを得ざるも、佛地

の水は、僧地に流入することを得。塔は應に高く顯なる處に在りて作るべし。塔院の中に在りては、染を洗ひ衣を灑し、革履を著け、頭を覆ひ肩を覆ひ、地に涕唾することを得ざれ」と。之をブルフット等の古佛塔に徴して、以て印度古代に於ける塔院建造の次第を知る可し。若し更に根本説一切有部毘奈耶雜事第十八に依らば「長者聞き已りて、便ち是の念を作さく、此は即ち是の縁を往て佛に白すべしと。佛の足を禮し已りて、一面に在りて坐し、白して言はく、世尊よ、多くの入衆あり、尊者舍利子の遺身舍利に於て、情に敬重を生じ、諸の妙物を持して、各供養を申べんとし、來りて我が宅に至れり。我れ他縁ありて門を鎖して去りしに、諸人來り見て、共に嫌を起して、長者は門を閉ぢて我が福路を障ふと言へり。若し佛聽したまはば、我れ今顯敞の處に於て、尊者の骨を以て、窺觀波を起し、衆人をして情に隨て供養せしむることを得んと欲すと。佛の言はく、長者よ、隨意に當に作るべしと。長者便ち云何にして而も作らんかと念ふ。佛の言はく、應に甌を用ひて兩重に基を作るべし。次に塔身を安ぜよ。上に覆鉢を安ずるは、隨意に高くし下くせよ。上に平頭を置くに、高さ一二尺、方二三尺なるも、量の大小に準せよ。中に輪竿を立てて、次に相輪

を著けよ。其の相輪の重數は、或は一二三四乃至十三にせよ。次に寶瓶を安せよと。長者自から念ふ、唯だ舍利子のみ、是の如き窺觀波を作ることを得るや、餘の爲にも亦得るやと。即ち往きて佛に白す。佛、長者に告げたまはく、若し如來の爲に窺觀波を造らば、應に前の如く具足して而も作る可し。若し獨覺の爲めならば、寶瓶を安ずる勿れ。若し阿羅漢ならば、相輪は四重にせよ。不還は三に至り、一來は應に二なるべく、預流は應に一なるべし。凡夫の善人は、但だ平頭のみにて、輪蓋あること無かる可し。世尊の説たまへる如く、是の如く應に作る可し」と云へり。此の文を以て、前出の摩訶僧祇律の説に比するに、其の相輪(即ち輪蓋)の重數を規定せる如き、又相輪上に寶瓶を安ずることを説ける如き、其の説稍發達變化せるものと認むることを得べきが如し。而して此の種の造塔の例としては、錫蘭のチエータヅナ(Theravāda)の大塔等の如きは、正に其の隨一なり。

又四分律第五十二に依るに、時に舍利弗、目連、般涅槃し已る。檀越ありて是の如きの言を作さく、若し世尊我等が其の爲に塔を起すとを聽したまはば、我れ當に作るべしと。諸比丘佛に白す、佛の言はく、作るとを聽すと。彼れ云何に作るべきか

を知らず。佛の言はく、四方に作し、若しは圓に、若しは八角に作るべしと。何物を以て作るべきかを知らず。佛の言はく、石盤若しは木を以て作ることを聽す、作り已らば應に泥すべしと。何等を以て泥すべきかを知らず。佛の言はく、黒泥、若しは菩泥、若しは牛屎泥を用ひ、若しは白泥を用ひ、若しは石灰、若しは白埴土を用ゆることを聽すと。彼れ塔基を作らんと欲す。佛の言はく、作ることを聽す。彼れ華香もて供養せんと欲す。佛の言はく、四邊に欄楯を作り、華香を安じ上に著くことを聽すと。彼れ幡蓋を上らんと欲す。佛の言はく、懸幡蓋物を安することを聽す。彼れ塔上に上る。護塔神瞋る。佛の言はく、應に上るべからず。若し上りて取る所あるを須ひば、上ることを聽す。彼れ欄上に上る。護塔神瞋る。佛の言はく、應に上るべからず。若し上りて取る所あるを須ひば、上ることを聽す。彼れ杖上、龍牙杖上に上る。佛の言はく、應に爾る可からず。若し上りて所與する取あるを須ひば、上ることを聽す。彼れ像上に上りて、蓋を安じて供養す。佛の言はく、應に爾るべからず。應に餘の方便を作て、踏み上りて蓋を安ぜよ。彼の塔露地にあり、華香燈油幡蓋伎樂供養の具、雨漬し、風飄し、日曝し、塵土及及び烏鳥の不淨に汚る。佛の

言はく、種種の屋を作りて覆ふことを聽す。一切屋を作るに、須る所は應に與ふべし。若し地に塵あらは應に泥すべし、若しは黒泥、牛屎泥、若しは白を須ひ、石灰泥、白埴土泥を以てすべし。彼れ洗足器を須ひば、應に與ふべし。石にて道を作りて行くことを須ゆ。佛の言はく、作ることを聽す。彼れ地に敷くことを須ゆ。與ふることを聽す。時に外に墻障無し、牛馬の入ること無限なり。佛の言はく、墻を作るとを聽す、若し門を須ひば、作ることを聽すと云へり。前記の摩訶僧祇律等の説が、唯覆鉢塔のみを明すに對して、此の律獨り、四方形、八角形の塔の造法を説くは、頗る珍とす可きものなりとす。後世、四角、八角の佛塔の造顯せらるるものあるは、或は此律の所傳の本づくものか否か、聊か疑を存する所なり。之を要するに、上記の諸文は、古代印度に於ける佛制の造塔法の一端を叙述せるものにして、佛塔研究上頗る貴重なる文證なり。即ち其の記事に於ては、諸律部執の相違なきに非ずと雖も、兎も角も印度初期の佛塔は、孰れも此等の規模に依りて造立せられたるものなるが故に、ブルフート、サンチー、アマラー、グチーの諸塔を始めとし、凡て古制の佛塔は、皆此の諸文に依りて説明するを得べし。然し乍ら是れ概して覆鉢形の塔なり。三

重五重の層級浮屠の如きは、或は是れ少しく後れて造建され、其の起原稍新しきが如く、律文の中に全く其の説なき所なり。蓋し案ずるに、原初の佛塔は、主として覆鉢塔なりしことは、現存のサンチー塔等の諸塔、及びブルフート、佛陀伽耶等の欄楯の刻畫に徴して明了なり。且つ其等の諸塔は、構造の規模及び華香幡蓋供養の事に至るまで、悉く律文の説に一致する所なり。但し後世諸方に行はるる種種の異形の佛塔は、多くは律本に其の制なく、且つ又古刻畫中にも、其の例を見ざるものなりとす。

三造塔用材の種別 印度に於て、古く建造せられたる佛塔は、大抵磚造なりしことは、律文にも明記せらるる所なるが、其の他木、石、金、銀、銅、鐵、瑠璃、水精等を以て製作せらる。寶篋印陀羅尼經に「若し人ありて塔を作るに、或は土、石、木、金、銀、赤銅をもてし、此の法要を書して、其の中に安置す。纔に安置し了れば、其の塔即ち七寶の所成となり、上下階陛、露槃、傘蓋、鈴鐸、網綴、純ら七寶となる。其の塔の四方如來の形像も亦復た是の如し」と云ひ、根本説一切有部尼陀那第五に「給孤獨長者、世尊に請ふて曰はく、願はくは我に鐵宰塔波を造ることを許せよ。佛の言はく、應に作るべし」と。

復た言はく、金、銀、瑠璃、水精、銅を以て造作せんと欲す。佛の言はく、應に作るべし」と云へる是れなり。中に就きて

磚造のものは、前引摩訶僧祇律等に記するが如し。現に印度其の他に多數の古塔の殘存するあり。

木造のものは、律文に未だ明證を得ざるも、迦膩色迦王造建の北印度の雀離浮圖、北魏永寧寺の大塔、新羅皇龍寺の大塔の如き、震災に遇ふて焼失せられしことを傳へらるるものは、蓋し木造なりしこと察すべし。殊に我國の如きは、木造佛塔の盛に建立せられたるを見る。即ち諸大寺の三重塔、五重塔等是れなり。又かの聖武天皇が、諸國の國分寺に七重塔を建てしめたまひ、孝謙天皇が、天平寶字八年、木製小塔一百万基を作りたまへる如き、亦其の例なり。

石造のもの、古來盛に造立せられたり。遺物亦尠なからず。

銅製のものとしては、支那五代吳越王錢弘俶が、顯德年中、金塗塔八萬四千基を鑄造せしが如き是れなり。其の他、造塔法を修する時、泥土を以て之を塔形に入れて、多數の小塔を作ることあり。後白河天皇が、保

元二年三月八日より一百日の間、十口を僧を以て、毎日百基づつ造立供養せられしが如き其の例なり。此の外

金塔

銀塔

鐵塔

水精塔

等諸種の材體を以て佛塔を造顯せしことあるは、文献或は遺物の存在に徴して明かなる事實なりとす。

四塔形の變遷及び種類 印度初期の佛塔が大抵覆鉢形なりしことは、前に記する所の如し。されど後代弘く世に行はるる所のものには、三重塔五重塔を始めとして、種種異形の塔多數あり。然らば此等の種種異形の諸佛塔は、何時、如何にして那處より流行さるるに至りしか。此の疑問は、佛教藝術史研究上の最大難問の一なりとす。

今覆鉢形の塔を以て、後代世に行はるる三重塔五重塔と比較するに、其の形狀全

く別途にして、各種の重層塔が、かの覆鉢塔の時代と共に變形せるものなりとは一概に考ふ可からざるが如し。蓋し覆鉢塔とは、率直に之を云へば、俗に云ふ土饅頭の一種なり。寧ろ墳塚と認む可きものなり。然るに重層塔に至りては、其の形狀は、却て一種の樓閣に擬す可きものにして、其の重屋の構は、決して土を盛著して成れる覆鉢塔に同じからざるなり。若し夫れ是の如くにして重層塔は、覆鉢塔の變化せるものに非ずとせば、其は果して何に基因するとせんか。予等が茲に佛陀伽耶及びブルフート塔欄楯の刻畫其の他に於ける印度初期の遺物中に、重層佛塔の存在を認め得ざること、此の問題の解説に向て、非常なる困惑を感ぜしむるものなり。後分涅槃經卷上に依れば、佛滅の當時、十三層塔を建立せりとの記事なきに非ずと雖も、此は恐らく後代に起れる傳説なる可く、未だ遽に信憑すべからず。若し予が私案に任せて、強て重層塔の起原を尋ねんか、予は研究の中心を迦膩色迦王の雀離浮圖の建立に着眼せざるを得ざるなり。雀離浮圖が、木造の重層塔なりしことは、道榮、惠生、宋雲等の記録によりて叙述せる洛陽伽藍記の文に依りて窺ふを得可く、當時雀離浮圖は、世界第一の佛塔として賞嘆せられしもの、且つ宋雲等が、其

の塔様を模寫し來れるは事實なれば、北魏時代及び其の以後の造塔に於ては、範を雀離浮圖に取れるものある可きを推察せしむるなり。思ふに二重三重乃至七重の重閣は、佛在世時代より其の建造を見る所而も其は多く講堂等に使用されしが如くなるも、後ち或る時代に至り、其の堂閣内に佛舍利を安置するものあり。更に屋上に相輪を安ずるものあるに至りて、遂に土饅頭ならざる層級佛塔の造顯せらるるに至りしものならざるか、猶ほ一步穿鑿を加えて論ずれば、其は迦膩色迦王出世時代より北印度地方に起れるものならざるか。但し此は實に現在に於ける予一箇の私案にして、未だ精密なる研究を遂げたる考察には非ず。或は案ずるに五分律第二十六の中に、屋塔の目を擧ぐるもの、若しは此の種の塔を稱するか否か、聊か疑を存するなり。又唐代に於て、五層、七層等の重層塔を稱して、之を雁塔と稱せり。所謂慈恩寺の雁塔等是れなり。雁塔なる名詞は、大唐西域記第九、大慈恩寺三藏法師傳第三等に出せる中印度摩揭陀國因陀羅勢羅窣訶山東峰伽藍の雁塔なるものと關係ある可きや否や、予未だ之を詳にせず。

要するに塔形の變遷に就きては、之を攻究するに至難の問題多く、容易に之が推

究を得ざるものあり。其の種類の如きも、千狀萬態にして一一之が解説を加ふること能はずと雖も、左に二三の名目を記すれば、

覆鉢塔 或は覆盆浮圖など云へり。其の塔體の形が、恰も鉢を覆せたるが如くなるが故に此の稱あり。即ち地上基礎の上に覆鉢勢を築き、其の上に石の方籠を安し、籠上に傘蓋を立つ。或は籠上に相輪、寶瓶等を安ず。周圍するに欄楯を以てし、又塔前に銅鐵、石、或は木にて柱を作り、上に象、獅子等の種種の獸形を作る。是れ印度古制の塔なり。

露塔 五分律第二十六に其の目を出す。未だ塔形の如何なるものなるやを詳にせず。

屋塔 是れ亦五分律に其の目を出す。塔の構造の如何に就ては、今固より之を詳にするに由なしと雖も、強て臆測を加ふれば、屋上に覆鉢、相輪等を安置せる後世の重層塔は、則ち其の類ならざるか。聊か疑を存するものなり。

無壁塔 是れ亦前に同じく、五分律の中に其の目を出す。塔形に就きては、未だ之を考へず。

龕塔 十誦律第五十六に其の名を出す。但し其の如何なる形のものなるや明かならず。摩訶僧祇律第三十三の中に塔龕法を説く。若し之に依らば迦葉佛般泥洹の後に、吉利王、佛の爲に塔を起す。四面に龕を作り、上に獅子象種種の彩畫を作し、前に欄楯と花を安置する處とを作り、龕の内に繪幡蓋を懸くと云へり。

柱塔 是れ亦十誦律の中に其の目を列ぬるも、塔の造様に就きては、全く詳かならず、或は案ずるに、是れ後世所謂相輪檜の類に非ざるか、聊か疑を存するものなり。

十三重塔 後分涅槃經卷上に、當に拘尸那伽城内の四衢の道中に於て七寶の塔を起す。高さ十三層、上に相輪あり、一切妙寶にて間雜莊嚴すと云へる是れなり。

北印度の雀離浮圖亦十三重なりしが如く、其の他和漢俱に其の作例多し。

九重塔 經律中に、其の典據を見ず。其の作例として尤も有名なるは、北魏永寧寺の塔、新羅皇龍寺の塔なりとす。就中皇龍寺の九層塔は所謂新羅の三寶の一として、當時海東無雙の大塔として賞嘆せられしものなり。

七重塔 是れ亦經律の中に其の典據を見ず。而も和漢俱に屢造立せられたり。釋迦方誌卷下に、陳高宗宣帝、揚州禁中に太皇寺、七級木塔を造る。又崇皇寺を造る。

刹高十五丈、佛爪を安ずなど見えたり。現に遺存せるものも亦之れ有り。所謂慈恩寺の大雁塔等是れなり。天平年中造建せしめられたる諸國國分寺の塔亦七重塔なりき。

五重塔 陀羅尼集經第二に、隔内に三の舍利塔を畫出す、砌磚を以て成る、白色寶にて莊せる五層浮圖なり。其の塔及び浮圖の門の中に皆化佛の形を作すとあり。高僧傳第五道安傳に、乃ち更に寺を立て、名づけて檀溪と曰ふ、即ち清河張殷の宅なり。大富長者並に贊助を加ふ。塔五層を建て、房四百を起す。涼州刺史楊弘忠、銅萬斤を送り、承露盤と爲さんと擬す。安曰はく、露盤は已に訖に汰公營造せり。此の銅を迴して像を鑄んと欲する事然る可き乎。忠欣で而も敬諾すといへり。諸種の重層塔中、尤も其の作例に富むは、此の五層の浮層なり。

三重塔 亦盛に造立せられたり。大和長谷寺藏國寶金銅板に打出せる三重塔、竝に新羅佛國寺の三重塔は、俱に法華の信仰に基づきて造顯せられたる多寶佛の塔なり。支那唐代に亦三重の多寶塔の作例を見る。之に依るに、上古の三重塔は多寶佛塔として建立されたる多きを知る可し。

多寶塔 上古多寶佛塔と稱するものは、多くは三重塔なりしことは上述の如し。然るに中古以後二重の寶塔を以て、主として多寶塔と呼ぶに至れり。是れ蓋し法華曼荼羅所出のものに基づく次第なるべきも、此は寧ろ單に寶塔と稱するを穩當すべきものならざるか。又此の塔は金剛界大日の三昧耶形とせらるるものなり。五輪塔 是れ密家所傳の塔にして、則ち胎藏界大日の三昧耶形とせらるるものなり。

寶篋印塔 是れ塔内に寶篋印經を安置せるより起れるものなる可く、其の起原を云へば、恐らくは吳越王錢弘俶所造の金塗塔なる可きか。

相輪檜 是れ塔上の相輪のみを立てたる柱なり。是れ無垢淨光陀羅尼經に「陀羅尼咒を以て相輪檜の中及び塔の四周に置く」とあるもの、阿婆嚩抄第七十八に「相輪檜の事は、此の經より起れり。傳教大師之を作りて、多の大乘經を籠め給ふ。彼の銘文之を見る可し」とあり。以て叡山に於ける相輪檜の起原を知る可し。

無縫塔 又卵塔とも稱せらる。其の形頗る卵形に似たるが故に、即ち其の名あり。是れ近世主として僧侶の墓上に建てられし石牽塔波の一種なり。

五、塔の構造

前段に説明するが如く、塔の造建に就きては、古來數次の變遷を経て、様様の構造のもの遺存するを以て、一概に其の造様を説明すること能はざれども、今其の主要なる部分に就きて、一應の説明を爲さんに、先づ最も初期に作られたる覆鉢形の塔に於ては、基礎と覆鉢と方龕平頭と盤蓋とより成れり。

基礎 とは、塔の當體を載する基礎なり。磚を疊みて築く所なり。

覆鉢 とは、基礎上に築かれたる一種の土饅頭なり。同じく磚を以て築成さる。其の形恰も鉢を覆せたるが如くなる故に、即ち其の稱あり。

方龕 とは、方形の石龕なり。根本說一切有部毘奈耶雜事には、之を平頭と稱せり。覆鉢の頂上に安ぜらる。之れ佛舍利を安置すべき所なり。

盤蓋 とは、或は輪蓋、相輪、承露盤、露盤、空輪、九輪とも稱す。圓くして盤の形をなせる柄ある蓋なり。方龕の上に立てる。其の盤蓋の數は、一個或は數個なり。其の數個なるは相重なりて相輪の如し。之れ印度の最古の造塔の形式なり。然るに時代稍下りて、盤蓋は、其の重數等の一定せらるるに及び、其の稱呼も種種異なりて、輪蓋、相輪、承露盤、露盤等と呼ぶと俱に、蓋の柄を稱して、心柱、刹、又は刹柱等と名づ

くるに至れり。されど其の原を尋ねれば、佛馱都に供養せられたる蓋なり、其の蓋相重りて、輪と相似するが故に、輪蓋又は相輪と云ひ、露を承けて、佛馱都を覆護するが故に、承露盤、又は略して露盤とも稱せらる。其の名各異なりと雖も、其の物は一なり。而して其の相輪即ち露盤の重數に就きては、根本說一切有部毗奈耶雜事の說にては、一二三四乃至十三にすと云へり。彼の雀離浮圖大塔の如きは、金槃十三重、北魏永寧寺塔の如きは十一重なりしと傳へらるるも、而も我が國に於て造建されたる諸塔の相輪は、其の數大低九重にして、且つ盤蓋が既に原初の蓋の形を失ひて、單に輪を取り付けたる如くなり居るもの多く然り。之に依て、俗稱に九輪、又は空輪とするものありと雖も、是れ頗る僻說なり。更に相輪即ち九輪、空輪の外に別に露盤の存在を明すに至ては、實に以ての外なる誤說と云ふ可きなり。

蓋し印度初期の佛塔は、上記の基礎、覆鉢、方籠盤蓋より成ると雖も、時代の推移に従て、其の塔形に種種の變化あると共に、構造の要部に非常の異動を生じ、同時に新に添付されたる物も亦尠なからず。今其の概要を述べんに、先づ基礎の變形としては、

重屋の構なる三層、五層乃至十三層等の如き重層塔を見るに至れり、而して此種の重層塔の來由に就きては、十誦律に所謂屋塔の名目の外は、古經律に之が適當の典據を得ず。又二重の多寶塔及び寶篋印塔の如きも、亦以て其の基礎の變形の著しきものの一に計ふべきなり。次に是等の重層塔の屋上には、方形の臺の如き者あり。我國に於ては、中古以來之を稱して露盤と名づく、現今に至るまで猶ほ其の説を襲用すと雖も、此は全く誤說なり。露盤は承露盤の略稱にして、盤蓋即ち相輪の事なれば、如何ぞ是の如き方形の箱の如きものを指すものならんや。若し之を原初の佛塔に比較して云はば、

方形の臺は籠なり。律に所謂平頭と稱せられしもの之に當れり。原初の塔にては、覆鉢の上、輪蓋の下に有りしものなれど、今は反て覆鉢の下に有ることとなるなり。次に

小なる覆鉢が、前記の方形の臺上に置かれたるは、原初の佛塔が、莊大なる鉢覆形の上に平頭を置かれたるに比して、位置の顛倒と云ひ、其の形の餘に小に失せると云ひ、實に造様の變化の甚しきに於て、一驚を喫せざる能はざるなり。次に

頂上の相輪は、大抵九箇の輪を貫ぬきて、而も其の一一の輪が、原初の佛塔に於ける如き盤蓋としての形を失ひて、單なる輪となり、且つ又全く承露の用を爲さざるものとなれりと雖も、此の相輪が、塔の頂上に在りて、該建造物の主要部分を爲すは事實なりとす。之を要するに、彼の覆盆形の佛塔と、後の木造の重層塔とは、全然別物と觀せらるる迄、其の形に於て相違すと雖も、而も其の構造の主要部分が、同じく基礎、覆鉢、平頭相輪の四者を具備して、二者殆ど相異らざるものなるは、事實なりとせざるべからず。而して斯く塔の造様の變化あると俱に、新に添付せられたる物も之れ有る中に、

寶瓶 は、相輪の頂に安ぜらる。是れ根本説一切有部毘奈耶雜事に既に其の説あり。現存の古塔としては、錫蘭のヂェータワナラーマ大塔に其の例を見るべし。是れ覆鉢塔の相輪上に在るものにして、能く今の毗奈耶雜事の説に一致せり。又木造層塔に安ぜられしものとしては、彼の北魏永寧寺の九層塔に置かれたることありしは、歴代三寶紀第九に、具に永寧寺大塔の事を記し、其の下に、刹の上に金の寶瓶あり、二十五の石の寶瓶を容れたり。下に承露金槃一十一重あり」と云へるに徴

して知ることを得可し。

寶珠 是れ亦相輪の上に安置されたり。此蓋し前の寶瓶に代へて、用ひらるるに至りしものにして、即ち我が國に建造せられし古佛塔は、大抵寶瓶に非ずして寶珠を安ぜり。

水焰 相輪心柱の上端より寶珠を包みて、上に向て、付けらるる所なり。寶珠並に水焰に就きては、經律の中に全く何等の記載なき所にして、其の起原を詳にせずと雖も、相輪は即ち承露盤なれば、其の露盤の上に水珠を置くもの、其の間に何等かの偶意あるべき乎、否乎。

鐵鎖 心柱の上端より屋根の四角に向て引く所の鎖なり。

鈴鐸 露盤の輪廓、鐵鎖、各層級の家根の四角等に懸くる所なり、歴代三寶紀に、前引寶瓶並に承露盤の事を記せる文を受けて、即ち承露金槃一十一重あり、輪郭を周匝して皆金鐸を垂る。復た鐵鎖四道あり、刹より引きて浮圖の角に向へり。四角の鎖の上に亦金鐸あり。大小皆一石甕の如し。浮圖九級、角角に皆金銅の鈴鐸あり。上下を合して百三十の鐸あり」と云へる是れなり。而して上記寶珠、水焰、鐵鎖、

鈴鐸等は主として木造の重層塔に之れ有る所にして、古制の覆盆浮圖には全く無き所なり。

又密家所傳の五輪塔は

空輪 即ち大空輪形〇と

風輪 即ち半月形ㄣと

火輪 即ち三角形△と

水輪 即ち満月形〇と

地輪 即ち方形□とを積み重ねて形成せるものにして、此は前説の佛塔とは構造全く異なりて、殆ど關係無きものなりとす。

六塔中の安置物 佛塔中に安置さるる物に就きて、佛の身舍利と法舍利との別あり。身舍利とは、佛の骨、髮、爪、牙等是れなり。法舍利とは、佛所説の法教、即ち法華經、寶篋印經、金光明最勝王經、無垢淨光陀羅尼、尊勝陀羅尼等なり。此の外佛所持の遺物を安ずるあり。衣鉢等是れなり。今其の主なるものを略解すれば

舍利 *Sarira* 又室利羅、實利、設利羅に作る。體又は身骨と譯す。或は馱都 *Dhatu*

と云ふ、界又は體の義。俱に佛の身體の意なり。玄應音義第七に「舍利、正音は設利羅、譯して身骨と云ふ。舍利に全身なるものあり、碎身なるものあり」と云ひ、俱舍論記第八に「馱都は即ち佛の身界なり。亦室利羅と名づく。唐に體と云ふ。佛の身體なり。舊に舍利と云へるは訛なり」とある是れなり。即ち佛の身骨を云へるもの、而して牽塔波とは、佛の身骨を安置する所なれば、塔を造建すれば必ず舍利を安置するなり。

髮爪 佛在世の時、給孤獨長者が佛の髮爪を得て塔婆を建立せりとの事は、諸律に記載せらるる所にして、即ち十誦律第五十六に「佛、爪と髮とを與へて言はく、居士よ、汝は當に是の爪髮を供養すべし」と。居士、即時に佛に申して言はく、願はくは世尊、我に髮塔、爪塔を起すことを聽せよと。佛の言はく、髮塔、爪塔を起すことを聽すと云へる是れなり。

齒 佛の齒骨を安置せるもの、

髑 佛の髑を安置せるもの、

等、諸傳の中に散見せるを見る。又佛滅後には、八國に舍利を分てる後、瓶塔、炭塔、灰

塔を建立せりとの説あり。長阿含經第四、佛般泥洹經卷下等に記するが如し。又觀空藏菩薩經には「天上の四塔とは、忉利天の城の東なる照明園の中には佛の髮の塔あり。忉利天の城の東なる靈遊園の中には佛の衣の塔あり。忉利天の城の西なる歡喜園の中には佛の鉢の塔あり。忉利天の城の北なる駕御園の中には佛の牙の塔あり」と云ひて、衣塔、鉢塔等の名を出せり。

次に法舍利は、佛の身舍利に代へて安置せらるるものなるが、就中

法華經 は、即ち經の第四卷に「若しは經卷の住する所の處に、皆應に七寶の塔を起すべし、極めて高廣嚴饒ならしめよ。復た舍利を安ずることを須ひず。所以は何となれば、此の中に已に如來の全身あればなり」とあり。蓋し後世の如法經の如きは、之に依りて行はるる所なりと知るべし。又

金光明最勝王經 は、聖武天皇御願諸國分寺の七重塔中に奉安せられ

寶篋印經 は、吳越王錢弘俶の金塗塔に納められたるあり。

無垢淨光陀羅尼 は、孝謙天皇御願の百萬塔に其の例を見る可く、其の他

尊勝陀羅尼 を始めとし、猶種種の經典を納置せられたることあり。即ち塔中

に安置せらるるもの、古來種種の相違あるなり。

七塔の付屬建造物 塔に付屬して造顯せられし古遺物に、門、欄楯、柱等あり

門 は、梵名 *Dvāra*、是れ塔處に出入するため、四方に門を立つ。其の門多くは、兩旁の柱を貫くに三の橫梁を以てするを例とせり。ブルフット、サンチー等の諸塔、皆此の門あり、孰れも石造なり。特にサンチーの塔門には頗る雄麗なる雕刻を施されあるを見る。

欄楯 とは、又枸欄とも云ふ。梵名 *Vedikā*、門と門との間を連接して設けられたる垣牆の一種を云ふなり、亦石造なり。十誦律第四十八に「周匝して欄楯を施す」と云ひ、五分律に「外に於て欄楯を作る」と云へる即ち是れなり。現在遺物中、サンチーのものは、別に莊飾なけれども、佛陀伽耶、ブルフット、アーラーグチー諸塔周遍の欄楯の遺品には、孰れも富麗なる浮彫あり。

柱 は、梵名 *Stambha*、塔前に立つる所なり。五分律に「塔前に於て銅鐵石木の柱を作り、上に象師子種種の獸形を安ず」と云へる是れなり。阿育王の建つる所の此の種の石柱にして、現に世に遺存するものあるは、甚だ珍とすべし。而して已上の

門欄、楯、柱等は、是れ主として印度初期時代に於ける覆盆浮圖に付屬して造顯せられたるものなりとす。

第三章 雕塑

第一節 造像の起原に就きて

一 諸經典の傳説 雕塑並に繪畫の研究に入るに先ちて、造像の起原に關する一往の私見を述べんと欲す。是れ蓋し造像の起原を研究することは、同時に佛教關係の雕塑繪畫の研究を企圖するものなればなり。然るに之に就きて頗る重用なる問題あり、即ち造像に關する經典の傳説と、現存の遺物との間に和會すべからざる相違の存すること是なり。

諸經典の記載する所に依るに、佛の形像を作るとは、既に佛在世の時より行はれたりと明せり。増一阿含經第二十八に云はく、爾時に世尊四部の衆に告げず、復た侍者をも將ひず、臂を屈申する如き頃に、祇桓より現ぜず、往て三十三天に至る(中畧)是の時に波斯匿王と優填王と、阿難の所に至りて阿難に問ふて曰はく、如來は今日、竟に何に在すとせん。阿難報へて曰はく、大王よ、我も亦如來の在す所を知らずと、

是の時に二王は如來を觀たてまつらんとを思ひて、遂に苦患を得たり。爾時に群臣優填王の所に至りて、優填王に白して曰く、今患ふる所ありとせん。時に王報へて曰く、我れ今愁憂を以て患を成せりと、群臣王に白さく、云何が愁憂を以て患を成せるや、其の王報へて曰はく、如來を見ざるに由るが故なり、設し我れ如來を見たてまつらざれば、便ち當に命終すべしと。是の時、群臣便ち是の念を作さく、當に何の方便を以て、優填王をして命終せしめざらしめん、我等宜しく如來の形像を作る可しと。是の時、群臣王に白して言はく、我等形像を作らんと欲す、亦恭敬し承事し作禮すべしと。時に王は此の語を聞き已りて、歡喜踊躍して自ら勝ゆる能はず、群臣に告げて曰く、善哉、卿等の説く所は至妙なりと、群臣王に白さく、當に何の寶を以て如來の形像を作るべきと、是の時に王は即ち國界内の諸の奇巧師匠に勅して、而も之に告げて曰く、我れ今形像を作らんと欲すと、巧匠對へて曰はく、是の如し大王よと。是の時に優填王は即ち牛頭栴檀を以て如來の形像の高さ五尺なるを作りたてまつる。是の時、波斯匿王は、優填王が、如來の形像の高さ五尺なるを作りて、而も供養したてまつると聞き、是の時に波斯匿王も復た國中の巧匠を召して、而も之に告げ

て曰はく、今我れ如來の形像を造らんと欲す、汝等當に時に之を辨すべしと。時に波斯匿王、而も此の念を生ず、當に何の寶を以て如來の形像を造りたてまつる可き耶と。斯須にして復た是の念を作さく、如來の形體は黃なる天金の如し、今當に金を以て如來の形像作るべしと。是の時に波斯匿王は、純ら紫磨金を以て如來像の高さ五尺なるを作る。爾時に閻浮里内に始めて此の二の如來の形像ありと。又觀佛三昧海經第五に依るに「云何が如來、切利天より閻浮提に下る時に光相變應すと名づくる。我れ下る時に、無數の天子、百千の天女と世尊に侍從するも、獨り一佛の圓光一尋にして千光明を放ち、足は虚空を歩みて階を躡みて、而も下ると見る。時に佛光の中より七佛の像を現じ、佛光より出でて佛を導きて前行す。時に優填王は、世尊を戀慕して金を鑄て像と爲し、佛の當に下りたまふべきを聞き、象に金像を載せて、來りて世尊を迎ふ。蓮花色比丘尼琉璃山を化作し、結加趺坐して山窟の中に在り、無量の供具をもて世尊を迎へ奉る。爾時に金像、象上より下ること、猶ほ生佛の如し。足は虚空を歩み、足下よりは華を雨らし、亦光明を放ちて來りて世尊を迎へたてまつる。時に鑄金像、合掌叉手して佛の爲めに禮を作す。爾時に世尊

も亦復た長跪合掌して像に向ひたまふ。時に虚空の中の百千の化佛も亦皆合掌し長跪して像に向ふ。爾時に世尊而も像に語けて言はく、汝は來世に於て大に佛事を作す、我れ滅度の後は、我が諸の弟子を以て汝に付囑すと。空中の化佛も、異口同音に咸是の言を作さく、若し衆生ありて、佛の滅後に於て、形像を造立し、幡花衆香を持用し、供養せば、是の人は、來世は必ず念佛清淨三昧を得んと云へり。若し此等の説に依らば、佛の形像は、佛在世中既に製作せられ、且つ崇拜せられたるものと爲すべしと雖も、之を現存の遺物に徴するに、或は其の然らざるを檢せずんばならず。即ち若し果して右傳説の如く佛在世中より形像の製作ありしとせば、現存の古遺物中に何等かの徵象を認めざる可からず。然るに之を佛陀伽耶、ブールフト及びサンチ等の古浮彫等に檢するに、全く佛の形像を見ることなし。特に當然佛の形像を出さざる可からざる佛傳の繪畫に於てすら、殊更佛の形像を圖すること避けたるより見れば、佛滅後若干百年の間は、全然佛の形像を作製して之を供養禮拜せしめしことありしを推想せしむる能ざるなり。

二遺物に見ゆる佛像 予が私案に依れば、佛形像の製作さるるに至りしは、恐ら

くは佛滅後數世紀の後なるべきが如し。何となれば、今現存の古雕刻に見ゆる佛傳の圖繪に考ふるに、阿育王の造建にかかる佛陀伽耶の欄楯に出せる者は、全く佛の形像を圖示せず。唯僅に佛座を顯はして佛見在の旨を表示し、阿育王没後、差して遠からざる時代に造建されたるブールフト塔の欄楯及びサンチ、大塔の塔門に彫縷されたる諸圖の如きは、佛陀伽耶の欄楯の刻畫に同じく、唯佛座を圖出して佛形像を顯はさず、但佛の足形を圖出して佛の形像に代へて圖出せるものあり。是れ佛陀伽耶の圖像の佛座の外に何物をも圖出せざりしに比せば、足形を以て釋尊見在の旨を明示せる丈一段の進境を副へたるものと云ふを得可し。されど佛の全形像を圖示せざるは、互に相一致する所なり。西曆第二三世紀頃の造立にかゝるアマラーヴァチ塔の欄楯の刻畫に至りて、始めて佛の形像を出せる全具の佛傳圖を見るも、而も其の間に、彼のブールフト及びサンチの圖像の如き足形を以て佛の形像に代へたる圖相の存するは、偶々足形の標示より轉じて佛の本形像を圖出するに至れる期契を示すものと云ふ可きか。更に下りて、アジャンター、並に健駄羅附近の遺物、其の他後代の作物を見るに、皆悉く佛の形像を圖示しありて、

此には單に佛座を圖して佛見在の意を遇し、或は足形を以て之に代ふる等の事を爲さず。今此等の事實に依りて、佛傳圖中の佛陀の形像の製作さるるに至りし次等を考ふるに、實に左圖の如く略四期の變遷を劃するものなり。

第一期

第二期

第三期

第四期

佛陀伽耶 (佛形像無く)
(佛足形無し)

-Bharhut (佛形像無く)
(佛足形あり)

-Sanchi (佛形像無く)
(佛足形あり) -Amaravati (佛足形あり)
(佛形像あり)

-Ajanta (佛足形無く)
(佛形像あり) 健駄邏其他 (佛形像あり)

即ち第一期佛陀伽耶の遺物に在りては佛の形像なく、唯佛座のみを示出し、第二期グハルフト等の遺物に在りては、同じく佛の形像無けれども、往往足形を以て佛の見在の意を表せり。第三期アマラーヴァチの遺物に在りては、或は佛の足形を以て佛の形像を圖するに代へ、同時に一面佛の本形をも畫き示せり。第四期アジヤンター等の遺物に至りては、専ら佛形像を圖出して最早足形を出さざるなり。三本尊像製作の起原に就きて、現存の遺物に見ゆる佛形像を造顯するに至れる次第實に是の如し。而して本尊像としての佛形像は、如何にして造立さるるに

至りしやと云ふに、上記の如き次第を以て、佛形像を示出せる完全なる佛傳圖の行はるることとなり、特に其の中の降魔圖、轉法輪圖中の佛形像が、一轉して崇拜の對象なる本尊像として、造作さるるに至りしものと考ふ可きが如し。若し然らば、佛形像を圖出せるアマラーヴァチ大塔の建造されたるは、佛滅後六七世紀、即ち西曆第二三世紀頃のことと屬するを以て、従て所謂佛徒が禮拜の對象本尊たる佛の形像の行はるるに至りしも、亦之と略相同じ時代より造顯さるるに至りしものなりと推察するを穩當とせん。是れ予等が現存の諸種の遺物を檢案したる結果としての推論なり。然るに増一阿含經其の他の諸經典中に、佛在世中より、佛形像の製作せられたることを説けるは、前記遺物に現はれたる事實と頗る一致せざる所に於て、是れ造像の起原を説明するに就き、非常なる難問題なり。且つ其の記載の典籍が増一阿含經等の如き相當に信憑すべき古經典に出たるものあるを以て、予等は其の間に立ちて古傳の經典の説を信ず可きか、將た現在の遺物に徴す可きかに就き、大に迷はざる可からざる次第なるが、予等は寧ろ主として現存の遺物上より第一に現存の遺物中には西曆紀元前の製作にかかる佛形像の絶無なること。

第二に佛滅若干世紀間は佛舍利を奉安せる窣堵波が禮拜の對象たりしことを推測するが故に、佛形像の製作せられ、之を本尊として禮拜供養するに至れるは、早くも耶蘇紀元以後の事なりと想定するものなり。

思ふに學者或は現存の遺物は、僅に當時の九牛の一毛を存するに過ぎざれば、之に依りて直に有力なる諸經典記載の傳説を否認して、臆測の説を立つるは早計なりと云ふものあらむ。予亦多少とも爾く思考せざるに非ずと雖も、現存の遺物は、例令數に於て多からずと雖も、其の歴史的變遷の迹を明すこと極めて明瞭にして、予等をして、佛在世當時より佛形像ありしことを記せる經典の説を信ぜしむるには、猶ほ大に躊躇せしむればなり。之を要するに、予等は佛形像の製作を以て、佛滅數世後の事なりと推定するものにして、即ち佛形像造顯の起原を、今の如く早くも西曆紀元後ならむと説明せんと欲す。

第二節 佛像の種類

一 佛像と佛畫 佛像とは、佛の形像を稱するものなれば、本より佛陀の尊像を指

せる熟語なること勿論なりと雖も、普通佛畫に對して佛像と稱する時は、前者は平面的に紙絹等に顯されたる佛の繪畫に名づくるに對して、此は主として立體的に木石等にて造られたる彫塑の像に名づくるを例とせり。又之に廣狹の二義あり、即ち狹義に解して他の菩薩像、諸天像等に對し佛像と稱する時は、釋迦、彌陀等の純佛像に限れども、唯漫然として汎き意義に於て佛像とする時は、管に佛の形像のみならず、諸菩薩像、諸天像、諸鬼神像等、總じて一切の諸尊像を稱するなり。今茲に佛像と名づくるは、普通に云ふ廣義の意味の佛像なり。從て之を類別する時は、其の間自から種種の差異あり。先づ佛像と佛畫との區別に就きて一言せんに、若し單に紙又は絹等に畫きたるものを佛畫と云ひ、石又は木等に刻みたるものを佛像と名づくとせば、別に差したる問題は之れ無きが如くなるも、假へ石に彫刻したるものと云ふも、彼の印度の古彫刻に見ゆる佛傳圖の如きは、圖相上寧ろ佛畫として研究すべきものならん。其の他、板又は金屬に雕りたるもの、及び磚像、押出像の類にして、其の畫相の複雑なるものに於ては、是れ亦繪畫の類に擬す可く、又實際紙絹に畫かれたるものと雖も、佛の形像のみを造顯せるものの如きは、圖相上之を繪畫と

して取扱ふと同時に、反て佛像に准じて之を觀察せんことを欲せざるに非ず。又圖相並に材質の如何に拘はらず、平面的のものを佛畫に准じ、立體的のものを佛像と解せんも一種の考案なる可きか。斯く論究し來るときは、佛教圖像に凡そ三種の見方あり。

第一には材質上の相違より見て

- 一、紙絹等に顯はされたるものを佛畫とし
- 二、木石等に顯はされたるものを佛像とす

第二には圖相上の相違より見て

- 一、繪傳等の如き複雑なるものを佛畫とし
- 二、單なる佛眞影の如き單純なるものを佛像とす

第三には形體上の相違より見て

- 一、平面的に軸物又は壁面等に顯はされたるものを佛畫とし
- 二、立體的に殿堂内に安置さるるものを佛像とす

此の三種の中、其の孰れの一に依るも、其の説明に互に過不及なき能はず。然り是の如くにして佛像佛畫の辨別も頗る複雑なる意味を有することを察す可し。而も予は今第一の見方に依りて、雕塑、繪畫の二者に分類して、佛教圖像を總該して

説明せんと欲するものなるが、此の分類に従ふときは、材質及び製作等の技術上の區別は比較的明瞭なれども、圖像上並に形體上の相違に就きては、二者の間に共通の點なきに非ず。即ち圖相上、佛眞影の如き單純なるもの、繪傳、變相、曼荼羅の如き複雑なるものあるは二者互に然り。又形體上に就きても、繪畫には立體的のもの無けれども、雕刻等の中には平面的のものあるなり。而して茲に雕塑の佛像を研究するに當り、其の種類の大體を觀察せん。

二其の物質上の相違 中先づ

材質に就きて、木、石、泥、金、銀等の別あると同時に、其の製作上の技術に、雕塑、鑄等の異あり。従て其の製作の結果に成る佛像に、木像、石像、金鑄像、漆像、泥像、押出像、磚像、並に金、銀、玉像等あり。

圖相に就きて、是れ亦種種の別異あり。即ち箇箇の佛像あり。數箇を加へて一具なるあり。三尊佛の如き、千佛像の如き是れなり。又數多の群像を以て一圖像を爲すものあり。例せば法隆寺五重塔塔本の涅槃像等の如き是れなり。其他佛傳、本生等の種種の雜多の圖像あり。

形體に就きて、立體的の普通の形像多數を占むるは勿論なりと雖も、其の平面的のものも亦尠なからず。殊に印度の古彫刻に其の遺品甚だ多し。夫のブハル、フート、サンチ、アマラーヴァチ、並に健馱邏等の遺品に見ゆる半肉雕の石刻畫等は是れなり。其の他磚像の如き、金銅押出佛像の如き、懸佛、板佛の如き、孰れも皆平面的のものなるが、其の中亦自から作柄に種種の異あり。即ち半肉雕のものあり、毛雕のものあり、透雕のものあり、泥壓あり、鎚鏤あり、また版面に佛像を取り着けたるもの等あるなり。

三諸尊像の類別 已上の分類は、唯物質上より、材質、形體等に就き一往の相違を述べたるが、若し更に進んで此等の形像の上に顯はされたる諸尊像の種別に就きて考察するに之に亦種種の別あり。之が分類説明に就きても、元より諸般の研究問題は之れある可しと雖も、今且らく、佛像、佛頂像、佛母像、菩薩像、明王像、諸天鬼神像、曼荼羅及び諸變相の諸種に分類せん。其の中
 佛像 とは、諸佛の形像に名づく。即ち阿彌陀、釋迦、多寶、藥師、阿閼、大日、寶生、不空成就等の諸尊是れなり。

佛頂像 とは、諸佛頂の形像に名づく。即ち一字金輪佛頂、尊勝佛頂、熾盛光佛頂等の諸尊是れなり。

佛母像 とは、諸佛母の形像に名づく。即ち佛眼佛母、七俱胝佛母尊の如き是れなり。

菩薩像 とは、諸菩薩の形像に各づく。即ち聖觀音、請觀音、千手觀音、十一面觀音、馬頭觀音、不空罽索觀音、如意輪觀音、葉衣觀音、大白衣觀音、多羅菩薩、普賢菩薩、五字文殊、六字文殊、一髻文殊、八字文殊、虛空藏菩薩、大隨求菩薩、彌勒菩薩、地藏菩薩、藥王菩薩、藥上菩薩、轉法輪菩薩、放光菩薩、馬鳴菩薩等是れなり。

明王像 とは、諸明王の形像に名づく。不動明王、降三世明王、軍荼利明王、大威德明王、金剛夜叉明王、太元明王、烏芻沙摩明王、金剛童子、大輪明王、步擲明王、無能勝明王等是れなり。

諸天鬼神像 とは、諸天及び諸鬼神の像に名づく。毘沙門天、提頭賴吒天、毘樓勒叉天、毘樓博叉天、最勝太子、訶梨帝母、尊星王、妙見菩薩、摩利支天、冰羯羅天、囊虞梨童女、乾闥婆王、歡喜天、帝釋天、火天、閻魔天、辯才天、羅刹天、水天、風天、伊舍那天、梵天、地天、日天、月

天迦樓羅王、深沙大將、大黑天神、並に法華十羅刹女、藥師十二神將、般若守護十六善神、觀音二十八部衆等の類、即ち是れなり。

變相及び曼荼羅等は、殆ど畫像のみにして、雕塑のもの尠なしと雖も、淨土變相としては、其の平面的の作例として、大和長谷寺の靈山法華開會の變相の如きあり、又立體的に群像を以て構成せられたるものとしては、法隆寺五重塔塔本の涅槃像、其の他の如き、又興福寺流記に見ゆる同寺五重塔内安置の四佛淨土變、並に承和五年に慈覺大師が唐より請來せる檀龕涅槃淨土の如き、即ち其の例なり。此の外佛傳、本生等の諸種の圖像あるなり。

而して上記の諸種の形像が、佛寺に安置せらるるに際しては、其の平面的のものは、或は壁面に彫鏤され、或はこれに立て懸けらるるを例とするも、立體的の諸像にありては、本尊、脇侍、並に護法天神等、宜しきに隨て、それぞれ堂内に安置せらるる所なり。

第三節 形像略説

一 佛像觀察に就きての諸種の問題 今諸佛菩薩諸尊の形像を攻究せんとするに就きて、何時何地の作物なりやとの歴史上及び様式上にかかる問題、何佛何尊なりやとの教證上の問題等の重用案件を後日の説明に譲り、單に諸尊の形貌のみを論究するも、之に亦諸種の問題あり。相好は如何、衣相は如何、印契持物は如何、諸種莊嚴並に光背、臺座等は如何、將た體相、丈量、及び材質は如何と云ふが如き、數へ來れば、種種なる研究事項は續出するなり。之に對して茲に具に細説する能はずと雖も、一括して唯大體に就きての一往の考察を述べん。

二 像容 諸尊の相好は、所謂佛菩薩諸天等、類に従ひて同じからず。又佛にして菩薩形を現するあり。菩薩にして佛形、聲聞形等を現するあり。然れどもここに總じて其の形貌に就きて分別するに、佛形、菩薩形、波羅蜜形、聲聞形、童子形、天女形、忿怒形、神王形、鬼形、畜形等の異あり。此の中

佛形 とは、三十二相、八十種好等を具備せる尊容を云ふ。三十二相とは、一に頂に肉髻あり。二に螺髮右に旋り其の色青紺なり。三に額廣く平正なり。四に眉間の毫相白きこと珂雪の如し。五に睫は牛王の如し。六に目は紺青色なり。七

に四十齒齊して而も光潔なり。八に齒は密にして疎ならず。九に齒は白きこと軍圖花の如し。十に梵音聲あり。十一に味中上味を得。十二に舌は軟薄なり。十三に頬は師子の如し。十四に兩肩は圓滿なり。十五に身量は七肘あり。十六に前分は師子王の臆の如し。十七に四牙は皎白なり。十八に膚體は柔軟細滑にして紫磨金色なり。十九に身體は正直なり。二十に手を垂るれば膝を過ぐ。二十一に身分の圓滿なることは尼拘陀樹の如し。二十二に一一の毛孔より皆一毛を生ず。二十三に身毛は右に旋りて上に扉く。二十四に陰藏は隱密なり。二十五に髀肱長し。二十六に臑は伊尼鹿王の如し。二十七に足跟は圓正にして足指は纖長なり。二十八に長跣隆起す。二十九に手足は柔軟細滑なり。三十に手足の指に皆網鞞あり。三十一に手足の掌中に各輪相あり。穀軻圓備し千輻具足し光明照耀せり。三十二に足の下は平正にして周遍して地に案ずる是れなり。又八十種好とは、一に手足の指の甲は皆悉く高く起れり。二に指の甲は赤銅の如し。三に指の甲に潤澤あり。四に手文に潤澤あり。五に手文理深し。六に手文は分明に顯著なり。七に手文の端は細し。八に手足は曲あらず。九に手の指は纖長

なり。十に手指は圓滿なり。十一に手指の端は漸く細し。十二に手指は曲あらず。十三に筋脈は露れず。十四に蹠は現れせず。十五に足の下は平なり。十六に足の跟は圓正なり。十七に唇の色は赤く好きこと頻婆果の如し。十八に聲は龜獮ならず。十九に舌は柔軟にして色赤銅の如し。二十に聲は雷音の如くにして清暢和雅なり。二十一に諸根具足す。二十二に臂は纖長なり。二十三に身は清淨にして殿好なり。二十四に身體は柔軟なり。二十五に身體は平正なり。二十六に身に缺漏なし。二十七に身漸纖直なり。二十八に身は動搖せず。二十九に身分は相稱ふ。三十に膝輪は圓滿なり。三十一に身は輕妙なり。三十二に身に光明あり。三十三に身に斜曲なし。三十四に臍深し。三十五に臍は偏らず。三十六に臍位に稱ふ。三十七に臍清淨なり。三十八に身端嚴なり。三十九に身極めて淨く、遍く光明を發し、諸の冥暗を破す。四十に行くこと象王の如し。四十一に遊歩すること師子王の如し。四十二に行くこと牛王の如し。四十三に行くこと鵝王の如し。四十四に行くこと右に順ふ。四十五に腹圓滿なり。四十六に腹妙好なり。四十七に腹偏曲ならず。四十八に腹相現せず。四十九に身に黒子

なし。五十に牙は圓正なり。五十一に齒、白くして齊密なり。五十二に四牙均等なり。五十三に鼻高くして修直なり。五十四に兩目は明淨なり。五十五に目に垢穢なし。五十六に目は美妙なり。五十七に目は修く廣し。五十八に目は端正なり。五十九に目は青蓮の如し。六十に眉は纖くして而も長し。六十一に見る者皆喜を生ず。六十二に眉の色は青紺なり。六十三に眉の端は漸く細し。六十四に兩眉の頭は徹に相接連す。六十五に頰相平滿なり。六十六に頰に缺減なし。六十七に頰に過患なし。六十八に身に缺減なく譏謙する所なし。六十九に諸根寂然たり。七十に眉間の毫相は光白く鮮潔なり。七十一に額は白く平正なり。七十二に頭の頂は圓滿なり。七十三に髪は美しく黒し。七十四に髪は細軟なり。七十五に髪は亂れず。七十六に髪は香潔なり。七十七に髪に潤澤あり。七十八に髪に五卍字あり。七十九に髪の色は螺旋の如し。八十に髪に難陀越多吉輪魚相ある是れなり。已上は方廣大莊嚴經第三に明す所なり。是れ當時の印度人の眼に映せる人間身體の善美を竭せることを列記せるものにして、是の如き善美の身體を具せるものは、唯佛のみなりとせらる。彼の三十二相の中、白毫相、肉髻相、伊

尼延鹿王相、馬陰藏相、足下千輻輪相の如き、頗る人口に噂炙する所なり。猶ほ此の三十二相八十種好の説に就きては、諸經論の間に異説あり、説述を要する事項も尠なからざれども、今は之を省略せり。

菩薩形 柔軟丈夫相のを現じ、天衣瓔珞を着け給へる諸菩薩の形相に名づく。

觀音、勢至等の諸尊の如きは是れなり。

聲聞形 比丘形とも云ふ。髪を剃り、袈裟を披着せる聲聞比丘僧の形に名づく。

迦葉、阿難等の佛弟子、並に諸羅漢等の如きは是れなり。

童子形 略して童形とも云ふ。頂に髮髻あり、恰も少年童子の形の如くなるに名づく。文殊菩薩、鳩摩羅天子の如きは是れなり。

天女形 略して女形とも云ふ。乳房等あり、女人の相を現せるに名づく。般若

菩薩、多羅菩薩、吉祥天女、辯才天女の如きは是れなり。

忿怒形 忿怒の形相を現せる諸明王に名づく。不動明王、降三世明王等の如きは是れなり。

神王形 護法天神等にして、威嚴ある神王の形を現したるものに名づく。毘沙

門天帝釋天等の如きは是れなり。

鬼形 犍惡なる羅刹、藥叉等の形を現ずるを云ふ。深沙大將、牛頭馬頭の如きは是れなり。

畜形 鳥獸等の形相をなせるを云ふ。迦樓羅王、及彌伽迦等の十五鬼の如きは是れなり。

此の如く諸種の形容あり。然りと雖も佛必ずしも佛形をなし給ふに非ず。即ち夫の大日如來の如きは、瓔珞其の身を莊嚴し、頭に寶冠を戴けり。菩薩必ずしも菩薩形に非ず。彌勒尊の如き、或時は螺髮にして袈裟を着く。或は一尊にして種種の形を爲すあり。地藏菩薩が或時は菩薩形を現じ、或時は聲聞形を現ずるが如し。委しくは更に一一各尊に就きて檢すべきなり。

三身色 諸尊の身色は、必ずしも一定ならず。或は金色、或は肉色、或は青色、或は黒色等、其の他種種の異あり。今試に秘藏記の説によりて、兩部曼荼羅の諸尊に就き、其の身色の相違の大體を記さば、

金色 金剛界曼荼羅の寶生如來、無量壽如來、金剛利菩薩の如きは是れなり。

黃金色 金剛界曼荼羅の阿闍如來、胎藏界曼荼羅中臺八葉院の大日如來、開敷華王如來、虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩、文殊院の文殊菩薩の如きは是れなり。

白金色 胎藏界曼荼羅金剛部院の金剛持菩薩の如きは是れなり。

赤金色 胎界曼荼羅中臺八葉院の阿彌陀如來、天鼓音如來の如きは是れなり。

黃色 胎藏界曼荼羅中臺八葉院の文殊師利菩薩、蓮華部院の如意輪菩薩、釋迦院の釋迦如來、白傘蓋佛頂、外金剛部院の帝釋天、金剛界曼荼羅の毘沙門天の如きは是れなり。

淺黃色 金剛界曼荼羅の金剛華菩薩、胎藏界曼荼羅蓮華部院の大明白身菩薩、白身觀自在菩薩、金剛部院の發生金剛部菩薩、金剛手持金剛菩薩、除蓋障院の破惡趣菩薩、地藏院の日光菩薩等の如きは是れなり。

深黃色 蓮華部院の大隨求菩薩の如きは是れなり。

白黃色 金剛界曼荼羅の寶波羅蜜菩薩、金剛縵菩薩、胎藏界曼荼羅遍知院の七俱胝佛母尊、蓮華部院の白處觀自在菩薩、金剛部院の金剛薩埵菩薩、金剛鈎菩薩、除蓋障院の不思議惠菩薩、地藏院の寶光菩薩の如きは是れなり。

肉色 金剛界曼荼羅の大日如來、法波羅蜜菩薩、金剛歌菩薩、胎藏界曼荼羅の大勢至菩薩、大吉祥大明菩薩、金剛部院の住無戲論菩薩、虛空無垢持金剛菩薩、釋迦院の如來舌、如來語、金剛界曼荼羅の金剛薩埵菩薩等の如きは是れなり。

白肉色 胎藏界曼荼羅中臺八葉院の普賢菩薩、觀自在菩薩、慈氏菩薩、蓮華部院の毘俱胝菩薩、耶輸陀羅菩薩、金剛部院の金剛鈎女菩薩、金剛拳菩薩、持明院の般若菩薩、地藏院の地藏菩薩の如きは是れなり。

赤肉色 蓮華部院の馬頭觀音菩薩、寂留明菩薩、金剛部院の持金剛鋒菩薩、金剛牙菩薩、外金剛部院の常醉天、堅牢地神天、日天、毗樓勒叉天王、及び金剛界曼荼羅の風天、火天等の如きは是れなり。

赤白色 胎藏界曼荼羅中臺八葉院の寶幢如來の如きは是れなり。

白色 金剛界曼荼羅の金剛燈菩薩、胎藏界曼荼羅蓮華部院の薩埵婆大吉祥菩薩の如きは是れなり。

黒色 金剛界曼荼羅の金剛喜菩薩、金剛燒香菩薩、胎藏界曼荼羅持明院の嚩日羅吽金剛無動尊、閻曼德迦尊、降三世尊、釋迦院の無能勝金剛、無能勝妃、外金剛部院の摩

訶迦羅天の如きは是れなり。

黒肉色 胎藏界曼荼羅の金剛部院の月厭忿怒菩薩の如きは是れなり。

黒青色 金剛界曼荼羅の金剛波羅蜜菩薩、胎藏界曼荼羅外金剛部院の伊舍那天

の如きは是れなり。

赤黒色 胎藏界曼荼羅外金剛部院の腫母噓風天、及び金剛界曼荼羅の金剛燈菩

薩の如きは是れなり。

青色 金剛界曼荼羅の羯磨波羅蜜菩薩、金剛拳菩薩の如きは是れなり。

青白色 胎藏界曼荼羅蓮華部院の多羅菩薩の如きは是れなり。

青黒色 胎藏界曼荼羅蘇悉地院の一髻羅刹菩薩の如きは是れなり。

大青色 胎藏界曼荼羅蓮華院の蓮華軍荼利、虛空藏院一百八臂金剛藏王菩薩の如きは是れなり。

四衣相 諸尊の披着し給へる衣服、亦必ずしも一准ならず。或は袈裟を着け、或は天衣、羯磨衣等を纏ひ、或は甲冑を被り、或は獸皮を着く。

袈裟 は、多く佛形、聲聞形の諸尊の披着する所なり。而るに其の着様に通肩と

偏袒右肩とあり。即ち右肩を露出して、着するは偏袒右肩にして、兩肩を覆ふて着するは是れ通肩なり。

天衣 は、諸菩薩諸天等の披着せる妙衣なり。其の衣輕快なるが故に、其の衣端の或は風に由りて翻ずるを見るべし。

羯磨衣 又襜褕衣と名づく羯磨 Karma は梵語業所作又は辨事等と譯す。蓋し種種の作業を行ふに披着する衣なる可きか。襜褕とは、字典に兩當衣也と註せり。是れ多羅菩薩等諸尊の披着せらるる所なり。

甲冑 は、主として神王形の諸尊の着する所なり。即ち護法善神等、甲冑を着し刀杖を執りて、威相を現ずる是れなり。

獸皮 佛菩薩の像は、下身に裙を着く。其の裙は大抵普通の裙なれども、或は獸皮を以て之に代へたるものあり。不空羼索觀音が鹿皮を裙となし、大威德明王が豹皮を裙となせしが如きは是れなり。

此の外なほ支那日本に於て製作されたる佛像中には、西域又は東土固有の衣裳を着けたるものも、亦之れに無きに非ざるなり。

五印契 上古の佛像、即ち普通顯教の佛像に在ては、別に此の印契等に對して、差して定まりたる形様なしと雖も、中古以來眞言密教の流行するに及び、一一經軌中に造像法を説くありて、是れ即ち諸尊の本誓を示す標幟として非常に重要な事項となり居れり。従つて中世以後の佛像に在りては、必ず此の印契に注意を拂はざる可からざるなり。然るに此の印契に凡そ二類あり、手印と契印と是れなり。

此の中

手印 とは、諸佛菩薩が、其の手指にて結び給へる密印を云ふ。金剛界大日如來の智拳印、胎藏界大日如來の法界定印、阿彌陀如來の妙觀、察智印、阿闍如來の觸地印の如き、其の他、釋迦の說法印、觀音の施無畏印の如き即ち是れなり。

契印 とは、諸尊の執持し給ふ刀劍、蓮華等の種種の物是れなり。即ち觀音菩薩は蓮華を持して、大悲利物の本誓を示し、文殊菩薩は利劍を持して、煩惱摧破の本誓を表するが如し。其の持物に種種あり、今の刀劍、蓮華を始め、如意珠、羼索、寶鉢、獨鈷杵、五鈷杵、寶弓、寶箭、日精、月精、楊柳枝、白拂、胡瓶、榜排、鉞斧、玉環、寶鏡、戟鞘、寶螺、獨體杖、數珠、寶鐸、寶印、鐵鈎、錫杖、金輪寶等の如きは是れなり。

六身莊嚴 佛菩薩諸尊の身を莊嚴する物具に亦種種あり。冠、瓔珞、環釧、及び臺座、光背等是れなり。此の中

髮冠 に亦種種の異あり、五佛冠、寶冠、金線冠、師子冠等の類なり。其の五佛冠とは、大日如來の寶冠の如く五佛の形ある是なり。又同じ寶冠に於て、觀音菩薩の寶冠は本師彌陀佛を奉戴し、勢至の寶冠は寶瓶を奉戴す。其他諸菩薩、諸忿怒、諸天等の冠亦其の形式一樣ならず。金線冠亦菩薩等諸尊の用ひ給ふ所。師子冠とは、頂に師子形を戴くもの、愛染明王の冠の如き是れなり。此の外諸龍王は頭に五七の蛇形を戴くあり。藥師十二神の如く種種の獸を戴くあり。其の髮形亦種種あり、佛頭は螺髮を常とするも、菩薩諸尊は必ずしも一定せず。或は結んで髻となし、即ち文殊菩薩の如く、一髻、五髻、六髻、八髻等を爲すあり。又不動尊の如く其の一分索髻となせるあり。又降三世明王等の如く、怒髮逆立して上に向けるものあり。

瓔珞 是れ普通には種種の寶を連結せる寶瓔珞なれども、深沙大將等の如く、鬘體を以て瓔珞とするものあり。又烏芻沙摩明王の如く、龍陀を以て瓔珞とするものあり。

銀釧 之に亦指環、臂釧、足釧あり。指環は指に掛し、臂釧は臂に着け、足釧は脚に着くるが故に此の稱あり。

臺座 即ち佛菩薩諸尊の座に、蓮華座、諸獸座、盤石座、荷葉座、宣臺座等の諸種あり。蓮華座の中、其の蓮葉に千葉、八葉等の異あり。其の華色亦紅、白、黄金、及び七寶等の別あり。獸座に亦師子、象、馬、孔雀、迦樓羅等の別あり、次の如く大日、阿闍、寶生、阿彌陀、不空成就等、金剛界五佛の座なり。其の他、文殊菩薩は師子に坐し、普賢菩薩は白象に坐し、馬鳴菩薩は白馬に坐し、大威德明王は青牛に坐し、水天は龜に坐し、風天は鷹に坐する等なり。盤石座とは、不動明王の座の如き是なり。荷葉座とは、諸天の座にして、即ち金剛界二十天の座の如き是れなり。宣臺座とは、訶梨底母の座なり。

後光 之に又大別して二類あり、頭光及び身光是れなり。

頭光 とは頂背に圓形を爲せるものをいふ。

身光 とは、擧身より發する光相を顯はすものなるが、之に亦二重の圓輪を以て顯はせるものと、單に一光焰を以て表はせるものとの異あり。亦同じく光相を表はすに、或は火焰、或は雲焰、或は線光等、其の形狀に於て、是れ亦種種の相違あるなり。

下第五章中猶ほ少しく説明する所あり。

第四節 造像法

一 經軌の所説 佛菩薩諸尊の形像を造顯するに就きて、諸經軌の中、或は造像の次第を記せるものあり。今其の三五の文を抄出せんに、即ち陀羅尼集經第二に「敎て藥師佛像一軀を作らしむ」と云ひ、又若し彼國に生ずることを得んと欲せば、亦更に泥を以て阿彌陀佛像十萬軀を作れ、滅罪して死して阿彌陀佛國に生ぜん」と云ひ、同第四に「若し善男子、善女人ありて、能く觀世音の敎に依行し、咒法を作すものあらば、彼の善男子、善女人は、白梅檀を用て、十一面觀世音の像を作りたてまつれよ。其の木は要ず、精好堅實なるを須ひよ、枯穢なるを得ざれ。其の像の身量の長さは、佛の一肘、若し人の肘量ならば二肘一磔なり。若し得ざれば、一尺三寸に之れを作るも亦得。十一面を作し、前に當れる三面は菩薩の面に似て、狗牙上に出で、後に一面あり、當に笑面に面に作し、右の廂の三面は菩薩の面に似て、狗牙上に出で、後に一面あり、當に笑面に作すべし。其の頂上の面は、常に佛面に作すべし。其の十一面、各華冠を戴き、其の

華冠の中には、各各一の阿彌陀佛を安ず。其の像、左手には、一の澡罐を把る、其の澡罐の口には、一の蓮華を挿めり。右臂は垂下して、其の右手を展べて、以て瓔珞を串き、施無畏手とす。其の像の身上には、瓔珞種種の莊嚴を刻出す。其の像身を作す、若しは金、銀、鍮石、畫等を以てするも、悉くみな之れを得」と云ひ、阿喇多羅陀羅尼阿嚧力品第十四に「我れ今さらに像を刻雕する法を説かん。或は金銀を用ひ、或は香木を用ひて、六指量を以て觀自在の像を刻せよ。左手には蓮華を執り、右手は施無畏にせよ」と刻し畢らば、舍利塔中に安ぜよ」と云ひ、葉衣觀自在菩薩經に「白檀香を以て、葉衣觀自在菩薩の像を刻作し、並に樺皮の上に於て、此の眞言を書せよ」と云ひ、不空絹索神變眞言經第五に「金或は銀を以て、不空絹索觀世音菩薩の身を鑄せよ、長さ八指量、手を取りて兩把の曼是れなり、三面兩臂にして、正面は慈悲なり、左の面は大に瞋りて、目を怒らし口を張る。右の面は微しく瞋りて、眉を顰め、口を合す。首に寶冠を戴く、冠に化佛あり。左の手には絹索を執り、右の手は掌を揚ぐ、七寶瓔珞鑲釧、天衣而も之を莊嚴し、蓮華の座に坐す」と云ひ、同第八に「清潔如法に純金にて像を造る。三面六臂にして、正面は熙怡、左の面は眉を顰め、目を怒らし口を張り、狗牙上に

出づ。右の面は眉を繋め、目を努らし、口を合す。首には寶冠を戴く、冠に化佛あり。一手は蓮華を執り、一手は羂索を執り、一手は三叉戟を把り、一手は瓶を執り、一手は施無畏とし、一手は掌を揚ぐ。結跏趺坐して蓮華座に坐す。其の座の山の上には、天の諸衣服、寶瓔、鑲釧、種種莊嚴せり。像の腹内は空にして、白栴檀香末、龍腦香末を以て佛舍利に和し、像の腹中に内む」と云ひ、地藏菩薩本願經卷上には「若し善男子善女人あり、或は形像を彩畫し、或は土、石、膠、漆、金、銀、銅、鐵を以て、此の菩薩を作り、一瞻一禮せば、是の人、百返までも三十三天に生じ、永く惡道に墮せず」と云ひ、慈氏菩薩略修愈識念誦法卷下に「一如法に、或は畫き、或は繡し、或は金銀を鑄、或は白檀を尅し、隨て一色を取りて、如法に而も造る。其の像の頂上には七粒の舍利骨を安す」と云ひ、陀羅尼集經第十に「江水兩邊の泥土を取りて、一百の鬼の形像を作る。其の中の鬼王を毗那夜迦と名づく」と云ひ、同第十一に「此の法を作さんと欲せば、先づ須らく像を造るべし。或は白鐵及び銅木等を以て、若しは灌し、若しは刻して、其の形像を作る。夫婦二身相抱かしめ、各長五寸、七寸なるも亦得、二身並に象頭人身とし、其の造像の直價を還すとを得ざれ」と云へる即ち其の例なり。以て其の一般を推察すべし。

二造像の作法 佛像を造顯するに就きて、種種の作法あり。所謂御衣木加持及び鑄尊容作法等是れなり。

御衣木加持 御衣木とは、佛を造り奉るに用ゆる材木の謂なり。其の加持作法に就ては、今阿婆縛抄の意に依るに、先づ支度として、佛御衣木（先日、甲日を以て、柚工に仰せて採らしめ、當日寅刻、淨水を以て能く洗淨すべし）、壇一面（方三尺五寸、六尺）、脇机二脚、燈臺四本、禮版一面、壇供、明油、壇敷布一端、大幕二帖、佛數の多少に依る、淨薦若干枚等の諸物を辨備し、晨朝、佛師の爲に八齋戒を授け、乃ち道場を建立し、佛木を調へ、壇を立て、供を設く。其の正加持作法は、先づ呪師、佛師、共に澡浴清淨にし、新淨衣を著け、壇所に入り、次に呪師座に着き、佛師は呪師に向て坐す。次に前方便、洒淨の次に佛木并に刀斧等之に灑ぎ、加持物の次に杵を用て辨事の明并に本尊の眞言を誦し、佛木等を加持すると各廿一反若しくは百反、次に啓白、神分祈願等常の如し。次に供養法、根本印、正念誦、大日、一字、佛眼、本尊百反許。此の次に佛師斧を下して之を造り始む。佛師之を造り始め奉る後、合掌長跪して呪師に向つて「種種多不如法、願滅諸罪等」と唱へ、呪師之に答へて「願除匠者、三業宿障、生生世世、與佛因緣、法會相値」

蓋し印度西域並に支那等に於ける上古の諸佛像を檢するに、唯虔誠の心と清素の工巧とを以て之を造顯し奉れる他、別に差したる行事は無かりしが如きも、秘密經軌成立以後の諸像に於ては、其の形相持物、彩色は勿論、其の造作の作法に至るまで、一一儀軌の法則に従ふを定とせられたり。玉海養和二年六月四日の條に、「此の日一尺三寸の十一面像を始め奉る。智證阿闍梨御衣木を加持す。此の佛如法に造り奉る可し。仍て佛師に五戒を授づく。柏木を以て造り奉る可し、膠を加ふ可からず、又薄を押し并に彩色すべからず。是れ近日の夢に依りて造り奉る所なり。殊に存旨あるを以て、如法に造立す可し。即ち智證の壇所に於て、毎日受戒し呪遍を滿じ、來十二日造出し奉るべきなり。家中の男女を勸進して、其の料物を給せしむ。是れ又化他を先にせんが爲なり。即ち結緣衆名帳を以て、尊像の中に籠め奉る可きなり」とある如き、亦以て我國中古に於ける造像の風儀を察す可きなり。而して其の彫鑄に際しては、熱烈なる信仰を以て、丹精を罩めて造立せらるるを常とす。之に由て一刀三禮の製作も、往往之れ有り。觀心寺緣起實錄帳に、「本尊の事、先師和上大阿闍梨耶、一刻三禮之美功を勵し、勇猛懇丹之至精を盡して造作したて

まつる所の尊容也」と云へる即ち其の例なり。

三形相 凡そ佛菩薩諸尊の形像を造り奉るに、先づ最初に定む可きは、形相即ち像全體の姿勢相貌なるが、大乘像造功德經卷上に依るに、「王、今像を造りたてまつるに、應に純紫栴檀の木の文理體質堅密の者を用ゆべし。但其の形相は、坐とせんや、立とせんや、高下は若何と。王、此の語を以て諸臣衆に問ふ、一智臣あり、前て王に白して言はく、大王よ當に如來の坐像を作りたてまつるべし。何を以ての故に、諸佛、大菩提を得、正法輪を轉じ、大神通を現じ、外道を降伏して大佛事を作事したまふに、皆悉く坐したまへるが故なり。是を以て應に師子座に坐せる結加の像を作りたてまつるべし」と云へり。其の形相に就きて、立像、坐像、倚像、臥像等の異あり。

立像 は、印度の古畫古彫刻に顯はされたるものとしては、多く佛傳畫中、佛遊化の相を示せるものに之を見るべく、後世諸伽藍に安置せらる尊像に於ては、其の本尊は比較的坐像多く立像尠しと雖も、脇侍並に護世天の諸像等に至ては、大抵立像なるを常とす。其の姿勢は、佛像は從容として端正に直立し給ふも、脇侍は恭敬の相を示さんが爲めに、少しく其の體を屈するあり。又明王並に諸天像の如きは、或

は悪鬼等を踏みて威容を示すものあり。

坐像 は、印度古雕刻に於ては、佛傳中の降魔成道像、說法像、及び千佛の像等に之を見る可く、後世殿堂内に安置せらるるものとしては、多く其の本尊像に之を見るべし。然るに其の像の坐相に就きては、全跏あり、半跏あり。同じ全跏又は半跏坐に於ても、其の左足を上に安ずるは、古く且つ多く密軌成立已前の像なり。其の右足を上に安ずるは、是れ後代儀軌の説に准ずる一定の坐相なり。慧琳音義第八に云はく「跏趺上の音は加、下の音は夫、皆俗字なり。正體は加跏に作るべし。鄭注の儀禮に云はく、跏は足上なりと。顧野王之云はく、足の面上なりと。金剛頂及び毘盧遮那等の經を案ずるに、坐法の差別は一に非ず。今略して二三を擧げんに、四威儀を明すに皆深意あり。結跏趺坐に略して二種あり。一を吉祥と云ひ、二を降魔と曰ふ。凡そ坐するに、皆先づ右の趾を以て左の股を押し、後に左の趾を以て、右の股を押し。此は即ち左が右を押しなり。手も亦左を上に居くを、名づけて降魔坐と曰ふ。諸禪宗にては、多く此の坐を傳へたり。若し持明藏教瑜伽法門に依らば、即ち吉祥坐を傳へ、上と爲し、降魔坐は、時有りて而も用ゆ。其の吉祥坐は、先づ左

の趾を以て、右の股を押し、後に右の趾を以て、左の股を押し、二足の掌をして二股の上に仰がしめ、手も亦右にて左を押し、仰て跏趺の上に安ぜしむるを、名づけて吉祥坐と爲す。如來、昔菩提樹下に在して正覺を成したまふの時、身は吉祥の坐に安じ、手は降魔の印を爲す。是の故に如來は常に此の坐に安して妙法輪を轉じたまふ。若し祕密瑜伽に依らば、身語意業、舉動威儀、密印に非らざるはなし。坐法の差別、並に師授を須つべし。或は半加と曰ひ、或は賢坐と名づく。或は輪王に象り、或は調伏に住す、此の法と相應すれば、即ち此の坐を授づく、皆佛の密意にて、示す所あるなりと。又希麟音義第四には、坐に二種あり、全加と半加となり。結加坐は即ち全加なり。加跏坐は即ち半跏なりとあり。此の外に、蹲居あり、胡跪あり、長跪あり。蹲居とは、蹲まりて居坐するなり。希麟音義に「釋名に蹲は存なり。謂はく其の後を存して席に著けざるなり。踞は箕踞なり。禮に箕居すること無れと云へり。箕は音は基なり」と云へる是れなり。胡跪とは、又互跪と云ふ、一膝を堅て、一膝を地に著け、危坐して恭敬の相を爲すを云ふ。慧琳音義第二十六に「胡跪、遼革の反、右膝を地に著け、左膝を堅て危坐す。或は互跪と云ふなり」と云へる是なり。長跪とは、兩

膝を地に著け、兩足を堅てて坐するなり。南海寄歸傳第一に「長跪と云ふは、謂はく、是れ雙膝を地に踞し、兩足を堅てて以て身を支ふるなり」と云へる是れなり。又或は一足を必ずしも他の上に置かずして、少しく其の一足を前方に展べ、或は其の一足を縦屈するものあるを見る。其の外尙ほ種種の儀容あるべし。

倚像 は、雙足を垂れて寶床に倚坐し給ふもの、高僧傳第一に「惜又西域に於て畫釋迦倚像を得たり。是れ優田王栴檀像師第四の作なり」とあり。而るに此の倚像に雙脚を垂れたるものあり、一脚を屈し坐し、一脚を垂れたるあり。或は二脚を交へて垂れたるもありて、其の態必ずしも一樣ならざるなり。其の作例は、立像、坐像等に比して、其の數極めて稀なりと雖も、古く印度、支那乃至我國に及ぶまで行はれ、現に其の遺品の存するものあるなり。

臥像 は、唯佛涅槃像に於て見る所なり。

又造像量度經解清工夫查布譯並解に依るに、佛像菩薩像(天男相)、佛母像(天女相)、已上坐像佛立像(遊化乞食相)、諸侍菩薩像(金剛杵式)、明王像(忿怒相式)、已上立像の像容を明し、其の面貌に就きて、如來滿月面、菩薩雞子面、佛母芝蔴面、明王四方面等の諸相あるべし。

きを述べ、其の造像の量度等を説示すること詳かなり。此等の造像法は、是れ元より往古よりの定式とは云ふ可からざるも、近世支那、西藏等に行はるる佛像は、大抵此の種の軌式に製作されあるを見るなり。

四丈量 次に佛菩薩諸尊像の丈量に就きては、特殊の經軌に、其の度量寸尺を指定し製作せしむるもの、他別に定まりたる丈量あるに非ざれども、其の丈六像、半丈六像、等身像、一搩手半像の稱呼の如きは、頗る人口に膾炙する所なり。就中

丈六像 とは、身長一丈六尺の像の意なり。佛在世時代に於ては、世人の身長は皆八尺あり、佛は之に倍し給ふが故に一丈六尺あり、肘量亦世人に二倍し給へりと爲す。之に由りて佛の形像を造顯し奉るに、一丈六尺と爲すは、蓋し昔時の佛の身量に擬する意より起れるものと知る可し。而して古來丈六像として造立せらるもの、其の坐像の高さ七八尺のものを稱せり。是れ身長丈六の佛の座し給へる相を造顯せるものなりとす。

半丈六像 とは、丈六像の半減の身長、佛の意にして、即ち身長八尺の像容を云ふ。但し坐像としては、高四五尺のもの、是れなり。

等身像 とは、佛又は現在の吾等と等しき身長の像の意にして、根本説一切有部
苾芻尼毗奈耶第二に、後、異時に於て、毗鉢尸如來、人間に遊行したまふ、其の佛の座處
に、遂に光彩なし。其の時、佛妹、父王に啓して言はく、父王、世尊今何の處にか去りた
まへる、我れ願はくは見んと欲す。王の曰はく、世尊は人間に遊行したまへり。諸
の有情を化度せんと欲するが爲の故なり。女の言はく、唯願はくは、父王、瞻部金を以
て、佛の形量に隨て、等身の像を作りたてまつれと。王即ち金を以て像を作り、佛の
坐處に置く。佛、化緣了りて、廻りて王都に至る。佛威徳の故に、瞻部金像遂に光色
を失す。妹斯の事を見て、極めて奇特を生じ、心に淨信を懷く」とあるは、是れ佛に就
いて言へり。佛の等身とは、丈六像なるが、若し吾等衆生に就て言はば、其の造佛の
願主の身量の相違に從て、各多少の差異あるべきも、普通は其の身長五尺に造顯せ
らる。是れ佛法東土に傳ふる時、諸人の身長五尺あり。是に由りて身長五尺の形
像を指して等身像とも稱すと云ふ。

一揅手半像 とは、又胎内の等身とも云ふ。一揅手とは、頭指と大指とを揅開し
たる量の意にして、印度に於ける尺度の名なり。其の寸量の換算に就きては、異説

なきに非ずと雖も、陀羅尼集經第四に、其の像の身量の長は佛の一肘、若し人の肘の
量ならば二肘一揅、若し得ずんば一尺三寸に之を作るも亦得と云ひ、同第十に、其の
像身長一肘、一尺三寸五分と云へるは、所謂一肘或は一揅手半を漢土の寸尺に引合
せて云へるものなり。覺禪鈔觀音部十一面上卷には、御身一揅手半事と題し、玄云
はく、一揅手半に之を造る云云。崛多云はく一尺三寸（不空之に同じ）。集經に云は
く、其の像身量、長け佛の一肘、若し人の肘量ならば二肘一揅。若し得ずば、一尺三寸
に之を作るも亦得云云。揅字、揅東宮の切韻に云ふ、陸法玄の云はく、涉格反、沙門清
徹の云はく、手の度なり。右引得に隨て勘進する所なり。他の切韻等、追て注進す
べきの由、言上せられ給ふべきなり。九月十一日通景謹言、織部正通景上、進上中林
殿。之を推するに、玄、崛の二經は、同本異譯なり。仍て玄は一揅手半、崛は一尺三寸
之に同じ。佛在世の人は、身長八尺五寸なり、彼の身量に付けば、一揅は八寸、手半は
四寸なり、佛の一揅も、之に准知すべし。智虛空藏の云はく、當時、一尺三寸に而も則
ち造る、一揅手半を取る者は、胎内の等身なり。○出生して養育の故に、八尺五寸の身
と成る、造亦爾なり。一揅手の像を得て、供養に由るが故に、丈六、八尺等の身と成る

云云或記に云はく、一に云はく、搦半とは八寸なり四寸なり一尺二寸なり。人身身長なり。一説に佛師康助の云はく、一搦とは、頭指と大指と張り弘ぐなり(五寸)手半とは、彼の半なり。祖父覺助此の量を用ゆ云云。玄應の音義大原抄の第七十の卷之に同じ。之を推すに、康助の七寸五分の説は、今時の人の一搦手半なり。人の丈け五尺なり。仍て先の説に違はず。凡は施主の身分に付く可き事なり(異説多くなり、之を略す、別抄を見る可し。康助の説は、近來の人用、身量に依る歟)と云へり。

大佛 南都の大佛は、坐高五丈三尺五寸と云ふ。若し之を立像に擬する時は、其の身長は當に二倍以上なり。否是れ丈六佛像の十倍、の身長たる十六丈の大像の尊體として造顯されたるものなる可し。又鎌倉の大佛は、座高三丈五尺と云ふ。是れ亦前と同じ意味に於て、半丈六佛像の十倍の身長たる八丈の大像の尊體として造顯せられたるものなることを知る可し。鎌倉の大佛、雲居寺の大佛、俱に古記に八丈の大佛と云へるもの、其の旨察知す可きなり。

其の他尙ほ造佛の丈量に一肘と云ひ、六指量、八指量、十六指量と云へる如き、是れ印度の尺度の名に従へるも、若し此方の寸尺に換算せば、是即ち一尺六寸、八寸等の

寸量にして、而も其の間亦種種の説あるものと爲す可きなり。塵添璽囊鈔第十五に云はく、造佛一搦手半と云は、何の長ぞ、又於大小大方寸尺可有歟、只任人意可作之歟如何〇一搦手半と者、一尺三寸也。母肘の節より其腕の節に至る也。或は一尺二寸共云、一搦手は八寸半は四寸也。人の在母胎時、第廿之七日至、人相皆備り、以手推面、蹲踞而坐す。其時の身の長け母の一搦手半と齊等也と云云。人に依て少しき不同可有歟。仍て其人の母肘を可取也。大方は周の世の一尺、或二三寸に當れり。造佛一搦手半を取は、胎内の等身なり。如此一搦手半の身、其の卅八七日を満す、已に出生す。是養育により、故に五尺八尺等の身と成給也。凡そ造佛法、大小に於て、其尺可有歟、但當時は任意樂造之、如法儀に非ずと云云。大底其法を云は、丈六は一丈六尺也、佛在世の時の丈夫の身長八尺也。如來は尊特の相を表するが爲の故に、一倍ノ八尺を増す。此故に佛は一丈六尺也。又は八尺、佛在世の時の丈夫の等身也。是を半丈六と云ふ也。五尺は佛法漢土に傳る時の人量也。近代是を等身と云也。又各各の願主の等身あるべし。三尺は世尊瞿師羅長者の爲に現れ給ふ所の身量也。一尺六寸は一丈六尺に准ずと也。八寸五寸此義なり。是等を以

て教家の祕事とする也。不及廣聽。又一張半共云。一張手は八寸半は四寸と云、是も一尺二寸也。亦智證の雜記云、一探者、散舒中大兩指以爲一折。陀羅尼集經云、如來の一探等入二肘云云。建立略記云、一肘と者、一尺四寸也。或は一尺三寸と云云。惠運の記云、一肘者、自肘本端至中指末也。一尺八寸、如俱舍頌疏と云云。又律文中に、一肘を爲一尺、然は一肘に異説多き歟。俱舍に廿四指を一肘とし、一尺八寸と定かり。又智證の記に、一指の量云には、横大母指而取其厚以爲一指也云云と。又智運云、禪林云、左の大指の節を取る、横の徑一指の量也。或云、一指と者七分也と云云。依之思へば、廿四指を一尺八寸とすれば、四指三寸に當る。三寸を四指に分れば、八分か内七分か餘也、上の説に叶へり。又六卷鈔云、多論云、指の面の廣二寸云云と。此の記文は、語りて未だ詳ならざるものありと雖も、亦以て其の大體を察知すべし。因に印度に於ける尺度の制に就ては、俱舍論第十二に依るに「七麥を指節と爲し中略」二十四指を横に布けるを肘となし、豎に四肘を積むを弓と爲す云云とあり。然るに其の一肘を漢土の尺度に相配するに就きて、これを二尺とするもの、一尺八寸とするもの、一尺五寸とするもの等あり。従て指量、探手量、弓量等、其の配當

に種種の異説あること勿論なり。是れ佛像の丈量を檢察するに就きて、頗る重用なる問題なりと雖も、茲には細説の餘裕なきを以て、さらに他日を期し別に講究することある可し。

五材體の種別 佛像を造顯すべき材體に就きては、木あり、石あり、金銀等あり。斯くて其の用材の種別異なるものあると俱に、其の製作の技巧亦必ずしも相同じからざることなるが、今其の重なるものを列舉すれば左の如し。

木像 白檀等の香木を以て彫刻するものは是れなり。彼の優填王が、牛頭梅檀を以て、如來の形像を作り奉れると傳へらるる所謂梅檀瑞像と稱するものは、是れ佛法最初の佛像なりと喧傳する所なり。

石像 岩石を鑿りて造顯する所のもの。阿育王の弟が出家得道せし時、丈六の石像を造りて、石室中に安置して之を供養せることを傳ふるは、蓋し傳籍に見ゆる石像製作の其の尤も古なるものなるべし。釋迦譜第三阿育王弟出家造石像記に阿育王は弟の得道せるを聞きて、深く心に歡喜し、稽首禮敬し、請じて長く供養す、既に世苦を厭ひ、人間を樂しまず。誓て林野に依て以て餘命を養はんと。阿育王、即

ち鬼神をして城内に於て爲に山水を造らしむ。山の高は數十丈、外の人物を斷ちて來往することを得ざらしめ、乃に王命に應じて常に衣資を捨せしむ。石像一軀を造る。高さ丈六。即ち山龕石室に於て供養す。此の山及び像、今並に存す焉と云へる即ち是れなり。石雕佛像は、印度、支那等に於ける夥多の遺品あり、敢て珍しからざるも、特に屢石彌勒の尊像の造顯されたるは、石刻造像に於て、聊か注意すべきことなりとす。

黄金像 優填王の栴檀瑞像の造顯と俱に、波斯匿王が紫磨金を以て佛の形像を鑄造し奉れることは、諸經中に傳説せらるる所、かかる佛形像の製作が、果して佛在世時代より行はれたりや否やは疑問なれども、孰れにしても、鑄像の事夙に印度に於て行はれたるものなることを察すべし。

銀像 銀を以て鑄奉れるもの、梁齊の間支那に於て既に其の製作を見る。本邦に於ても稀には製作し安置せられたるが如し、梁僧祐の法苑雜緣原始集目次に「皇帝造純銀造記」の目あり。聖德太子傳私記卷上に「昔より口傳に銀地藏菩薩五十餘體坐す云々」など見えたり。

金銅像 是れ尤も數多く且つ弘く鑄造せられたるものなることは、予等の説明する迄もなきことにして、其の遺物の如きも、尤も多數に現存する所なり。

玉像 東晉の孝武帝の世、師子國より白玉佛像を獻せしことを傳ふ。法苑雜緣原始集目錄に「晉孝武帝師子國獻白玉像記第十二〇宋明帝陳太妃造白玉像記第十三」とあり。古作の玉佛像にして遺作の現存するもの、今猶ほ之れ有り。

鍮石像 鍮石とは、慧琳音義第十五に「案ずるに鍮石とは金の類なり。銅よりも精にして金よりは次なり。上好なる者は、金と相類せり。外國に出づるなり」とあり。法苑雜緣原始集目錄に「林邑國獻無量壽鍮石像記」の目あり。又大唐西域記第一、梵衍那國の條に「伽藍の東に鍮石の釋迦佛の立像あり。高さ百餘尺あり。分身は別に鑄され、總じて合して成立す」とあり。又慈覺大師の入唐新求聖敎目錄に「鍮石印佛一面一百佛」とあるを、安然の八家祕錄には「鍮石佛一面石佛と記せり。

塑像 又攝像、埵像、泥像、塼像、土像とも云ふ。土を以て作られたるもの、阿喇多羅陀羅尼阿嚕力品第十四に「我今更に捏塑像の法を説かん、淨黃泥を以て觀自在の像を作る、若しは一肘二肘、像法前の如し」とあり。此の像亦古くより盛に造立安置ら

る。大安寺伽藍縁起并流記資財帳に「塙四天王像二具在南中門、右天平十四年歲次壬午寺奉造」と云ひ、西大寺資財流記帳に「捨帝釋像二軀各高一尺三寸在彩色」と云ひ、又法苑珠林第三十五には「西域志に云はく、娑羅雙樹の邊に別に一鉢あり、是れ釋迦佛素像上に在り、右脇にして而も臥し、身長二丈二尺四寸あり。金色の袈裟を以て上を覆へり」と云ひ、釋迦方誌卷下には「周孝宣帝重ねて佛日を隆し、素像四龕一萬餘軀を造る」とあり。

紙泥像 南海寄歸内法傳第四に「法師將に終んとす。先づ一年の内、所有文章、雜書史等、積みて大聚と爲し、裂きて紙泥となし、寺に金剛兩軀を造るに、以て其の用に充つ」とあり。

挾紵像 又夾紵像、鑿像、塞像、卽像、漆像、張貫像とも云ふ。近時の學者或は呼んで乾漆像と爲す。是れ卽ち漆張の佛像なり。其の製夙に西域に起り、支那に於ても、既に戴安道等の名手に依りて造作せられたり。法苑雜縁原始集目錄に「護國二戴造挾紵像記」の目あり。大唐西域記第十二に「王城の西南十餘里に地迦婆縛那伽藍あり。中に夾紵の立佛像あり。本と屈支國よりして而も來りて至り止る」とある

に依り、其の製西域より起れりと考ふべきか。本邦奈良朝以前の製作に係る佛像に此の種の造像多きは、普く世人の熟知する所なり。大安寺伽藍縁起并流記資財帳に「合佛像玖具、壹拾漆軀、丈六卽像貳具、右淡海大津宮御宇天皇奉造請坐者」と云ひ、東大寺要録に「搗千手菩薩像一軀、立高二丈五尺、金色在講堂右天朝御願、以天平勝寶七年十一月廿一日始作」と云へる卽ち其の例なり。

槌鏤像 又押出像とも云ふ。法苑雜縁原始集目錄に「定林猷正於龜茲造金槌鏤像記」の目あり、是れ亦六朝の始め、既に西域に於て其の製ありしを知る。本朝に於ける作例としては、現に法隆寺舊藏御物金銅押出佛像等の現存するものあり。

軛像 又或は泥壓像とも稱せしが如し。是れ初唐並に我が奈良朝以來盛に行はれたるものにして、遺品の現存するものあり。三尊像、三重多寶塔圖など、半肉に壓出し現はされたるものあるを見る可し。

蠟像 金剛光燄止風雨陀羅尼經に「又蠟を持ちて、大身の尊喚茶王を摸捏す。結跏趺坐し、身量八指なり」と云ひ、又陀羅尼集經第十一毗那夜迦呪法の下に「此の法を作さんと欲せば、先づ須らく像を造るべし。或は白鐵及び銅木等を用て、若しは灌

し若しは刻して其の形像を作る」とあり。

瑠璃像

玻璃像

衆寶像 等亦製作されしことあるが如し。妙吉祥最勝根本大教經卷中に「凡そ造る所の像、或は金、銀、鍮石、生銅、熟銅乃至瑠璃、玻璃、及び一切珍寶等所成の像、皆廣大功德、福報の事を成就するを得」と云へる是なり。又大乗造像功德經卷下に「或は後た金、銀、銅、鐵、鉛、錫等の物を鎔鑄し、或は栴檀香等を雕刻することあり。或は復た雜ふるに眞珠、螺貝、錦繡、織成、丹土、白灰を以てし、若しは泥、若しは木、是の如き等の物、其の分に隨て而も佛像を作るある」とに依れば、造像等に際し、鉛、錫、眞珠等の物、亦使用されしを知るべし。

其の他繡像、織成、像等の類あるも、此は説明の便宜上、次節繪畫の下に譲る可し。

第四章 繪畫

第一節 佛畫の起原に就きて

一 經律の所説 印度に於ける佛畫の作物にして現存するものは、アジャンタの窟殿の壁畫以上のものを發見すること能はず。之を彫刻に比するときは、時代遙に下る可しと雖も、此は本と材質等の相違よりして、自然に其の廢滅を早からしめたるものなれば、之を以て佛教彫刻並に繪畫の起原の上下を判斷すること能はず。思ふに、彫刻も繪畫も殆ど同時に古くより用ひられたるものなる可し。而して其の堂舎、僧房等に種種の畫圖を畫かしめしに就きては、根本一切有部毗奈耶雜事第十七に依るに「給孤長者園を施するの後、是の如きの念を作さく、若し彩畫せざれば、便ち端嚴ならず。佛若し許し給はば、我れ莊飾せんと欲すと。即ち往きて佛に白す。佛言はく、隨意に當に畫くべしと。佛の聽を聞き已りて、諸の彩色を集め、并に畫工を喚び、報じて曰はく、此は是れ彩色、寺中に畫く可しと。答へて曰はく、何處よ

り作り、何物を畫かんと欲するや。報じて言はく、我も亦未だ知らず。當に往て佛に問ふべしと。佛言はく、長者よ、門の兩頬に於て、應に執杖藥叉を作すべし、次に傍の一面に大神通變を作し、又一面に於て五趣生死の輪を畫作し、簷下に本生事を畫作し、佛殿の門の傍に持鬘夜叉を畫き、講堂の處に於ては、老宿の苾芻の法要を宣揚するを畫き、食堂の處に於ては、持餅藥叉を畫き、庫門の傍に於ては、執寶藥叉を畫き、安水堂の處には、龍の水瓶を保持して、妙瓔珞を著けたるを畫き、浴室と火室とは、天使經の法式に依りて之を畫き、并に少多の地獄變を畫き、瞻病堂に於ては、如來像の躬自から看病するを畫き、大小行處には、死屍の形容の畏る可きを畫き、若しは房内に於ては、應に白骨髑髏を畫くべしと。是の時に長者、佛に従て聞き已て、足を禮して去り、教に依て畫飾し、既に並に畫き已ると云ひ、同第三十八には、妙堂殿に於て、如法に佛の本因縁を圖畫す、菩薩昔觀史天宮にあり、將に下生せんと欲して、其の五事を觀ず。欲界の天子、三たび母身を淨し、象子形と作りて生を母腹に託す。既に誕るるの後、城を踰へて出家し、苦行六年、金剛坐に坐し、菩提樹下に等正覺を成ず。次て婆羅痾斯國に至り、五苾芻の爲に、三たび十二行四諦の法輪を轉じ、次に室羅伐城に

於て、人天衆の爲に、大神通を現じ、次に三十三天に往き、母摩耶の爲に、廣く法要を宣べ、寶階三道、瞻部洲に下り、僧羯奢城に於て、人天渴仰す。諸方國に於て、在處に化生し、利益既に周ねく、將に圓寂に趣かんとす。遂に拘尸那城娑羅雙樹に至り、北首にして而も臥し、大涅槃に入りたまふ。如來一代の所有化迹既に圖畫し已るとあり。佛在世、並に佛入涅槃當時に、果して是の如き畫圖の製作ありしや否やを詳にせずと雖も、既に釋尊が、諸經典中に、畫師の譬を擧げて訓說する所尠なからず。即ち畫師、瓦師、工師の類は、蓋し釋尊出世以前より、印度民族の間に、其を職業とせしものありしに相違なければ、佛在世當時より、其の伽藍建築に於て、講堂、食堂、僧房、其の他に、彩畫を施せしとありし事實は、或は否む可からず。されど茲に大なる疑問として、充分なる研究と熟慮とを要するは、同畫圖中に於て、佛の形像を圖せしとありしや否やの事實是れなり。若し賢愚經第三阿輪迦施土品に依るに、過去久遠阿僧祇劫に大國王あり、婆塞奇と名づく。閻浮提八萬四千の國を典る。時に世に佛有り、名を弗沙と曰ふ。婆塞奇王、諸臣民と與に、佛及び比丘僧を供養し、四事供養し、敬慕無量なり。爾の時に、其の王心に自から念じて言はく、今此の大國人民の類、福を修す

るに由し無し。就て當に佛の形像を圖畫し、諸國に布與し、咸供養せしむべしと。是の念を作し已て、即ち畫師を召し、勅して圖畫せしむ。時に諸畫師來りて佛の邊に至り、佛の相好を看て、得て之を畫かんと欲す。適一處を畫くに餘處を忘失す。重ねて更に觀看し、復た次で手を下すに、一を忘れ一を畫く、成ぜしむること能はず。時に弗沙佛衆彩を調和して、手自から畫を爲し、以て模法を爲し、一立像を畫く。是に於て畫師乃ち能く圖畫し、都て八萬四千の像を畫して、極めて淨妙ならしめ、端正なること佛の如し。諸國に布與するに、一國ごとくに一を與ふ。又告下を作し、勅して人民をして、花香を辨具し、以て供養に用ひしむ。諸國の臣民、如來の像を得て、歡喜して敬奉すること佛身を見るが如しと云ひ、賢劫經第一には、佛の形像の蓮華の上に座したまへるを作り、若しは模して、壁繪氈布の上に畫き、端政に好らしめ、衆をして歡喜せしむるに、由ほ道福を得と云へり。總じて諸經律を檢するに、佛形像を圖畫するの功德を説けるもの、其の例是れ多し。若し此等の文を有體に史料として取扱ふに於ては、佛の形像を顯はせる畫圖が、佛在世以前又は在世當時より流布せしものと認む可きに似たりと雖も、而も事實は是と稍相違する所あるが如し。予

等は佛在世以前又は佛在世當時より、畫師なる一職業あり、且つ堂舍僧房の造立せらるるに當り、種種の彩畫の筆寫されたることを推察し得ざるに非ずと雖も、而も佛形像の圖畫の行はれたるや否やは、茲に輕輕に斷定するを得ざるものなり。

二遺物との關係 之を現存の遺物に徴するに、繪畫は殆ど失はれたれど、其の彫刻によりて類推するに、塔堂、房舍等の建造に當りて、其の莊嚴の爲に種種なる彫刻繪畫の施されたるは、動す可からざる事實なる可し。畫題としては、佛傳、佛本生事等は、尤も其の主要なるものにして、上に掲ぐる所の根本說一切有部毘奈耶雜事の文は、此の間の事實を記すに、頗る其の要を得たるものと云ふ可きならむ。彼の佛陀伽耶、ブハル、フート、サンチ、アマラー、グチ、及びアジャンター等の古彫刻並に古繪畫の如き、佛本生圖、佛傳圖等の多數を鏤刻し、又は描出せる中、其の佛傳圖に於て、現象子形下生圖、誕生圖、降魔成道圖、鹿苑初轉法輪圖、昇切利天爲母說法圖、遊方教化圖、入涅槃圖等の、早くより盛に相行はれたるを知る可きも、既に前節の初に造像の起原に就きての卑見を述べたる下に記せる如く、同じ此等の佛傳圖に在りて、同一畫題、同一圖相にて在り乍ら、其の中の上古のものは、佛の形像を圖することを避

け、或は單に足形を出して佛像に代へたるものあり、時代を経て次第に完全するに至りて、佛の形像を具せる完備なる佛傳圖、佛本生圖を見るに至れるものなり。蓋し印度に於ける佛畫は、アジャンターの壁畫以上に古きものを發見すること能はず、而してアジャンター窟の繪畫は、其の製作の年代は、さして古からず。從て其の圖畫は孰れも佛の形像を具せる完全のものにして、之に依りて其の以前の繪畫の圖相を想像せんは、聊か憶斷の譏なきに非ざる可きも、若し彫刻の例に准ぜば、最初の佛傳畫に在りては、恐らくは、佛の形像は闕如して無之りしものと推測せざる能はざるなり。況んや佛の形像を圖して、本尊として之を禮拜尊崇する風習の如きに至りては、遙に後代の事に屬すべきをや。

私に案ずるに、堂舎僧房に種種の彩畫を施すことは、元と莊嚴と教訓との意を兼ねて作造されしもの、そは概ね壁畫等に限られしものなる可きも、後ち時を経處を異にするに従ひて、或は之を本尊とし、同時に之を軸物とし安置し尊崇するの風習をすら成ずるに至りしものからざるか、但し是れ中古以後の事なるべきか、聊か疑を存する所なり。

第二節 佛畫の種別

一用途 佛畫の用途に就きては、其の間に種種の別ある可しと雖も、大約して三種となすを得べし。即ち莊嚴として彩飾するものと、本尊像として用ゆるものと、法具として用ゆるものとの三種是れなり。就中

莊嚴用 の佛畫とは、殿堂等の内に施されたる諸種の彩畫是れなり。而して其等の彩畫の中には、

イ 單に莊嚴の爲に彩飾等を施すもの、

ロ 教化の意を以て佛傳圖、佛本生圖を畫けるもの、

ハ 本尊の用を兼ねて信仰の對象の一分を爲すもの、

等の種種の別ある可し。即ち堂舎等の内に施されたる諸種の模様等の彩畫は、イ類に屬し、其の壁畫等の中、佛傳、本生、地獄變等の畫圖の、見て以て教化の用に足るものは、ロ類に屬し、諸尊像、諸淨土變の如き、予等が信仰の對象として、本尊の用を兼ね可きものは、ハ類に屬する作物として、之を取扱ふを得可きが如し。

本尊用の佛畫とは、最初より本尊像として畫出されたるものは是れなり。其中、其の畫相等に就きて更に細分するときは、

イ 尊像

ロ 變相

ハ 曼荼羅

等の別を見るべし。即ち佛、菩薩等の一一の尊像は、イ類に屬し、極樂淨土變、靈山淨土變等は、ロ類に屬し、兩界曼荼羅を始め、密家所傳の諸種の曼荼羅は、ハ類に屬す。而して其の安置の様に於ては、壁畫等として作り付けのものと、懸像として隨時に懸用ゆるもの等の別ある中、本尊として、禮拜を受くるに當り、密家所用の畫佛像の如く、修法の本尊の料たるものあり。又顯教所傳の淨土變、特に迎接相の如く、臨終來迎佛として使用せらるるものあるを知る可きなり。

法具用の佛畫とは、彩幡、山水屏風等の類是なり。幡の如き、幡上に諸天の尊像を畫くものあり。又灌頂の時に用ゆる十二天屏風、山水屏風の如き、此等は孰れも法要の用度とせらるるものとす。

二材體の種別 畫圖の料に用ひらる材體に就きては

紙

絹

壁

板

等の面上に畫き顯はさるるものにして、若し所用の例に就きて之を言はは、

紙、絹に圖畫されたるものは、大抵懸像即ち懸物等に仕立てらるるも、或は壁、障子、屏風等に糊付して用ひらる。

板面に畫くものとしては、厨子、板戸、障子、天井等に、諸種の彩畫を加ふるもの即ち是なり。

壁面に畫くもの、亦例して知る可し。此の外なほ柱、梁、其他種種の物に圖畫せらるるなり。

三畫相 畫出さるる圖相に就きては、大體に於て、雕塑として製作されしものと異ならざれども、其の製作の便宜上、雕塑に於ては、比較的單純なる各尊像多く、複雑

なる變相、曼茶羅の類に乏しきも繪畫に於ては、之に反して單純なるものよりは、寧ろ複雑なる畫相多し。即ち、

諸尊像 として、佛像、菩薩像、明王像、諸天鬼神像等あること、前節に述ぶる所の如し。

變相 としては、此の中種種の別あり、即ち、淨土變、地獄變、本生變、並に佛傳、其の他種種の圖像等是れなり。其中、淨土變の中に、彌陀淨土變、藥師淨土變、靈山淨土變、兜率變、補陀落變等の別あり。地獄變の中に、十王變相等あり、本生並に佛傳として、種種の畫圖あることは、説明する迄もなきことにして、此の外、五趣生死輪圖、觀音救難圖、其の他種種の變相あるを知る可きなり。

曼茶羅 は、主として密家に於て修法の時に奉安するものなるが、是に亦金剛界曼茶羅、胎藏界曼茶羅、阿彌陀曼茶羅、大佛頂曼茶羅、一字金輪曼茶羅、熾盛光曼茶羅、尊勝曼茶羅、佛眼曼茶羅、請雨法曼茶羅、法華曼茶羅、仁王曼茶羅、寶樓閣曼茶羅、理趣經曼茶羅、菩提場曼茶羅、如意輪曼茶羅、五祕密曼茶羅、愛染曼茶羅、北斗法曼茶羅等の類是れなり。

第三節 畫像法

一 經軌の所説 佛菩薩諸尊の形像並に曼茶羅等を圖畫するに就きて、諸經軌の中、其の圖畫の作法を説明せるもの尠なからず。今三五の文を抄記せんに、陀羅尼集經第二に、當に阿彌陀佛像を作すべし。其の作像の法は、先つ香水を以て泥地に壇を作り、一二三の好巧の畫師を喚び、日日洒浴し、其の畫師のために、八戒齋を受けしめ、呪師の身も亦日日洒浴して印を作して護身し、亦畫師のために印を作して護身し、呪師と畫師と兩ながら俱に戒を犯し齋を破することを得ざれ、五辛酒肉の物を喫はざれ、作れる壇の中央に帳を著き、四方に飲食果子を著き、種種の音樂をもて阿彌陀佛に供養したてまつる。其の畫師は、白淨の衣服を著け、種種の彩色を用ひ、薰陸、安息等の香汁を以て之に和し、皮膠を用ゆることを得ざれ、呪師は壇外に坐して面を西に向け、畫師は面を東に向く。呪師の前に一の香爐を著き、種種の香を燒き、及び諸華を散じ、夜は即ち燈を燃す。呪師阿彌陀佛身印を作し、陀羅尼を誦して曰はく、那談阿嚩耶一阿彌陀婆耶二怛他揭跢夜三阿囉訶底四三藐三菩提耶五跢姪

他六唵阿蜜哩合^二瓶七訶那訶那八薩婆波跋尼九陀訶陀訶十薩婆波跋尼十一鳴訶拈^{二十}莎^音訶三^十と次に畫師は佛像を畫く法を用て、中央に阿彌陀佛を著く。結伽趺坐して手に阿彌陀佛說法印を作す。左右の大指と無名指は、頭各相捻し、右の大指と無名指の頭を以て、左の大指、無名指の頭を壓す。左右の頭指、中指、小指は開き、堅つ。佛の右廂には、十一面觀世音菩薩の像を作し、左廂には、大勢至菩薩の像を作す」と云ひ、一字佛頂輪王經第一に、此の一字佛頂輪王像は、是の像無量、殊伽沙俱胝の諸佛同じく共に宣説したまふ、出世世間の一切の變像に於て、此の像最上なり。一切の障累の有情を利益す。是の像は乃ち是れ一切如來の神通變化、形容相好冠瓔衣服なり。一切の罪垢の有情を運度して、涅槃の岸に登らしむる最三摩地なり。斯の像を畫くものは、先に曾て此の頂輪王の灌頂無勝法壇に入り、阿闍梨に於て、手から具足の呪句印法を授けられ、或は復た勝頂王の壇に入り、已に成就せる者、阿闍梨のために印讚許可をせられ、出世の大涅槃處を求證せるもの、是の如きの行人は、乃ち像を畫くに堪へたり。正しく淨行の婆羅門の善信童女に命令し、或は大姓の種族の父母、眞正の善信童女に命じ、教へて淨く護持せしめ、燃治織縫するに、麤惡の絲を持ちて

和して織畫せしむる莫れ、刀にて截斷すること勿れ、濶量四肘、長量六肘、或は濶三肘、長量五肘、若し力是の如く織作するに、逮ばざれば、亦貨に任せて鮮淨好の者を求め、還た價値すること勿れ。貨て物を得已らば、淨香水を以て如法に熏浴し、乃ち中に圖畫す。色蓋は新淨にし、皮膠の水をもて彩色を調和すること勿れ、用ゆるに香膠を以てし、調色畫采す。或は如來種族部中の教法の軌則を取りて像を畫くも亦得。此の像を畫く者は、當に一切佛神通の月に於て畫飾莊采すべし。所謂正月五月九月なり。則ち斯等の月、月初一日、或は十五日に起首畫模す。其の像を畫く處は、佛堂殿に於てし、或は山間の仙人窟の處に於てす。是の處に方圓百歩を占相し、諸の臭穢無く、水復た蟲無く、清潔淨美ならしめ、畫く所の地に當ては、日日如法に香水を塗灑す。其の畫匠の人は、諸根端好、性善眞正にして、信五根を具す。若し畫彩の時は、八戒齋を授け、一出一浴、新淨衣を著け、諸の談論を斷じ、先づ正しく中に當りて菩提樹を盡く、中略樹下に釋迦牟尼如來を畫く、三十二大人の相、八十妙好を備へ、身背に圓光あり、師子座に坐し、結跏趺坐し、說法相を作すと云ひ、不空羼索神變眞言經第八に、世尊、是の不空王像、三昧耶は、當に白氎を以て、或は細布の上、或は復た絹

上方圓四肘、或は方八肘、畫匠畫く時は、一出一浴、香を以て身に塗り、淨衣服を著け、三白食を食し、寂然として語を斷ち、八齋戒を受け、蓋筆彩色、皆淨好ならしめ、皮膠を以て彩色に調和すること勿れ。中に當て七寶の補陀洛山を畫く、中畧中髻上に當りて七寶の宮殿あり、種種莊飾す。其の宮殿の地は、衆寶の成する所、殿中に寶蓮華師子座を置き、其の上に不空罽索觀世音菩薩あり」と云ひ、金剛恐怖集會方廣軌儀觀自在菩薩三世最勝心明王經に「此の眞言を誦し、一一の字、一洛又を滿じ、然る後に像を畫く、應に童女をして清淨處に於て髻絹等を織らしめ、帛を以て口を覆ひ、三時に洗浴し、身に白衣を著く、織者に飲食等を供給する人、亦須らく清淨なるべし。織るに白線を以てし、機杼も應に新なるべし。諸の難調伏信根不具足の人、是の惡流輩は、皆見せしむる勿れ。織處に於ては、時華を布散し、大集會經を轉讀す。畫人は當に八戒を受くべし。綠像の市ふ所は一に索る所に依る。畫者と爭競の心あること勿れ。其の絹氈等は、香水に浸漬し、藍青紫黃と及び紫鑛と、此の中彩色、是等皆除く。白色は應に白檀、烏始羅、龍腦、香等を用ゆべし。黄色は應に苴菴香、薩許拏耶百合龍等を用ゆべし。赤色は應に鬱金香、紫檀等を用ゆべし。黒色は應に多迦囉華、青蓮

華、蘇合香を用ゆべし。身分及び乳皆應に用ゆべからず。畫者は、禁戒を護持し、常に六念を思へ。先づ中央に菩提樹を畫き、樹下に阿彌陀如來を畫く、師子座の二蓮を以て承けたるものに坐す。身は金色にして、右手は施無畏なり。佛の左は聖得大勢至菩薩佛の右は聖觀自在菩薩なり」と云ひ、七俱胝佛母所說准提陀羅尼經に「次に准提佛母畫像法を説かんに、截らざる白氈の毛髮を去れる者を取り、淨壁に饘し先づ應に壇を塗るべし。闕伽飲食を以て、力に隨て供養し、畫師は應に八戒齋を受け、清淨にして像を畫くべし。其の彩色の中に、皮膠を用ゆること勿れ。新器の中に於て色を調へ、應に准提佛母の像を畫くべし。身黄白色にして、結跏趺坐して蓮華上に坐す」と云へる、即ち其の例なり。以て其の一般を推察すべし。蓋し諸尊像並に曼荼羅等の畫像法を説くもの、經軌の中頗る繁多にして、一一ここに列記するに遑あらざるなり。

二畫像の作法 佛像の圖書するに、亦種種の作法を行ふことあり。所謂佛絹加持の作法、印佛作法等の類、即ち是れなり。此の中、

佛絹加持の作法とは、佛像を圖書すべき氈布絹等を加持する作法にして、是れ

彫刻に際して行ふ所の御衣木加持と同意のものなり。而して其の加持の作法に就きては、阿婆縛抄に依るに「佛絹加持の作法、全く佛木の加持作法の如し。但し念誦加持し了て、佛師は水を以て大體之を圖し奉り、上下に之を注ぎ、壇の奥に之を安置し奉り、五供養を修す文。ム云はく、種子を書する事は、用否佛木の如し。禾に云はく、彩色具等、佛絹の次に同じく之を加持す」と云へり。亦以て畫像に就きての作の一端を知るべきなり。

印佛作法とは、佛形像を表はせる形木を以て紙等の上に充て摺寫し、又は虚空等を印する時の作法を云ふ。

是れ亦阿婆縛抄の説に依るに「印佛作法、形木を以て紙上に之を摺り、若しは香烟を印し、若しは流水を印し、若しは淨砂上を印し、若しは虚空を印す。其の作法は意に任せて必ずしも一定す可からず、先發願、終回向許有。或は行法を修す云云、示に古記等を抄し存略作法右の如し。先一前机に香花を備へ形木を置く。次に三禮、次に如來唄、次に淨三業眞言、次に三昧耶戒印眞言、次に菩提心印眞言、次に勸請合掌、我今香煙印如來水上虚空相好具足放光明、遍滿虚空世界海、猶如燈烟元燿、礙、依此印佛功德等隨改之

力、恆爲衆生解脫緣。次に右手に模印佛を取り、左手に念珠を持して數を記し、大日の眞言を誦す。佛眼若しは眞言を誦するに異説之れ有り、一説には一切の佛に、皆大日の眞言を誦してこれを印す。一説には佛眼の眞言を誦す。一説には所引の佛の眞言を誦して之を印す。想へ印する所の諸尊は、五眼具足し、三身圓滿し、眞佛と同じく異なること有ること無し。此の香煙に乗じて十方界に遍じ、衆生を利益し、共に佛道を成ぜん。次に印佛の數滿じ了りて、惣じて香花を供す。普供養の印明を用ゆべし。次に回向、願我所修印佛善、廻施三有及四恩、自他俱入甘露城、同證一如眞法界。功能。印佛軌行基撰に云はく、沙土を印すれば、地中の生類離苦得樂し、烟上を印すれば、空中の生類離苦得樂し、水中を印すれば、水中の生類離苦得樂す文。法華に云はく、若し人あり、佛の爲めの故に、諸の形像を建立し、乃至童子の戯に、草木及び筆、或は指の爪甲を以て、而も佛像を畫作するも、皆已に佛道を成ず」と云へる即ち是れなり。

第四節 繡像及び織絨佛像等に就きて

繡像 とは、ヌイトリに顯はされたる佛像を云ふ。慈氏菩薩略修念誦法卷下に復次に一法あり、前の畫像及び繡像等を取りて、大悉地を成就せんとを求むる者も亦得とあり。而して此等繡像は、遠く印度及び西域に起り、古く支那六朝の初より東土に傳はれたるものにして、我國に於ても亦上代より盛に行はれたるものなるとは、史乘に頗る顯著なる事實なりとす。高僧傳第五釋道安傳に依るに、苻堅使を遣はして外國の金箔倚像高七尺、又金坐像結珠彌勒像、金縷繡像、織成像各一張を送り、講會法聚ある毎に、輒ち尊像を羅列し、幢幡を布置し、珠珮迭に暉き、烟華亂に發し、夫の階を升り闔を履む者をして、肅焉として、敬を盡さざる莫からしむとあり。蓋し苻堅が道安に送れる外國製の金縷繡像等は、是れ西域に於て獲る所のものなるべし。又法苑雜緣原始集目次に「齊文皇帝造繡丈六像并仇池繡像記」の一目あり。廣弘明集第十七には齊永明四年釋寶願比丘尼造繡無量壽像題贊を載す。我が國に於ても、推古天皇の十三年、鞍作鳥に命じて銅と繡との丈六釋迦像を造らしめ給ひしを始めとし、天壽國繡張其の他、作例尠なからず。

織絨像 とは所謂ツッレオリに織成されたる佛像に名づく。苻堅所傳の外國

佛像中に、此種の像ありしことは前に記するが如し。又法苑雜緣原始集目錄に「禪林寺淨秀尼造織成千佛記」の目あり。釋迦方誌卷下には「周孝明帝先皇のために織成像高さ二丈六尺、等身檀像十二軀、并に諸侍衛を造る」と云へり。我が國に於ても亦此の種の造像ありしことは、大安寺伽藍緣起并流記資財帳に「織絨佛像一帳、佛畫像六帳、右不知世時」と云ひ、東大寺要錄第八に載する大佛殿東曼荼羅左右緣銘文に「粵以天平勝寶六歲歲次甲午暮春三月十日□誠乎無□之道發誓乎□□之輪擬造織成觀自在菩薩像」と云へるに徴して明なり。當麻寺の淨土變相の如きも、亦此の織成像なりとす。又

結珠像 の名は、前記苻堅將來の外國佛像の歴名中に見えたるが、此の外更に織珠像 なるものあり、其の製きた西域に起り、又支那に於て行はる。法苑雜緣原始集目錄に「河西國造織珠結珠二像記」の目あり。歷代三寶記第九に北魏永寧寺佛殿の事を叙して「浮屠の北に佛殿一所あり、形太極の如し、中に丈八金像一軀、等身金像十軀、編真珠像三軀、金織成像五軀、玉像二軀、あり、作工奇巧にして、當世に冠たり」と云へる編真珠像なるもの、亦蓋し此の織珠像の事なるべし。

錦像 釋迦方誌卷下に「周高祖武帝文皇の爲めに錦像を造る、高さ一丈六尺」と云へる是れなり。前記永寧寺佛殿に安置せられたりと傳へらるる金織成像なるものは、即ち此の錦像と同一物ならざるか。蓋し普通織成像には金絲を用ひず。而るに今者金絲を以て織成するが故に、錦像又は金織成像と稱せしなるへしと考へらるるなり。

第五章 器物

第一節 佛教關係の古器物概説

佛教關係の古器物にして、現に世に遺存せる物、其の數甚だ多し。隨て之が研究を要する事項も尠なからざることなるが、予は茲に大體に於て、佛物、法器、僧具の三類に分ちて、一往の觀察を試みんと欲す。此の中

佛物 とは、今假りに佛像に付屬せる器物に名づく。之に亦嚴身具と、各尊本誓の標幟たる持物等の別あり。其の嚴身具とは、佛身を嚴飾する物具を云ふ。但し衣服瓔珞の類は、像其のものを莊飾すれども、像たる佛身を離れて別に存在するに非ざるが故に、且らく之を措き、主として後光臺座、及び寶冠等を指す。持物とは、諸尊が本誓の標幟として執持する所の劍、輪、蓮華等の種種の物是れなり。

法器 とは、殿堂を莊嚴し、諸尊に供養し、又行法を修する等の爲に用ひらるる諸種の法器を云ふ。之に亦莊嚴具、供器、道具等の別あり。則ち莊嚴具とは、佛壇、天蓋

幢幡、華鬘等の如く、總じて道場を莊嚴するものを云ひ、供器とは、香鑪、華瓶、燭臺、火舎、洒水器、其の他、諸尊に供養物を捧ぐるに用ゆる器物を云ひ、道具とは、法要修行の際に用ゆる諸種の道具を云ふ。是に亦自ら常用のものと、臨時に特殊の法要を修するに際して用ゆるものとの別あり。常用のものは、鐘、磬、錫杖、如意、拂子、數珠等の類を指し、臨時特殊のものとは、金鉢、明鏡、五佛冠等、所謂灌頂道場、及び諸般の修法等の時に用ゆる種類の道具等なり。

僧具 とは、僧衆所用の器物、衣服等の必須品を云ふ。古來三衣、六物、十三資具、十八種物と稱するが如きは、孰れも僧具に關する名數にして、即ち僧所用の日用品を指せるもの、所謂袈裟、鉢、錫杖等の類是れなり。

以上舉ぐる所の諸種の器物の中には、織物あり、鑄物あり、陶器あり、木、鐵、金、銀、玉石等の種類の加工品あり。而して之が材質並に製作の次第等を研究するは、亦頗る繁雜なる考察を要する次第なるが、但し此は別に更に特殊の研究を要すべきものなるを以て、細に記述する能はず。故に今は單にそれ等の諸器物を列名略解するに止むべし。

第二節 佛物

一 嚴身具 佛、菩薩諸尊の身形は、袈裟、裙、天衣、瓔珞、耳環、臂釧、足釧等を以て莊嚴せらるると雖も、而も佛像に於ては、此等は孰れも佛體其の物を離れずして、塑畫造顯せらるるが故に、形様は固より嚴身具に相違なしと雖も、事實は當然佛體外の器物として、説明すべき性質のものに非ず。唯寶冠、後光、臺座の類に至りては、或は佛菩薩諸尊の形體其のものに附屬して、取付けあるを以て、假りに之を佛嚴身具の一として、解説するを便とすべきが如し。而して此の中

イ 寶冠 に亦種類の異あり。而も其は製作技巧の様に精愈の別あるのみにあらず。冠中、佛像等を安ずるものあり。即ち或る佛、菩薩諸尊、各種類の冠ありて、其の間自から五佛冠、師子冠等の別名を作すものあり。

五佛冠 とは、又五佛寶冠、五智寶冠、五寶天冠等とも稱す。其の冠中に五佛（五智如來の意、五智如來とは、大日、阿闍、寶生、阿彌陀、不空成就の五佛を指す）を安置するものに名づく。諸佛境界攝眞實經卷中に「頂に五寶天冠あり、天冠の中に五の化佛あ

りて結跏趺坐すと云ひ尊勝佛頂修瑜伽法軌儀卷下に「狀は輪王の像の如く、白色にして首に五佛の寶冠を戴き、手に金剛鉤を執る」と云へる是れなり。之に亦五化佛を額上前方に^{○○}形に安ぜるものあり、金剛界曼荼羅一印會の大日如來の寶冠の如きは是れなり。又五佛を各一尊づ、横布し安ぜられたるものあり、五祕密金剛薩埵、五大虚空藏菩薩、彌勒菩薩の寶冠の如きは是れなり。

觀世音菩薩の寶冠は、本師阿彌陀如來を安ず。觀無量壽經に「頂上に毗楞伽摩尼寶を以て天冠と爲す。其の天冠の中に一の立化佛あり」と云へり。是れ印度以來一定の通軌にして、而も其は聖觀音のみならず、千手、十一面准胝馬頭、如意輪等の諸大變化觀音等亦皆然らざるはなし。而して其の冠中の化佛に就きては、立像あり、坐像あり。其の據る所の經軌に従て、必ずしも一准ならず。

勢至菩薩の寶冠は、寶瓶を安ぜらる。觀無量壽經に「此の菩薩の天冠には五百の寶蓮華あり、一の蓮華に五百の寶華臺あり。一の臺中に、十方諸佛淨妙國土、廣長の相皆中に於て現ず。頂上の肉髻は鉢頭摩華の如し。肉髻の上に於て一の寶瓶あり。諸の光明を盛り、普く佛事を現ず」とあり。蓋し阿彌陀の三尊菩薩二脇

侍の別は、此の寶冠中の化佛觀音、寶瓶(勢至)の異によりて、一目して知らる可きものとす。

彌勒菩薩の寶冠 中には、或は五輪傘都波の形を安ぜるものあり。或は又舍利瓶を安ぜるものあり。

虚空藏菩薩の寶冠 中には、稀に三十五佛を安ぜるものあり。東大寺盧舍那佛の脇士の如き、其の本初のもは三十五佛を頂戴せし由、古記に明記する所なり。

師子冠 とは、冠に師子の形を現ずるを云ふ。金剛峰樓閣一切瑜伽瑜祇經愛染王品に「愛染金剛を畫け、身色は日暉の如くにして、熾盛の輪に住し、三目にして威怒に視る。首髻に師子冠あり、利毛にして、忿怒の形なり。又五鈷鉤を安じて、師子の頂に在り」と云へり。是れ愛染明王の冠する所、又同經金剛吉祥大成就品に「時に本所出生の大金剛吉祥佛母、復た畫像と曼荼羅との法を説きたまふ。白淨の素縁を取て、自身の量に等しくして、而も之を圖畫せよ。凡そ一切の瑜伽の中の像は、皆身自から坐せる等量にして之を畫け、中に於て應に三層八葉の蓮華を畫き、中に我が身を畫くべし。當に我前の蓮華葉の上に於て、一切佛頂輪王を畫くべし、手に八輻

の金剛輪を持す。此の次に於て、右に旋て七曜使者を布せよ。次の第二の華院に、頂輪王の前に於て金剛薩埵を畫け、次に右に旋て八大菩薩を畫け、各本標幟を執る。次の第三の華院に、右に旋て各八大金剛明王を畫け、又華院の外の四方の面に於て八大供養及び四攝等の使者を畫け、皆師子冠を戴けり。之を畫像の法と名づく」と云へり。此の外寶冠、金線冠、天冠等と稱せられ、諸菩薩、諸忿怒諸天等の冠類、其の狀種種不同なり。今細説に違まあらず。

○後光 とは光、光焰、圓光、光背とも云ふ。佛菩薩諸尊の項背に取付けられたる光相に名づく。觀無量壽經に「無量壽佛の身は、百千萬億の夜摩天の閻浮檀金の色の如し。佛の身の高は、六十萬億那由他恒河沙由旬なり（中略）彼の佛の圓光は、百億の三千大千世界の如し。圓光の中に於て、百萬億那由他恒河沙の化佛あり。一一の化佛に亦衆多無數の化菩薩あり」と云ひ、又次に亦應に觀世音菩薩を觀ずべし。此の菩薩の身長は、八十億那由他恒河沙由旬なり。身は紫金色にて、頂に肉髻あり。項に圓光あり。面各百千由旬なり。其の圓光の中には、五百の化佛あり。釋迦牟尼の如し。一一の化佛に五百の菩薩、無量の諸天あり、以て侍者と爲す。舉身光の

中に、五道の衆生の一切の色相皆中に於て現ず」と云ひ、觀佛三昧海經第六に「如來切利天より閻浮提に下る時、光相變應す。我れ初め下る時、無數の天子、百千の天女、世尊に侍衛す。獨り一佛の圓光一尋、千光明を放ち、足虚空を歩み、階を躡みて而も下りたまふを見る。時に佛光の中より七佛の像を現じ、佛光より出でて佛を導きて前行す」と云ひ、一字佛頂輪王經に「樹下に釋迦牟尼如來を畫く、三十二の大人の相、八十の妙好を備へ、身の背に圓光あり、師子座に坐し、結跏趺坐し、說法相を作す」と云ひ、七俱胝佛母所說准提陀羅尼經に「應に准提佛母の像を畫くべし。身は黄色にして、結跏趺坐して蓮華の上に座す。身に圓光を佩び、輕縠を著く」と云ひ、陀羅尼集經第一に「其の疊の上に於て世尊の像を畫く。身は眞金色にして、赤袈裟を着け、七寶の冠を戴き、通身光を作し、手に母陀羅を作し、七寶莊嚴の蓮華座上に結跏趺坐す」と云ひ、又大智度論第八に「佛身の四邊に各一丈の光明あり、菩薩坐すれば便ち此れ有り。是れ三十二相の一なり。名づけて丈光の相と爲す」と云へる是れなり。之を大別して頭光と身光との二類あり。

頭光 とは唯頭後に圓輪を以て光相を表するものを云ふ。之に亦種種あり。

圓輪のみを以て光相を表するものあり。

輪上に模様等を出せるものあり。

輪内に蓮華等の形を作せるものあり。

輪縁に光焰を取り付たるものあり。

輪縁の光、下より上に向ひて寶珠形を作すものあり。

輪内より更に數條の金線を射出して放光の相を作すものあり。

蓋し佛師の意樂に隨て、其の作柄千狀萬態なりとす。

身光 又舉身光とも云ふ。佛の全身より發する光相に名づく。是に

足より頂に至るまで、凡て一光焰を以て光相を表せるものと、

頭光を併せて二重の圓輪を以て一の身光を形成せるものとあり。此の中また

單に二重の圓輪より成るものあり(俗に輪後光と稱す)。

輪上に模様あるものあり。

圓輪其ものが焰形より成れるものあり。

輪縁に更に光焰を取り付けたるものあり。

光焰熾盛にして下より上に向て宛然舟形をなす物あり(俗に舟後光と稱す)。其の形様亦種々不同なり。且つ此等の後光の中には化佛、飛天、種子等を取り付くるものあり。

即ち唐招提寺、金堂の盧舍那佛の後光の如きは、千體の小化佛を取り付け、

東大寺の盧舍那大佛の後光は、本は五百餘尊の化佛、飛天を取り付けたりしも、今の像は略して半丈像十六體のみを安置し、

東寺金堂の藥師佛の後光の如きは、光上に七佛、藥師を安し、

同講堂の中尊、金剛界大日如來の後光は、三十七尊を安じ、

鳳凰堂の本尊、阿彌陀如來の後光は、飛天數體を安じ、

觀音寺の阿彌陀佛、法金剛院の十一面觀音、藥師寺講堂の藥師佛の如く、梵號、真言又は種子等を取り付けたるが如き、即ち其の例なり。此の外猶ほ種種多様の作例ある可きも、是れ今細説に違あらず。

ハ臺座 とは、佛菩薩諸尊の坐し給ふ所の座物を云ふ。之に亦種種あり、即ち佛菩薩、明王、諸天、鬼神等、各其の坐する所の座物を異にするが故なり。今其の主なる

ものに就き一言せん。

金剛座 とは、又菩提座とも稱す。佛成道の座所に名づく。今釋尊に付きて云へば、即ち印度摩揭陀國菩提樹下の金剛座一所のみ、是の稱あり。増一阿含經第十四に、今此の樹下に於て、金剛牀に坐して、以て一切智を獲と云ひ、方廣大莊嚴經第五に、釋種太子、出家學道し、苦行六年菩提座に坐して、當に正覺を成ずべしと云ひ、大毘婆沙論第三十一に、此の三千世界の中の瞻部洲に金剛座あり。上は地際を極め、下は金輪に據る。菩薩之に坐して正覺を成ず。此を除きて堅固の依處あることなしと云へる即ち是れなり。

師子座 とは、佛の坐し給ふ所若しは牀、若しは地、皆總じて師子座と稱す。摩訶般若波羅蜜經第一に、爾の時に、世尊自ら師子座を敷きて結跏趺坐すと云ひ、大智度論第七に問ふて曰はく、佛には侍者及び諸菩薩あり、何を以ての故に、自から師子座を敷きたまふや。答へて曰はく、此は是れ佛の化成する所、以て大衆に可適せんと欲す。是を以ての故に、阿難得て敷くこと能はず。復た次に佛心の化作なるが故に、自敷と言ふ。問ふて曰はく、何を以て師子座と名づくるや。佛、師子を作すとや

せん、實の師子が來るとやせん。金銀木石にて師子を作るとせん耶。又師子は善獸に非らざるが故に、佛の須ひざる所、亦因緣無きが故に、應に來るべからず。答へて曰はく、是れ號して師子と名づくるも、實の師子に非ざるなり。佛を人中の師子と爲す。佛の坐する所の處、若しは牀、若しは地、皆師子座と名づくと云へる是れなり。是れ三界獨尊の佛を、獸中の王たる師子に喩へたるより起れる稱呼なるが、後には、耆老大德等說法師子吼の高座を指して師子座と名づけられ、或は實際の師子形又は師子形を脚とせる座牀を以つて、師子座又は師子牀等と稱することあるに至れり。

蓮華座 とは、又略して蓮座、華座、蓮臺等とも云ふ。蓮華を以て坐物とするに名づく。是主として、佛又は菩薩の座物なり。梵網菩薩戒經に、我今盧舍那、方に蓮華臺に坐し、周匠せる千華の上に、復た千釋迦を現すと云ひ、新譯華嚴經第七に、普賢菩薩摩訶薩、如來の前に於て、蓮華藏師子之座に坐し、佛の神力を承けて三昧に入ると云ひ、金剛恐怖集會方廣軌儀觀自在菩薩三世最勝心明王經に、樹下に阿彌陀如來を畫く、師子座に座し、二蓮を以て承くと云ひ、大日經第一に、行者次に中に於て意を定

めて大日を觀せよ。白蓮華の座に處して、髮髻を以て冠と爲し、種種の色光を放ちて通身に悉く周遍せりと云へる是れなり。若し大智度論第八の説に依らば、復た次に是の諸の光明變じて千葉の金色の寶華と成りて、舌相より出づ。此の千葉金色の寶華は、光明徹照すること日の初めて出づるが如し。問ふて曰はく、光明の中に變じて此の寶華を化作するや。答へて曰はく、佛坐せんと欲するが故なり。問ふて曰はく、諸牀坐すべし。何ぞ必ずしも蓮華のみとせん。答へて曰はく、牀を世界白衣の坐法と爲す。又蓮華は軟淨なるを以て、神力を現じて其の上に坐し、花をして壞せざらしめんと欲するが故に、妙法座を莊嚴するを以ての故に、又諸華は皆小にして此の華の如く香淨大なる者無きを以てなり。人中の蓮華は大さ尺に過ぎざれども、漫陀耆尼池、阿那婆達多池の蓮華は、大さ車蓋の如し。天上の寶華蓮は、復た此より大なり。是れ則ち容れて結加趺坐すべし。佛の坐する所の華は、復た此より勝ること百千萬倍なり。又此の如きの蓮華臺は、嚴淨香妙にして坐すべし。復た次に劫盡燒の時、一切皆空なり。衆生の福德因縁の力の故に。十方より風至り相對し相觸れて、能く大水を持す。水の上に一千頭の人あり、二千の手足あ

り、名づけて韋紐と爲す。是の人の臍中より千葉の金色の妙寶蓮華を出す。其の光は大に明にして、萬日の俱に照すが如し。華中に人ありて結加趺坐す。此の人に復た無量の光明あり。名づけて梵天王と曰ふ。此の梵天王の心より八子を生ず。八子、天地人民を生む。是の梵天王は諸の姪瞋に於て已に盡して餘す無し。是を以ての故に言はく、若し人ありて、禪淨の行を修し、姪欲を斷除するを、名づけて梵道を行すと爲す。佛の法輪を轉じたまふは、或を法輪と名づけ、或は梵輪と名づく。是の梵天王、蓮華の上に坐す。是の故に諸佛世俗に隨ふが故に、寶華の上に於て結加趺坐し、六波羅蜜を説きたまふ。此の法を聞く者は、畢に阿耨多羅三藐三菩提に至るとあり。雜譬喻經に亦此の説を載す若し此の文に依り推考する時は、蓮華座の起原は、世俗の梵天像より來れりと云ふとを得可きが如く、且つ事實上、本尊像としての佛形像の製作が、佛の入滅後、數世紀を経過し居れるに徴し、かかる蓮華臺上に坐し給へる佛像は、其の作、原初の物に非らざるを知るべし。而して此等の蓮華座の蓮瓣の數につきて、千葉、百葉、八葉等の異あり。其の蓮華の色は、普通のものゝは金色なれども、畫圖曼荼羅等には、黃、紅、白、青等の色を用ゆるものあり。且つ其の蓮臺の形は、單

に華のみを以て臺座と作すを普通とすれども、稀には彼の法隆寺藏橘夫人念持阿彌陀佛の蓮臺の如く、莖を以て之を支ふるものあり。若し又七俱胝佛母准提大明陀羅尼經に依らば、菩薩の下に水池を作り、池中に蓮華を安じ、難陀跋難陀龍王、共に蓮華の莖を扶け、蓮華の上に於て准提菩薩を安ず」と云へるが、現に印度古佛像の中には、莖は水中より出で、且つ莖本は龍王之を捧持する相を爲すもの往往あり。

磐石座とは、寶磐石を以て座とするもの、是れ主とし、忿怒明王の座物なり。大日經第一に、涅哩底の方に依て、不動如來使あり。慧刀と絹索とを持し、頂髪は左の肩に垂れたり。一目にして而も諦に觀、威怒にして身に猛焰あり。安住して磐石に在す。面門水波の相あり、充滿せる童子の形なり」と云ひ、甘露軍荼利菩薩供養念誦成就儀軌に、四面四臂にして、右手は金剛杵を執り、左手は滿願の印にし、二手は羯磨の印を作り、身に威光焰鬘を佩び、青蓮華の色にして、瑟瑟の盤石に坐す」と云へり。不動降三世、大威徳等の諸明王の座是なり。

荷葉座とは、荷葉を座とするもの、是れ主として、諸天の座にして、即ち金剛界曼荼羅外金剛部の二十天の座の如き是れなり。賢劫十六尊軌に、金剛界の外院の地

居、空行の天に、略説して五類あり。忿怒して呬字を稱す。二十天を安布す。菱荷て座と爲すとあり。

宣臺座とは、國王の高座、一説に其の座の形、宣の字に似たるが故に其の名ありと云ふ。是れ訶利帝母神の座なり。大藥又歡喜母并愛子成就法に、我が歡喜母は天女形に作り、極めて殊麗ならしめ、身は白紅色にして、天繪寶衣、頭冠、耳璫、白螺を釧と爲し、種種瓔珞、其の身を莊嚴す。寶宣臺に坐し、右足を垂下すと云へり。

獸鳥座 獸形又は鳥形を座とするに名づく、之に亦種種あり。師子、象、馬、孔雀、迦樓羅、牛、龜、麋、鵝等の類なり。此の中師子、象、馬、孔雀、迦樓羅の五を、五部座、五佛座、又は五獸座とも稱す。金剛頂瑜伽中略出念誦經第一に、其の本説あり。金剛頂經義訣卷上に之を釋して曰はく、經に明す所の如き、五座の中に於て、鑊字輪中の種子の所變、師子座を成ずとは、師子は諸獸の中の王にして、諸獸の中に於て、遊行無畏なるが故なり。毘盧遮那も亦復た是の如く、諸法の王にして、諸法の中に於て、變化無礙なるが故なり。是の故に師子座に據るなり。呬字輪中に於て、種子の所變、象座と爲るとは、其の象の力用は、諸獸の力用の能く過ぐる者なし。金剛部王共に其の上に

據り、表するに堅力を以てす、罍礎なきが故なり。但羅字輪中に於て、種子の所變、馬座となるとは、其の諸世間の尊貴吉祥、馬より先きなるはなし。馬に慧用あり、世以て寶と爲す。灌頂法王之を以て座と爲し、表するに灌頂を以てす。吉祥を具するが故なり。續哩^二字輪中に於て、種子の所變の孔雀座とは、其の諸世間は、孔雀鳥を以て瑞鳥と爲す、此の禽麗莊にして、種種の色を具し、復た明慧あり、善く時宜に應ず。轉法輪王、之を以て座と爲し、表するに大法輪を轉ずるを以てす。非器あらざるが故なり。阿字輪中に於て、種子の所變の迦樓羅座とは、此の鳥の威力能く諸龍を降す。諸龍の所居は四大海中なり。迦樓羅鳥は、向ふ所の方に隨て、龍即ち降伏す。不空業王、之を以て座と爲し、表するに智用を以てす。隨方羯磨、人天一切の諸龍を攝引し、歸せざる者なし。謂はく佛菩薩隨て攝し、隨て歸して違する者あることなしと云へり。但し是等の師子座等は、ただに五佛並に五部の諸尊の座物たるのみに非ずして、又他の諸尊の座たることあり。則ち之を再言すれば、

師子座 とは、師子を座とするもの、是れ大日如來、文殊師利菩薩、及び五大虛空藏の中の法界虛空藏等諸尊の坐する所なり。又一字金輪佛頂等の如きは七師子の

座に坐し、十二天中の羅刹天の如きは白師子を以て座となせり。

象座 とは、象を座とするもの、是れ阿闍如來、普賢菩薩、及び五大虛空藏の中の金剛虛空藏、十二天中の帝釋天等諸尊の座するなり。

馬座 とは、馬を座とするもの、是れ寶生如來、馬鳴菩薩、及び五大虛空藏の中の寶光虛空藏等諸尊の坐する所なり。又十二天中の日天の如きは、五馬を以て座となせり。但し胎藏界曼荼羅外金剛部院の日天は四馬の車輅に乗り、同日天曜は三馬を以て座となせり。

孔雀座 とは、孔雀を座とするもの、是れ阿彌陀如來、孔雀王母菩薩、及び五大虛空藏の中の蓮華虛空藏、鳩摩羅天等諸尊の座とする所なり。

迦樓羅座 とは、迦樓羅を座とするもの、是れ不空成就如來、及び五大虛空藏の中の業用虛空藏等諸尊の坐する所なり。胎藏界曼荼羅外金剛部院の那羅延天の如きも亦此の金翅鳥を以て座となせり。此の外

牛座 とは、牛を以て座とするもの、是に水牛を坐とするものあり、大威德明王なり。白水牛を座とするものあり、十二天中の焔摩天等なり。黑水牛を座とするもの

のあり、胎藏界曼荼羅外金剛部院の自在天なり。又青牛を座とするものあり、十二天中の火天等なり。黃豊牛を座とするものあり、十二天中の伊舍那天等是れなり。胎藏界曼荼羅外金剛部院の烏摩妃も亦牛を以て座となせり。

龜座 とは、龜を座とするもの、十二天中の水天等の坐する所是れなり。

鑿座 とは、鑿を座とするもの、十二天中の風天の坐する所是れなり。

鵝座 とは、鵝を座とするもの、十二天中の月天の如きは、三鵝を以て座となせり。

猪座 とは、猪を座とするもの、摩利支天等の坐する所なり。

鬼座 鬼形を座とするもの、大元明王、多聞天等が藥叉鬼を以て座と爲し、烏芻沙

摩明王か、毘那夜迦を以て座とするが如きは是れなり。又降三世明王の如きは、自在天、及び烏摩妃を踏めり。

須彌座 とは、須彌山形を座とするもの、不空羂索神變真言經第八に「外院の東門に摩醯首羅天を置き、南門に焰摩王を置き、西門に水天を置き、北門に伊首羅天を置く、皆半跏趺坐して須彌寶座に坐す」とあり。胎藏界曼荼羅外金剛部院の北門の帝釋天等の如き亦之を以て座となせり。

三 持物

佛菩薩諸尊の執持し給ふ所に種種の物あり。是れ即ち此等諸尊が其の内證の本誓を表示するものにして、契印又は三摩耶形とも稱せらる。彼の觀音薩埵は蓮華を持ちて大悲應物不染着の本誓を示し、文殊菩薩は利劍を持ちて能く煩惱を摧破するの本誓を表示するが如し。觀自在菩薩如意輪瑜伽に「所有諸如來、皆入りて一體と爲る。猶し明鏡に於て、能く萬像を現ずるが如し。法界自性の體、金剛蓮に住す。即ち其の寶蓮を變じて眞多菩薩と爲す。手に如意寶を持す。六臂にして身は金色なり。皆自身に想へ、頂髻に寶莊嚴あり、冠に自在王坐し、說法相に住す。第一手思惟は、有情を愍念するが故なり。第二には意寶を持し、能く一切の願を滿す。第三は念珠を持するは、傍生の苦を度せんが爲めなり。左には光明山を按じ、無傾動を成就す。第二の持蓮手は、能く諸の非法を淨し、第三の契輪手は、能く無上の法を轉ず。六臂廣博の體、能く六道に遊び、大悲方便を以て、諸の有情の苦を斷ずと。行者是の如く觀して、月輪中に生せよ」と云へる亦其の例なり。然るに一一の諸尊各各の本誓を異にするが故に、其の所持の物も亦必ずしも同じからずして、頗る多種多様なり。蓋し諸尊を識別するには、先づ其の本誓を表示する

持物を知るを以て尤も捷徑と爲す。是等諸尊の持物が、法義上頗る深祕の意義を有するは勿論なりと雖も、而も今茲には單に其等事物を假りに普通の一器物と見なして説明を加へ、以て佛像附隨の古器物の大數を列舉し、兼ねて是に由りて諸尊圖像の何尊なるかを識別するの參考に資せんと欲す。其の所謂深祕の意義の如きは、更に別に討ぬべきのみ。而して諸尊の持物に多種ある中、予は今便宜上、私にイ花果等類、武器等類、ハ道具等類、ニ鳴物類、及びホ雜等の五類に分ちて、其の大體を説明すべし。

イ花果等類とは 所謂蓮花、楊柳、葡萄、吉祥果等の類是なり。

蓮華 は尤も其の主要なるものにして、殊に胎藏界曼荼羅に於て、佛、蓮、金の三部を建つる中、佛、右方大悲門の一類の諸尊を蓮花部院と稱す。其の院の諸尊は、大概蓮華を以て持物となし給へるを見る。蓮華を持物とする諸尊の名を擧ぐれば、即ち胎藏界曼荼羅中臺八葉院、西北方の觀自在菩薩、同遍知院の大勇猛菩薩、大安樂、不空眞實菩薩、七俱胝佛母尊を始めとして、同蓮華部院中の蓮花部發生菩薩、大勢至菩薩、毗俱胝菩薩、正觀自在菩薩、多羅菩薩、大明白身菩薩、馬頭觀音菩薩、薩埵波、大吉祥菩

薩、如意輪菩薩、大吉祥大明菩薩、大吉祥明菩薩、披葉衣菩薩、白身觀自在菩薩、豐財菩薩、不空絹索菩薩、水吉祥菩薩、大吉祥菩薩、白處觀自在菩薩、同釋迦院の勝佛頂、如來笑、同虛空藏院の忿怒鈎觀世音菩薩、千手千眼觀自在菩薩、無垢逝菩薩、同蘇悉地院の孔雀王母菩薩、十一面觀自在菩薩、同文殊院の大聖觀自在菩薩、臨波髻使者、文殊師利使者、同使者女、鈎召使者、光網菩薩、無垢光菩薩、五字文殊菩薩、同除蓋障院の悲愍菩薩、同外金剛部院の日天、婆蘇大仙、自在女、同天妃、金剛界曼荼羅三十七尊中、西方阿彌陀佛四親近の一なる金剛法菩薩、並に藥師佛の右脇士月光菩薩、青頸觀音等なり。然るに同じく總して蓮花梵名は波頭摩 (Padma) と稱すと雖も、其の花色に白蓮花 (梵名芬陀利迦 (Pundarika) 青蓮花、梵名優鉢羅 (Utpala) 黃蓮花 (梵名拘物頭 (Kumuda) 紅蓮華、梵名 Satajastra) 及び紫蓮花 (梵名未詳) 等の別あり。其の華形に就きても、未敷蓮花 (含蓮花とも云ふ) 半開蓮華、開敷蓮花等の異なるを見る。今其等の種別に從て再述すれば、先づ華色に就ては、千手觀音の一手に

白蓮花 を持し給へるあり。又多羅菩薩、五字文殊菩薩、光網菩薩、千手千眼觀自在菩薩、無垢逝菩薩、臨波髻使者、文殊師利使者、文殊使者女、鈎召使者、月天妃、自在女等

の諸尊は

青蓮花 を持し。又中臺八葉院の觀自在菩薩、大安樂不空眞實菩薩、七俱胝佛母尊、千手千眼觀自在菩薩等は

紅蓮花 を持し、又千手千眼觀自在菩薩は、

紫蓮華 を持し給へり。次に又華形に就きて云へば蓮花部院の正觀音、馬頭觀音、悲愍菩薩、無垢光菩薩等所持の蓮花は

未敷蓮華 にして、大吉祥變菩薩所持の蓮花は

半開蓮花 なり。又中臺八葉院の觀自在菩薩、七俱胝佛母尊、不空羅索觀音、披葉

衣菩薩、大吉祥大明菩薩、薩埵波大吉祥菩薩、大明白身菩薩、孔雀王母菩薩等所持の蓮華は

開敷蓮華 なるを見る可し。

蓮臺 又華臺と云ふ。彌陀如來迎接衆中の觀音菩薩の持する所なり。

曼殊沙花 マニジュンカ Manjusaka. 譯して赤團、如意、柔軟、又は檻花とも云ふ。藥師佛の左脇

侍日光菩薩或は此の花を執持し玉ふ所なり。此の外

梵天王、毘紐天、堅牢地神天、婆蘇天后、帝釋女、光音天、大光音天、兜率天、他化自在天、持

鬘天、成就明仙衆等亦華を以て持物とすと云はるるも、未だ其何華なるや詳にせず。

楊柳 胎藏界曼荼羅蓮華部院の耶輸陀羅菩薩、同地藏院の除一切憂冥菩薩、同虛

空藏院の千手千眼觀自在菩薩等は、之を執持し給へり。

蒲桃 千手千眼觀自在菩薩の執持し給ふ所、

蘿蔔 歡喜天の執持する所なり。

吉祥果 梵に頗羅果と云ふ。柘榴なり。孔雀明王、葉衣觀音、持世菩薩、並に訶梨

帝母(鬼子母)等諸尊の執持する所なり。

俱緣果 孔雀明王の所持物の一なり。然るに此の俱緣果に就きて、不空譯の大

孔雀明王畫像壇場儀軌には、第二手に俱緣果を持す其の菓の狀は木瓜に似たりと云へるも、義淨譯

の大孔雀呪王經には、右邊の第一手には柚子を持すとあり。柚、木瓜と相似す。同

異未だ詳かならず。

微若布羅迦果 また何果なるやを詳にせず。准泥菩薩の持する所なり。

甘菓 是れ亦何菓なるやを知らず。胎藏界曼荼羅虛空藏院檀波羅蜜菩薩の持

する所なり。

口武器等類とは、所謂金剛杵、劍、刀、鉞、鉞斧、鈎、戟、鉞、棒、鈎、鎖、索、弓、箭、榜、排等の類是れなり。

金剛杵とは、梵語に跋折羅 *Vajra* と云ふ。三部の中金剛部院の諸尊は、概ね此の金剛杵を持し給へり。但し是れ總名にして、之に獨鈷杵、三鈷杵、五鈷杵、羯磨杵等の別あり。此の中

獨鈷杵とは、梵名 *Manava* 又、獨鈷獨鈷跋折羅、一鈷、一鈷杵、一鈷跋折羅とも云ふ。

即ち胎藏界曼荼羅金剛部院の發生金剛部菩薩、金剛利菩薩、擇悅持金剛菩薩、離戲論菩薩、金剛牢持菩薩、虛空無垢持金剛菩薩、持妙金剛菩薩、住無戲論菩薩、金剛持菩薩、月厭忿怒菩薩、同釋迦院の大轉輪佛頂、同虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩、蘇婆胡菩薩、供發意轉輪菩薩、蘇悉地羯羅菩薩、同地藏院の寶印手菩薩、同除蓋障院の賢護菩薩、同外金剛部院の帝釋天等及び轉法輪菩薩、大輪明王等の持する所なり。但し大轉輪佛頂、蘇婆呼菩薩、寶印手菩薩等所持のものは、蓮華上に安置せられたり。

三鈷杵 梵名 *Trisula* 三股の杵の意。又三鈷跋折羅と云ひ、略して三鈷と稱す。

即ち胎藏界曼荼羅中臺八葉院の大聖文殊師利菩薩、同遍知院の大安樂不空眞實菩薩、同五大院中の降三世明王、同金剛部院の金剛薩埵菩薩、虛空無邊超越菩薩、大輪金剛菩薩、忿怒持金剛菩薩、同虛空藏院の千手千眼觀自在菩薩、蘇悉地羯羅菩薩、不空鈎觀自在菩薩、同蘇悉地院の一髻羅刹菩薩、同地藏院の寶光菩薩、寶手菩薩、持地菩薩、同文殊院の文殊師利菩薩、同外金剛部院の毘樓博又天王等を始め、降三世明王、無能勝明王、大輪明王、並に藥師如來十二神將の一なる和普羅大將等の持する所なり。但し文殊師利菩薩、持地菩薩、寶手菩薩等所持のものは、蓮華上に安ぜられたり。

五鈷杵 胎藏界曼荼羅遍知院の七俱胝佛母尊、大安樂不空眞實菩薩、同金剛部院の金剛薩埵菩薩、金剛手持金剛菩薩、同蓮華部院の大隨求菩薩等の持する所なり。又文殊師利菩薩にして青蓮華上五鈷杵あるを持せるものあり。

羯磨杵 又羯磨金剛、十字跋折羅、十字杵といひ、略して羯磨と稱す。二の三股を十字形になしたるものにして、金剛界曼荼羅三十七尊中、大日如來四親近の一なる羯磨波羅蜜菩薩、胎藏界曼荼羅遍知院の大安樂不空眞實菩薩、同虛空藏院の生念處菩薩、同地藏院の堅固深心菩薩等諸尊の持する所なり。但し其の中、堅固深心菩薩、